

第2回定例会

平成28年6月9日開会

平成28年6月22日閉会

三股町議会議録

三股町議会

目 次

◎第2回定例会

○6月9日（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名	3
日程第2	会期決定の件について	3
日程第3	議案第38号から議案50号までの13議案、報告4件一括上程	4

○6月13日（第2号）

日程第1	一般質問	12
4番	池邊 美紀君	12
3番	福田 新一君	25
10番	池田 克子君	39
1番	森 正太郎君	51
5番	堀内 義郎君	72

○6月14日（第3号）

日程第1	一般質問	88
6番	内村 立吉君	88
2番	楠原 更三君	97
8番	指宿 秋廣君	123
11番	山中 則夫君	136

○6月15日（第4号）

日程第1	総括質疑	154
日程第2	委員会付託	155
日程第3	議案第48号の質疑・討論・採決	156
日程第4	議案第49号の質疑・討論・採決	156
日程第5	議案第50号の質疑・討論・採決	157

○6月22日（第5号）

日程第1	常任委員長報告	161
日程第2	質疑（議案第38号から第47号までの10議案）	167
日程第3	討論・採決（議案第38号から第47号までの10議案）	167
日程第4	意見書案第4号、第5号、発議第2号一括上程	171
日程第5	意見書案第4号、第5号、発議第2号の質疑・討論・採決	173
日程第6	議員派遣について	174

付議事件及び審議結果一覧

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
平成28年 第2回定例会 (6月)	議案第38号	専決処分した事件の報告及び承認について（三股町税条例等の一部を改正する条例）	承認	6月22日
〃	議案第39号	専決処分した事件の報告及び承認について（三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	承認	6月22日
〃	議案第40号	専決処分した事件の報告及び承認について（平成27年度三股町一般会計補正予算（第5号））	承認	6月22日
〃	議案第41号	専決処分した事件の報告及び承認について（平成27年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））	承認	6月22日
〃	議案第42号	専決処分した事件の報告及び承認について（平成27年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号））	承認	6月22日
〃	議案第43号	平成28年度三股町一般会計補正予算（第1号）	可決	6月22日
〃	議案第44号	平成28年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	可決	6月22日
〃	議案第45号	平成28年度三股町介護保険特別会計補正予算（第1号）	可決	6月22日
〃	議案第46号	平成28年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	可決	6月22日
〃	議案第47号	財産の取得について（一般廃棄物最終処分場後方超回転型油圧ショベル）	可決	6月22日
〃	議案第48号	教育委員会教育長の任命について	同意	6月15日

平成28年 第2回定例会 (6月)	議案第49号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	同意	6月15日
〃	議案第50号	固定資産評価員の選任について	同意	6月15日
〃	報告第3号	平成27年度三股町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について		
〃	報告第4号	三股町土地開発公社の平成28年度事業計画及び予算		
〃	報告第5号	三股町土地開発公社の平成27年度事業決算の報告について		
〃	報告第6号	専決処分の報告(損害賠償額の決定及び和解について)		
〃	意見書案第4号	地方財政の充実・強化を求める意見書(案)	可決	6月22日
〃	意見書案第5号	次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書(案)	可決	6月22日
〃	発議第2号	三股町議会委員会条例の一部を改正する条例	可決	6月22日

一 般 質 問

発言 順位	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	池邊 美紀	1 熊本震災を受けて町の防災計画について	① 緊急時の食料や水はどこに保管されその量は充分か。 ② 燃料などの協定や、他の自治体との協定は結ばれているか。 ③ 大規模災害でのNPOや市民団体などの人員や支援物資の受け入れ態勢はどのようになっているか。	町 長
		2 水難事故対策と自然体験のありかたについて	① 5月14日の水難事故をどのように受け止めているか。 ② 今後の水辺活動の指導はどのようなものか。水辺に近づけないという指導ではなく、事故事例や救助法などを教えているか。 ③ 小学校の段階での水辺活動教育が重要であるが、どのような教育がなされているのか。 ④ 着衣遊泳体験やライフジャケットの重要性など三股町独自の水辺体験学習を進めるべきではないか。	町 長 教育長
		3 地域おこし協力隊について	これまでの状況と、今後の活動計画はどのようなものか。	町 長
		4 ネーミングライツ契約について	全国ではネーミングライツ契約がなされている施設があるが、取り入れてはどうか。	町 長

2	福田 新一	1 県内最大の人口伸び率を記録する三股町が今すべきことは何か 防災・減災対策について	① 地震対策の現状レベルはどんなものか。 (組織、指示系統や各家庭での対応策は。) ② 一歩先を行く危機管理とは何か。 ③ 消防団員加入の勧誘方を何か考えているか。	町 長
		2 県内最大の人口伸び率を記録する三股町が今すべきことは何か 環境保全について	① 大栄環境ホールディングス(株)訪問の感想。 ② 大栄環境ホールディングス(株)と本町環境保全に対する条例制定等の協議予定は。	町 長
		3 県内最大の人口伸び率を記録する三股町が今すべきことは何か 若者の圏域外への流出対策	優良企業の誘致状況はどうか。	町 長
		4 農畜産業における今後の展望	① 農地中間管理機構の現状と見通し。 ② 農地利用の将来像(理想像)はいかに。 ③ 次世代農業を考慮した土地基盤の整備計画は。	町 長
		5 地方創生推進の起爆剤は何か	① 地元大学・企業・地域との連携プレーの計画はないのか。 ② 地域におけるリーダー"発見""派遣""育成"の計画はないか。	町 長

3	池田 克子	1 若者の政策形成過程への参画について	<ul style="list-style-type: none"> ① 最近の選挙における20才～30才の投票率は何%か。 ② 各種審議会委員に若年層を登用しているか。 ③ 地域おこし協力隊の活用と推進状況は。 	町 長
		2 防災体制の充実について	<ul style="list-style-type: none"> ① 自主防災組織等の育成強化の進捗状況について問う。 ② 避難訓練の強化に避難運営ゲーム（HUG）を導入してはどうか。 	町 長
		3 胃がん撲滅について	<ul style="list-style-type: none"> ① 胃がん検診の実施状況を聞く。 ② 「胃がん撲滅キャンペーン」としてある期間を設定し、検査の推進を図れないか。 ③ 「胃がん撲滅」への署名をどうとらえるか。 	町 長
4	森 正太郎	1 障がい者差別解消法が施行されたが、本町の対応について	<ul style="list-style-type: none"> ① 新たな予算措置、その他の対応はありますか。 ② 災害時における障がい者、高齢者等の避難計画は個別にありますか。 ③ 大人の発達障害への対策はどのようになっていますか。 ④ 参院選をはじめとした選挙について、障がい者が投票しやすい環境にありますか。 ⑤ 三股駅にエレベーター設置などの整備の予定はありますか。 ⑥ 本町のサービス・イベントなどでの障がい者割引の実施状況を教えてください。 	町 長
		2 子どもの貧困対策について	<ul style="list-style-type: none"> ① 本町の子どもの貧困率を把握していますか。 ② 県で子どもの貧困対策推進計画が策定されましたが、本町での対策策定はどのようになっていますか。 	町 長
		3 マイナンバーの運用について	<ul style="list-style-type: none"> ① マイナンバー通知カードの配達状況、マイナンバーカードの申請状況、交付の現状を教えてください。 ② マイナンバーの取り扱いについて、提出を強制している実態を把握していますか。 	町 長

5	堀内 義郎	1 防災について	<p>① 今回の熊本地震の教訓を得て、避難所など災害時の拠点となる特定建築物の耐震化の状況はどうか。</p> <p>② 三股町地域防災計画に基づきライフライン施設（特に上水道）の耐震化の現状は。</p> <p>③ 今後の事を考えて、甚大な被害想定への対応策は取られているか。（行政まひを防ぐため、機能の維持や仮設住宅の建設候補地の選定）</p> <p>④ 今回の事を踏まえて、地区座談会で非常時の説明や対応として避難訓練を行うべきではないか。</p>	町 長
		2 衛生センターと公共下水道・農業集落排水事業について	<p>① 衛生センターのし尿の受け入れ状況と老朽化に伴う今後の運営方針は。</p> <p>② 公共下水道や梶山・宮村南部地区農業集落排水の今後の推進と維持管理（耐震化を含む）をどうすすめるのか。</p>	町 長
6	内村 立吉	1 熊本地震を踏まえて	<p>① 本町の役場の建物について伺う。</p> <p>② ふるさと納税代行業務はできないか。</p>	町 長
		2 畜産について	第11回全国和牛能力共進会の取り組み状況は。	町 長
		3 温泉について	65歳以上の温泉券配布について伺う。	町 長

7	楠原 更三	<p>1 第五次三股町総合計画から 策定の背景について (総合計画 p.4・5)</p>	<p>①三股の地域資源や優位性とは何を想定しているのか。 ②都城広域定住自立圏共生ビジョンの中で三股の個性はどのようなものであると認識しているか。 ③暮らしの豊かさを真に実感できる「成熟した」町づくりで想定している具体例。(総合計画 p.5価値観の多様化の部分)</p>	町 長
		<p>2 第五次三股町総合計画から 歴史と伝統を尊び豊かな人間性を育む文教のまちづくりについて</p>	<p>①町史編纂過程状況と収集されている膨大な資料の保管方法。 ②文化財保護に対する意識の高揚の具体策の状況は。 ③三島公の顕彰について。 三島公の功績を広めることで、三股の価値を高められるのでは。 ④東飛行場・梶山城その後の動きについて。 ⑤疑似体験できる文化財としての指定・整備はできないか。</p>	町 長 教育長
		<p>3 第五次三股町総合計画から やさしさとぬくもりにあふれる健康・福祉のまちづくりについて</p>	<p>①地域の相互扶助機能の低下と地域活性化について。 ア. 自治公民館にどの程度まで期待しているのか。 イ. みんなで創ろう、みまたん地域づくり推進事業と自治公民館活動を連動させることはできないか。 ②児童館や児童クラブ等の子育て支援事業について。 ア. 児童館を利用する児童の年齢制限とその理由。 イ. 山王原児童館廃止の理由。 ウ. 地域福祉センター設置の具体的目的は。 エ. 放課後指導員の労働条件の改善予定は。 オ. 改定された児童福祉法や放課後子ども総合プランへの取り組み状況。 ③長田へき地保育所の現状と今後について。</p>	町 長

8	指宿 秋廣	1 防災・減災の対策について	<ul style="list-style-type: none"> ①防災計画の見直しは検討しているのか。 ②支援施設の新設や増設は検討しているか。 ③支援設備の見直しは検討しているか。 ④長期化した場合の組織は検討しているか。 ⑤他市町村との連携について協議しているか。 ⑥緊急時は、自前の機材が必要と考えるが、必要機材の保管場所は考えているか。 ⑦今後の正規職員数管理をどう考えているか。 	町 長
9	山中 則夫	1 町政運営の諸課題について	<ul style="list-style-type: none"> ①平成28年度予算で投資的経費・議会費の構成比がマイナスになっている理由は。 ②新馬場・植木線を整備し、道路行政の充実をはかるべきでは。 ③工業団地造成事業進捗状況と企業誘致の取り組みについて。 ④ふるさと祭りの趣旨・目的は何か。 	町 長

三股町告示第48号

平成28年第2回三股町議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年6月6日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 平成28年6月9日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

森 正太郎君	楠原 更三君
福田 新一君	池邊 美紀君
堀内 義郎君	内村 立吉君
福永 廣文君	指宿 秋廣君
重久 邦仁君	池田 克子君
山中 則夫君	

○6月13日に応招した議員

○6月14日に応招した議員

○6月15日に応招した議員

○6月22日に応招した議員

○応招しなかった議員

桑畑 浩三君

平成28年 第2回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第1日)

平成28年6月9日(木曜日)

議事日程(第1号)

平成28年6月9日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第38号から議案第50号までの13議案、報告4件一括上程
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第38号から議案第50号までの13議案、報告4件一括上程
-

出席議員(11名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 森 正太郎君 | 2番 楠原 更三君 |
| 3番 福田 新一君 | 4番 池邊 美紀君 |
| 5番 堀内 義郎君 | 6番 内村 立吉君 |
| 7番 福永 廣文君 | 8番 指宿 秋廣君 |
| 9番 重久 邦仁君 | 10番 池田 克子君 |
| 11番 山中 則夫君 | |
-

欠席議員(1名)

- 12番 桑畑 浩三君
-

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

- | | |
|------------|-------------|
| 局長代理 谷口 光君 | 書記 矢部 明美君 |
| | 書記 久寿米木 和明君 |
-

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育長	宮内 浩二郎君	総務課長兼町民室長	黒木 孝幸君
企画政策課長	大脇 哲朗君	税務財政課長	鍋倉 祐三君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	内村 陽一郎君
産業振興課長	白尾 知之君	都市整備課長	兒玉 秀二君
環境水道課長	西畑 博文君	教育課長	渡具知 実君
会計課長	山元 宏一君			

午前10時00分開会

- 議長（福永 廣文君） ただいまから、平成28年第2回三股町議会定例会を開会いたします。
ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

- 議長（福永 廣文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本会期中の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、6番、内村君、10番、池田さんの2人を指名いたします。

日程第2. 会期決定の件について

- 議長（福永 廣文君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。
議会運営委員長より報告をお願いいたします。指宿君。

〔議会運営委員長 指宿 秋廣君 登壇〕

- 議会運営委員長（指宿 秋廣君） おはようございます。
それでは、議会運営委員会の協議の結果についてご報告いたします。
去る6月6日、議会運営委員会を開催し、本日、招集されました平成28年第2回三股町議会定例会の会期日程等について協議をいたしました。
今期定例会に提案されます議案は、専決処分した事件の報告及び承認について5件、平成28年度補正予算4件、財産の取得について1件、人事案件3件の計13件、このほか報告4件であります。

これらの提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査いたしました結果、本定例会の会期は、本日から6月22日までの14日間とすることに決定いたしました。

日程の詳細については、会期日程案を配付しておりますので、説明は省略いたします。

また、意見書案2件及び議員発議1件の提出がされており、本日、本会議終了後全員協議会の場で議論、調整し、その結果を最終日に追加提案することとしております。

次に、本定例会に提案される議案のうち、議案第48号、49号、50号の人事案件3件につきましては、委員会付託を省略し、第7日目の6月15日に全体審議で措置することに決定いたしました。

以上で、当委員会の報告を終わります。

○議長（福永 廣文君） お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から6月22日までの14日間とすることとし、また意見書案2件及び議員発議1件が提出されており、本日全員協議会の場で議論、調整し、その結果を最終日に追加提案することにいたしたいと思います。

次に、今回提案される議案のうち、議案第48号、49号、50号の3件につきましては、委員会付託を省略し、第7日目の6月15日の全体審議で措置することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から6月22日までの14日間とすることに決しました。

また、意見書案2件及び議員発議1件については、本日全員協議会の場で議論、調整し、その結果を最終日に追加提案することとし、議案第48号、49号、50号の3件につきましては、委員会付託を省略し、第7日目の6月15日に全体審議で措置することに決しました。

日程第3. 議案第38号から議案50号までの13議案、報告4件一括上程

○議長（福永 廣文君） 日程第3、議案第38号から議案50号までの13議案及び報告4件を一括して議題といたします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。

まず、この場をお借りしまして、熊本地震によりお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、災害に遭われた皆様に心からお見舞いを申し上げます。1日も早い、復旧、復興が図られることをお祈りいたしたいと思います。

では、平成28年第2回三股町議会定例会に上程いたしました、各議案について提案理由の説明を申し上げます。

議案第38号から第42号までの5議案については、全て、去る、平成28年3月31日付で、

地方自治法第179条第1項の規定により、それぞれ専決処分に付しましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、その承認を求めようとするものであります。

先ず、議案第38号「三股町税条例等の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する等の法律が、平成28年3月31日に公布されたことに伴い、改正を行ったものであります。

改正の内容としましては、三輪以上の軽自動車の取得者に新たに軽自動車税環境性能割を創設し、現行の軽自動車税を軽自動車税種別割とすること、セルフメディケーション（自主服薬）推進のためのスイッチOTC薬控除（医療費控除の特例）の創設に関すること、旧3級品の紙巻たばこに係る地方たばこ税の特例税率の廃止に伴い段階的に税率が上げられる上での手持品課税に関する事などが主なものであります。

次に、議案第39号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

本案は、国民健康保険法施行令の改正に準じ、国民健康保険税の賦課限度額を引き上げ、5割軽減及び2割軽減世帯の軽減判定所得の基準額を引き上げるものであります。

次に、議案第40号「平成27年度三股町一般会計補正予算（第5号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、年度末における各種事務事業の実績あるいは決定に基づき、歳入歳出予算の補正を行ったものであります。

即ち、歳入歳出予算の総額99億4,900万円から歳入歳出それぞれ3,712万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億1,187万3,000円としたものであります。

まず、歳入の主なものについてご説明を申し上げます。

町税は、収入実績見込みにより増額補正し、地方譲与税、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方交付税等は、交付決定によりそれぞれ増額補正したものであります。

国庫支出金及び県支出金は、交付決定及び交付決定見込みにより増減補正したものであります。寄付金は2億円を目標にふるさと納税事業に取り組んで来ましたが、若干届かなかつたため減額補正したものであります。

基金繰入金につきましては、今回の歳入歳出予算で見込まれる収支額の余剰分について、それぞれの基金の取り崩し額を減額し、基金の確保を図ったものであります。

町債においては、それぞれ事業の実績により、減額補正したものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

各款及び各項においてそれぞれ各種事務事業の実績に基づき執行残、不用額を減額補正したものであります。

総務費においては、総務管理費の一般管理費ほか各項の執行残であります。

民生費においては、社会福祉総務費の扶助費、老人福祉費の委託料、児童福祉費の施設型給付費の減額が主なものであります。

衛生費においては、予防費の予防接種委託料の執行残ほか減額の主なものであります。

農林水産業費においては、農業振興費や畜産業費の各種補助事業の実績により執行残を減額しているのが主なものであります。

土木費においては、都市下水路費の公共下水道事業繰出金の減額が主なものであります。

消防費においては、防災対策費の備品購入費の減額が主なものであります。

教育費においては、事務局費の特別支援教育業務委託料や幼稚園就園奨励費補助金の実績による減額、小学校費・中学校費の要保護及び準要保護児童生徒援助費の実績による減額、文化振興費の需用費や委託料の執行残による減額、また体育施設費において、西部地区体育館工事管理業務委託料の執行残を減額したのが主なものであります。

諸支出金においては、見込まれる収支額の余剰分を財政調整基金、公共施設等整備基金、減債基金に積み立てるため増額補正したものです。

次に、第2表、地方債補正についてご説明申し上げます。

公共事業等債については、60万円を減額し、限度額を3,380万円とし、地域活性化事業債は、510万円減額し、限度額を2億4,880万円に変更したものです。

次に、議案第41号「平成27年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」についてご説明申し上げます。

本案は、年度末における事務事業の実績あるいは決定に基づき、歳入歳出予算の補正を行ったものであります。

即ち、歳入歳出予算の総額36億880万7,000円から歳入歳出それぞれ1億220万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億660万6,000円としたものであります。

歳入については、国民健康保険税及び国庫支出金の増額と療養給付費等交付金、県支出金及び繰入金の減額が主なものであります。

歳出については、保険給付費の一般被保険者療養給付費、保健事業費の特定健康診査事業費及び予備費の減額が主なものであります。

次に、議案第42号「平成27年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

本案は、年度末における事業の実績あるいは決定に基づき、歳入歳出予算の補正を行ったものであります。

即ち、歳入歳出予算の総額4億5,719万6,000円から歳入歳出それぞれ691万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,027万7,000円としたものであります。

歳入については、受益者負担金及び使用料の増額と一般会計繰入金及び事業債の減額が主なものであります。

歳出については、委託料、工事請負費及び水道管移設負担金の減額と積立金の増額が主なものであります。

次に、議案第43号「平成28年度三股町一般会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、人事異動に伴う給与費や緊急な対応を要する事業等について、所要の補正措置を行うものであります。

即ち、歳入歳出予算の総額93億円に歳入歳出それぞれ9,858万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億9,858万7,000円とするものであります。

まず、歳入について主なものをご説明申し上げます。

国庫支出金は、昨年度に引き続き実施される消費税増税に伴う低所得者への負担緩和のための補助金及び町営住宅耐震診断調査事業に対する土木費国庫補助金を増額補正するものであります。

県支出金は、市町村間連携支援交付金及び畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金を増額補正するものであります。

繰越金は、収支不足額を増額補正し、諸収入は、コミュニティー助成事業補助金を増額補正するものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

歳出の各費目にわたる給与費等については、本年4月の人事異動に伴う款項目間及び会計間の組みかえによる人件費の増減等を補正するものであります。

総務費は、熊本地震被災地への職員派遣要請に応えるため、一般管理費の普通旅費を増額補正するものです。

また、総務管理費の企画費においては、若者のU I Jターンを目的に、移住・定住パートナーシップ事業負担金を増額補正するものです。

民生費は、総合福祉センターの温泉施設の装置を早急に取りかえる必要が出てきたため、社会福祉施設費の修繕料を増額補正するとともに、臨時福祉給付金費の事務費及び事業費を増額補正するものであります。

農林水産業費においては、県補助金として受けた特別対策事業補助金を、町を經由して補助するため、同額を畜産業費の補助金として増額補正するものであります。

土木費は、総合戦略など町の重要事業を進める上で、都市計画マスタープランの策定が必要となったため、委託料を増額補正するものであります。

教育費は、コミュニティー助成事業助成金の決定に伴い、増額補正するものであります。

次に、第2表、債務負担行為については、都市計画マスタープラン策定事業を来年度までの2カ年事業として実施するため、債務負担を設定するものです。

次に、議案第44号「平成28年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額34億9,877万2,000円から歳入歳出それぞれ150万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億9,726万3,000円とするものであります。

歳入の主なものは、繰入金を減額し、歳出については、4月の人事異動に伴う人件費の減額を行うものであります。

次に、議案第45号「平成28年度三股町介護保険特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額21億5,799万2,000円から歳入歳出それぞれ342万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億5,457万2,000円とするものであります。

歳入の主なものは、一般会計繰入金の減額で、歳出の主なものは、4月の人事異動に伴う人件費の減額、及び高額医療合算介護サービス費の増額を行うものであります。

次に、議案第46号「平成28年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額4,728万1,000円から歳入歳出それぞれ209万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,518万4,000円とするものであります。

歳入については、一般会計繰入金を減額し、歳出については、4月の人事異動に伴う人件費の増減を行うものであります。

次に、議案第47号「財産の取得について」ご説明申し上げます。

現在、最終処分場で使用しております油圧ショベルは、平成11年度に購入したもので、購入後16年以上が経過し老朽化が進んでいるため、買い換えを行うものであります。

指名競争入札により実施したところ、予定価格が850万円に対し、コマツ宮崎株式会社が

710万6,400円で落札しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第48号「教育委員会教育長の任命について」ご説明申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき教育長の任命について議会の同意を求めるものであります。

教育長は、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するものうちから任命しなければならないことから、引き続き宮内浩二郎氏が適任者であると考え、ここにご提案申し上げるところであります。

次に、議案第49号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」ご説明申し上げます。

ご承知のように固定資産評価審査委員会の委員は、固定資産課税台帳に登録された事項に関する納税者の不服を審査決定する職務であり、町税の納税義務がある者または学識経験を有する者のうちから、議会の同意を得て選任するようになっております。

当該委員の垣内和美氏が、6月30日付をもって任期満了となっており、このたび、勇退されることとなりました。氏につきましては、2期6年間にわたり、町政にご協力を頂き、その崇高なるご尽力に対し、深く敬意を表する次第であります。そこで、その後任につきましては、種々人選の結果、山下勉氏を最適任者と認め、ここに地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第50号「固定資産評価員の選任について」ご説明申し上げます。

本案は、固定資産評価員の選任について議会の同意を求めるものであります。

ご存じのように同評価員は町内の固定資産を適正に評価し、町長が行う価格決定を補助するため、地方税法第404条の規定により、その設置が定められているところでありますが、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、町長が議会の同意を得て選任することになっております。

従来、本町における評価員は所管の税務主管課長を選任いたしておりますが、4月1日付の人事異動によりまして、主管課長に異動があり、鍋倉祐三氏を固定資産評価員として、選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

以上、13議案について、それぞれ提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

なお、今議会に報告4件を提出しております。

報告第3号「平成27年度三股町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」、報告第4号「三股町土地開発公社の平成28年度事業計画及び予算」、報告第5号「三股町土地開発公社の平成27年度事業決算の報告について」、報告第6号「専決処分の報告について」は、それ

ぞれ関係法令の規定により、議会に報告するものでございます。

よろしくご理解をいただきますようお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（福永 廣文君） ここで補足説明があれば許します。総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 議案第48号「教育委員会教育長の任命について」をご説明いたします。

教育長については、平成27年4月1日の法改正による、町長が議会の同意を得て任命すると改正されておりましたが、経過措置により、在任中の教育長は、その教育委員としての任期が満了するまでは、従前の教育長として在職するものとなっております。

よって、教育長の教育委員としての任期が満了した時点で、教育委員長は教育長の職としては失職し、任期満了まで教育委員として在職することになります。

教育長の任期は、3年となっております。

次に、議案第49号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を説明いたします。

山下勉氏につきましては昭和47年に税務大学校を卒業され、横浜南税務署、熊本国税局などに勤務され、日南税務署を最後に退職され、現在、平成24年から税理士をされております。

なお、委員の任期につきましては3年となっております。

以上、補足説明を終わります。

○議長（福永 廣文君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） ここで、しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時30分休憩

.....
〔全員協議会〕
.....

午前10時34分再開

○議長（福永 廣文君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

○議長（福永 廣文君） それでは以上で、本日の全日程を終了いたしましたので、これをもって本日の会議を散会いたします。

午前10時35分散会
.....

議事日程(第2号)

平成28年6月13日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(11名)

1番 森 正太郎君	2番 楠原 更三君
3番 福田 新一君	4番 池邊 美紀君
5番 堀内 義郎君	6番 内村 立吉君
7番 福永 廣文君	8番 指宿 秋廣君
9番 重久 邦仁君	10番 池田 克子君
11番 山中 則夫君	

欠席議員(1名)

12番 桑畑 浩三君

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長代理 谷口 光君	書記 矢部 明美君
	書記 久寿米木 和明君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育長	宮内 浩二郎君	総務課長兼町民室長	黒木 孝幸君
企画政策課長	大脇 哲朗君	税務財政課長	鍋倉 祐三君

町民保健課長 齊藤 美和君 福祉課長 内村 陽一郎君
産業振興課長 白尾 知之君 都市整備課長 兒玉 秀二君
環境水道課長 西畑 博文君 教育課長 渡具知 実君
会計課長 山元 宏一君

午前10時00分開議

○議長（福永 廣文君） おはようございます。

開会前でございますが、桑畑君から欠席の届けが出されておりますので報告いたしておきます。ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（福永 廣文君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、申し合わせ事項を遵守してくださるようよろしくお願いいたします。発言順位1番、池邊君。

〔4番 池邊 美紀君 登壇〕

○議員（4番 池邊 美紀君） おはようございます。6月議会の冒頭に熊本震災でお亡くなりになられた方々に対し、三股町議会として黙禱を捧げ、哀悼の意を捧げました。突然、家を失い、避難所で生活している人も、まだ大勢いると聞いております。一刻も早い復興を願うは、皆同じ気持ちではないかというふうに思います。

今回の地震は、隣の県で起こりました。宮崎県には、活断層が少ないから大丈夫という人もいますが、専門家の見解だと見つからないというだけで、被害が出るような地震が起こらないというようなことは言えないということでもあります。つまり、地震の備えが必要だということです。

また、馳浩文部科学大臣が本部長を務める、政府の地震調査研究推進本部が6月9日に公表した、全国地震動予測地図は、全国各地やニュースで大きく取り上げられました。宮崎県も震度6弱の確率が高く、本町も5段階評価で4もしくは3という危険レベルでもありました。そして、昨夜熊本で、また午後10時8分に震度5弱の地震がありました。

それらのことを踏まえて1つ目の質問に移ります。熊本地震を受けて、町の防災計画についてであります。まず、緊急時の水や食料はどこに保管され、その量は十分かお尋ねいたします。

続きは、質問席からおこないます。

○議長（福永 廣文君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。ただいま、ご質問ありました熊本大地震についての、町のご質問に対する回答をさせていただきたいと思っております。

このたびの熊本大地震は、隣県のことでもあり、身近な震災として、私たち災害対策を直接担う当事者に、多くの教訓を残した災害ではないかというふうに考えております。

ご質問の水や食料の備蓄や応援協定、ボランティアの受け入れなどのほか、避難所のあり方、施設避難所の実態把握、余震対策、健康、衛生対策、上下水道、電気、ガスなどライフラインの復旧対策、罹災証明書の早期発行など、考察、検証し、生かす取り組みが重要だというふうに考えております。

ご質問の1から3につきましては、総務課長のほうから回答をさせます。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） それでは、お答えいたします。

町の防災計画においては、公的備蓄に努め、被災者への物資の安定供給を図るとしており、防災拠点での備蓄と民間業者との物資供給協定の締結などうたわれております。

また、各家庭での平時からの3日分の備蓄と、災害対策要員必要分として、3日分の備蓄を検討するとなっております。

災害備蓄品については、全て、三股町消費生活センターと同一敷地内にある、災害備蓄倉庫に保管しています。災害備蓄品の整備につきましては、平成24年に備蓄目標を立て、平成25年から予算化して、優先度の高いものから購入を進めているところです。平成28年度は、150万円を予算化しております。食糧の4月1日現在の備蓄量は、非常食1,371食、乾パン1,423缶となっておりますが、熊本地震被災地支援として380食を支援しています。現在2,000食を目標に整備しているところです。水の4月1日現在の備蓄量は、2リットルのペットボトル360本、550ミリリットルのペットボトル1,200本となっております。水については、庁舎等に児童販売機を設置している業者との災害協定により、提供いただいております。

備蓄量につきましては、平成25年10月に県が公表しました、南海トラフ巨大地震を想定した、宮崎県地震津波及び被害の想定についてによりますと、本町の避難者数は、被災1日後約1,100人、被災1週間後約3,700人と見込まれており、十分と言えない状況ではありますが、災害時における応急生活物資等の供給協力に関する協定を結ぶ町内14社14店舗から調達することとし、各家庭においては、1人3日分の食料及び水の備蓄をお願いしながら、備蓄量の確保に努めているところであります。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（４番 池邊 美紀君） ありがとうございます。消費生活センターのところに備蓄倉庫があるということは、以前の報告でも受けておりました。緊急時の物資というのは、緊急のときに使わなければならないというふうに私は思います。長田地区で言いますと地震の避難地は、権八重公園と長田小学校の体育館というふうになっております。道路が寸断されたということを考えると、せめて長田小には保管しておくべきではないかなというふうに思います。そのことについて町長どのようにお考えでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 三股町の地形からしますと、言われるように長田地区が壊滅する可能性があるということでございます。これについては県から指摘を受けているところでございます。これについては前向きにこれから検討させていただきたいと思っております。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（４番 池邊 美紀君） 来年は、防災訓練のほうも長田地区を予定されているようでありますので、ぜひそのあたりも早急に検討していただきたい、話を詰めていただきたいというふうに思います。

次に、初動態勢を確保するために、車は不可欠であるわけで、総務省のホームページを見てみますと、総務省では実行ある震災対策の推進を図る観点から、東日本大震災における災害応急対策の実施状況や今度の震災に備えた、災害応急対策の検討状況を調査し、その結果取りまとめてあります。震災対策の推進に関する行政評価、監視、災害応急対策を中心として、結果報告書が出されています。

物資の調達供給の項目の１つに、燃料の確保というところがあります。３行ほどありますので、ちょっと読み上げさせていただきます。

防災対策推進検討会議報告では、市町村が水、食料はもちろん、生活必需品や燃料についても備蓄の必要性を見積もり、官民各主体間の分担を定め、民間事業者との協定、締結等も合わせて計画的に備蓄を推進すべきであるというふうにされております。

それから、自治体間の協定の件であります。これは、災害時応援協定のことであります。２００４年福井県で起こった福井豪雨では、友好姉妹都市を結んでいる熊本市が福井市を支援しております。そして反対に今回の２０１６年の熊本地震では、福井市が熊本市に支援物資を被災地に届けたということでもあります。ということで、それを踏まえて質問します。本町において、燃料などの協定や他の自治体との協定が結ばれているかをお尋ねいたします。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） お答えいたします。

燃料等や生活物資については、本町の14店舗と災害時における燃料等の供給協力に関する協定、災害時における応急生活物資等の供給協定に関する協定を締結しているところであります。

災害時の炊き出しや暖房の確保に必要なガス供給については、災害時におけるLPガス供給活動等に関する協定を、社団法人宮崎県LPガス協会都城支部と締結し、またNTT西日本とは、非常時における通信手段として、優先的に通話ができる、災害時における特設公衆電話設置及び利用に関する協定を、そして台風や土砂災害、地震などで災害が発生、または発生のおそれがある場合、国から職員の派遣や防災機器の配備といった支援を直接受けることができる、三股町における大規模災害時の応援に関する協定を、国土交通省九州地方整備局と締結しています。

また、三股町建設業協会や町管工事組合、都城地区コンクリート組合などの業界団体とも応援協定を締結し、県においても代表して県単位のさまざまな業界団体等と応援協定を締結しています。他の自治体は、宮崎県市町村防災相互協定による、応援項目等を定めています。

また昨年2月13日に、南海トラフ地震想定した、宮崎県南部地域災害対策提携推進協議会を都城市、宮崎市、日南市、串間市、小林市、えびの市、高原町、綾町、国富町、そして本町の6市4町で設立し、地震、津波被害に対し、被害程度がより大きいと想定される地域に対し、他市町が連携して支援活動を実施することを想定した具体的な計画を策定しているところであります。

この計画は、南海トラフ地震以外の災害でも活用し、市町相互の連携を図る取り組みとなっているところであります。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（4番 池邊 美紀君） 宮崎県内で大きな地震が起こったことを想定、また九州南部で今回のような大きな震災が起こったことを想定すると、県内での自治体の協定では不十分かなというふうに思うのです。逆にちょっと離れたところとしっかりとした協定を結んで、両方で連携をとっていくということが大事ではないかなというふうに思うところであります。そのあたりも今後、地震のことというのは、なかなかこれまで検討してなかったではないかなということもありますので、十分検討をしていただきたいというふうに思います。想定外ということにならないように、万全の備えをしていただきたいというふうに思います。それは、なぜかと言いますと、住民の安心につながるからですからですので、ぜひ前向きに検討して提示していただきたいというふうに思います。

次に、今回の熊本震災では、善意の多くの物資が届きました。それを振り分けたり運んだりする人員に不足が生じ、思うようにいきわたらなかったというニュースもこれはありました。

また、熊本県の蒲島知事は、産経新聞の取材に対し、訓練されたボランティアには、一般人と別に早く来てもらわなきゃいけなかったとの見解を示しています。混乱の中では、訓練されたボ

ランティアかどうか、一般の人との区別は難しいかというふうなことも、これは事実としてありますけども、大規模災害でのNPOや市民団体の人員や支援物資における体制は、本町でどのようになっているかお尋ねします。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） NPOや市民団体など人員や支援物資の受け入れは福祉課が役割を担っております。ボランティアについては、社会福祉協議会にボランティアセンターを設置し、受け入れの窓口となります。

支援物資については、防災計画では原則、文化会館が物資の集積所となっており、災害対策本部の福祉班の職員と、県の派遣職員が協力して、配分等を行っていくこととなります。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（4番 池邊 美紀君） 地震を想定した場合に、やはり物資が届くというのは数日後になるというふうに思うんですが、その数日たってからしっかりと受渡しをする体制というのはしっかりと、これはとらなければならないというふうに思います。

また、今回熊本であった地震のこと考えると、屋内にいるということがなかなか精神的につらいということです。車で避難生活を送るということも考えると、エコノミー症候群だとかそういったことも十分考えられるわけで、そういったところあたりも十分に、今後の活用として、今後の計画として考えていただきたいというふうに思います。

次に移ります。その前に梶山地区で今回6月5日に防災訓練がありました。梅雨に入ってしまうと、豪雨を想定した訓練になりましたけれども、スムーズに訓練が実行されておりました。集合場所の第4地区分館に地区住民が集まりましたが、ほんとに湿度が高く、体感温度は非常に高く感じたところでありまして、汗がにじむほどでありました。来賓のところには、来賓は上着着用しておりましたので、扇風機が準備してありました。これは館内ずっと見わたしますと、全体には扇風機はないというような状況もありましたので、実際に夏場に地震が起こったり、豪雨で避難たくさんされるというようなこと考えますと、相当これはつらいだろうなと暑いだろうなというようなことが予想されます。日が照れば、あそこはかなり暑くなるような感じもしましたので、扇風機の追加もこれは必要ではないかなというふうに、今回避難訓練を見て思ったところでありまして。そのあたりも検討していただきたいというふうに考えます。じゃあ次の質問に移りたいと思います。

水難事故対策と自然体験のあり方についてであります。

まず、またも痛ましい事故が5月14日に発生してしまいました。このたびの水難事故をどのように受けとめているかを町長にお尋ねいたします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） この水難事故、5月14日に水難事故が発生しました。これをどのように受けとめるかとの質問ですけども、まず我が家と言いますか、近くでありまして、そしてまた早馬公園下河川ということで、まずは大変驚いたところでございます。

そして、将来のある三股中の3年生の溺死ということでもありまして、大変ショックを受けました。保護者の悲しみを思うと残念でならないところでございます。

現場は、堰堤の下で、川幅もそう広くなく、水辺での遊びに適したところでありまして、よく親子で遊ぶ光景が見られるところでございます。このような場所に深みがあり、そして危険であることを改めて知ったところでありまして。

昨年の8月にも、沖水川の下流で都城市の中学生が溺れる死亡事故が発生しておりまして、このようなことから、河川での水遊びに対するリスクについて、一層周知する必要があるというふうに感じたところでございます。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（4番 池邊 美紀君） ちょっと同じ質問になりますけれども、教育長のほうに同じような質問、5月14日の事故を受けて、どのような考えを持っているのかということをお尋ねいたします。

○議長（福永 廣文君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 先ほども、町長がおっしゃったように沖水川での事故が発生いたしました。ことしも毎年こういった水難事故については、夏のシーズンを迎えます学校も指導しているところですが、これから指導しようとする矢先でございました。そういった意味では、やはりこういった水難事故については、年中いろんなことを意識して指導すべきだなというふうに感じたところで、非常に残念でたまりません。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（4番 池邊 美紀君） 私自身も、よもや5月にこういうふうな事故が起こるなんてというふうな思いもありました。先ほど、町長がほんとに地元なのに、ああいうふうなところでそんな事故が起こるだなんてっていうふうに思われたかもしれません。ただあの日は、前々日まで雨が降って増水をしておりました。そのことを考えると、水遊びには全く適さない状態だったというふうに考えられます。

先ほどお話がありましたが、昨年もこの沖水川下流で水難事故が発生しておりまして、2年連続というふうなことになってしまいました。このような痛ましい事故というようなことを防ぐためにはどうすればいいのか、ほんとにこれは真剣に考えていかなければなりません。

同時に、この豊かな自然環境の体験活動も、これしっかりと進めていかなければならないと思

います。それを踏まえて質問いたします。今後の水辺活動の指導はどのようなものか、また水辺に近づけないという指導ではなく、事故事例や救助法などを教えているのかお答えいただきたいというふうに思います。

○議長（福永 廣文君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 現在学校におきましては、水泳学習の主体がプールに移行するにつれまして、水辺での活動は余り実施されていないのが現状であります。しかし、児童、生徒の周りには、河川、湖沼等の自然環境が広がっておりまして、水辺での事故防止に関する指導を重視する必要があると考えております。

そこで、現在中学校では、毎年、命の大切さを考える場として、過去にあった事故に対する追悼集会を行っております。また、水泳学習のオリエンテーションでは、全生徒を対象に、プールでの事故事例や裁判になった例をもとに指導するとともに、第2学年では、保健分野におきまして、心肺蘇生法やけがの手当てについて指導をしております。

また、小学校では多くの学校で消防署等の協力を得て、救急法の講習会を実施しておりますが、対象者が教職員や保護者という場合が多く、児童も一緒に講習を受けている学校も中にはありません。

今後は、児童、生徒の発達段階に応じて、水泳や水辺での事故防止に関する心得を身につけさせるとともに、日ごろから危険を予測し、みずから回避する力を身につけさせる指導を重視する必要があると考えております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（4番 池邊 美紀君） 今、やっぱり、保護者が川での活動というのを体験していない人が非常にふえてきているというのも、背景にはあるというふうに思います。それを踏まえてですけれども、小学校の段階での水辺活動教育が重要であるというふうに思いますけれども、そのあたりどのように教育なされていますでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 小学校の水辺活動につきましては、生活科や理科、総合的な学習の時間で取り組んでおります。活動内容といたしましては、生活科では四季を見つける学習の1つとして、自然と触れる機会を設け、長田峡や沖水川の見学などを行っております。

また、理科の学習では、5年生の流れる水の働きで河川の観察等を行っております。そして、総合的な学習の時間では、環境教育やふるさと教育の一環として、河川の水質調査や水生生物の観察、河川やそこに生息する動植物の特徴などについて調べ、自然への興味、関心を高めるとともに、自然のよさを発見する学習を行っております。

これらの水辺活動では、自然についての理解を深めるとともに、水辺の特性を踏まえ、安全に活動することの大切さについても指導しているところでございます。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（4番 池邊 美紀君） ぜひそのようなときに、やはり学校とは違う、安全が確保されている場所ではないということ、子供たちにもしっかり認識をさせるべきだというふうに思います。深みは危ない、また河畔であっても、どういった生き物がいるかわからないということまで、しっかりと安全に遊べるような、そういったことを伝えていただきたいというふうに思います。

私は、レスキュースリーという水難救助のスペシャリストの資格と、ラックという水辺活動指導者のリーダーを育成するインストラクターの資格を持っています。ですから、今回の事故を受けて、大変ショックを受けている1人でもあります。毎年、多くの子供たちを集めて、川遊び、安全教室を行い、水辺の指導を重ねておまして、昨年は27のイベントで600名を超える参加者に、水辺での安全な活動を伝えたところでもあります。

ことしも、宮崎県の河川課の授業で、水辺安全サポーター制度を利用し、宮崎の第一中学校1年生、今度きますけれども、100名を超える子供たちを、都城の学童保育、数カ所ありますけど、これ130名、今回ですね、も予定になっておりますし、当町の宮村小学校の6年生などが、保護者を含めたところでの体験が予定されております。

それで一体何をするのかというようなことをお知らせいたしますと、まず現場、フィールドの確認です。川遊びをする現場フィールドの確認、これはどこが危ないのか、視覚的に理解をします。これ簡単です。木切れなどを投げて、流れがこの流れに乗ると深みにはまってしまうよ、そして、これは流れないからこういう場所は安全ですねっていうふうな話。

それから、実際大人が中に入って行って、深さを確認して、ここは浅いから大丈夫だけど、ここからは非常に危ないからねというようなことも、視覚的に教えていきます。深みは誰も、大人も溺れるというようなことも、子供たちに認識をさせます。そして活動範囲を定めて遊ばせます。必ず見張りと言われるストッカーを決めて活動します。5人以上であれば、リーダーは、人員確認を必ず行います。

移動のときの注意もあります。これは走らないということでございます。石というのは自然のものであります。ぬれたくつもと、足もとがあるとすべって転ぶ可能性があります。とがった石で頭打つと頭蓋骨骨折、そういったことも十分考えられるでしょう。ですから、走っちゃだめですよっていうようなことを子供たちに伝えます。

そして、履物の注意、よく川遊び、水遊びの中で、クロックスタイプやビーチサンダルと言われるものをはいて行きます。それなぜひけないかということ、それがぬげて、流されてしまって、

それを取りに行つて溺れるというケースが、これ毎年のように、日本で起こっています。そして準備運動はしっかり行います。一旦水に入ったら、1度上がつてショック状態に陥ってないか確認をします。私もこれまで2名、確認をしておりますが、冷たい水に入ると顔が真っ青になる子がいます。そういう子供を水につけておくと、心停止のおそれが非常に高いわけです。ですから、一旦つかつたら一旦上げて確認をしてそれから入らせる。ちょっと危ないなと思う子は、ちょっとゆっくり運動させて、浅いところで遊ばせたりして、それから活動する。大人のほうは、もしあの子が溺れたら、例えば手元にクーラーがあればクーラーをひっくり返して、そのクーラーボックスを投げるとか、浮き袋があそこにあるからあれを投げろとか、どのように行動するかということ想定し、常に準備をしておくというのが大事です。

そして、今私たちがしっかり伝えているのは、子供たちに絶対ライフジャケットをつけて泳ごうね、こっちのほうが楽しいよというふうなことを伝えています。

これらのことをちょっと踏まえて、ご質問いたします。今回の事故を教訓に、これ着衣遊泳も非常に大切だというふうに思いますが、着衣遊泳体験やライフジャケットの重要性など、三股町独自の体験、水辺体験学習を進めるべきではないかなというふうに思っていますが、そのあたりは教育長どのようにお感じでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 着衣体験につきましては、毎年実施しているところであります。その活動内容でございますが、ペットボトルやビニール袋を使つての背浮きの練習や水中で服を脱ぐ練習など、発達段階に応じて行っています。

また、町内の5年生は、毎年集団宿泊学習を行っておりますが、本町は四方を山に囲まれていることから、全ての小学校が海浜活動を実施しております。活動としては、海辺で貝殻拾いや清掃活動などを行っております。また、ゴムボート体験研修を実施し、ライフジャケット着用を体験している学校もあります。

今後といたしましては、命を守るための体験活動を重視させるために、地域素材を改めて見直すなど、三股町ならではの水辺体験学習を考えていきたいというふうに思っております。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（4番 池邊 美紀君） 昨夜、地元の公民館長などとちょっと話し合いがあったものから、このような質問をしますというふうなことで、水辺での事故があったものから、川に近づけない教育が、もしかすると起こるかもしれないんですけれども、どのようにお考えですかというなお尋ねしましたら、それいかんだろと、やはりこの豊かな自然ということは、豊かな自然として子供たちはこういうところでしっかり遊んで、自然の素晴らしさを知るというふうなことを考えると、川に近づけないという教育も、それは一理あるかもしれないけれども、豊かな自

然ということを実感させる、そういうふうな教育というのがあってしかるべきというにおっしゃられておりました。私もそうですよねというふうに思ったところであります。

参考でありますけれども、7月14日に国土交通省宮崎河川国土事務所主催による、水辺安全講習会が開催されます。これらこちらのほうはNPO法人大淀川流域ネットワークが主管をして、行政職員や教員の参加も対象にしております。ぜひ、今回これ、こちらがありますので、エントリーをして、水辺教育の重要性を深く認識する人材育成につなげていただきたいというふうに思います。最後に町長の所感をよろしくお願いします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 三股町は花と緑と水のまちということで、水っていうものを1つのテーマに掲げているというところがございます。ですから、水、河川に近づけない、近づかないという、そういう教育じゃなくて、やはり水と自然といかに共生することが必要だと、共生することは重要だというふうに考えていますので、やはりこの水辺環境の中で、いかに安全に楽しみながら水と親しむってということが、いかに重要かということ伝えていきたいというふうに考えています。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（4番 池邊 美紀君） やはり、教える側の先生たちも川で泳いだ経験が少ない先生が非常にふえてきているということを考えると、何らかの形でそのスペシャリストが、その場に行って説明するのが適切じゃないかなというふうに思いますので、そのあたりも勘案して、教育長のほうも勘案していただきたいというふうに思います。

次に移ります。地域おこし協力隊員についてであります。一次募集が過ぎて、この質問を出すころには、もう人員のほうも決まってるんじゃないかなというふうに思っておりましたが、決まってないという情報が入りましたので、この質問余り深まらないような感じもいたしますけれども、今後の期待をも込めまして質問いたします。

これまでの状況と、今後の活動計画をどのようなものかお尋ねします。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（大脇 哲朗君） 若者に過疎地等での地域協力活動と移住を図ることを目的とした、地域おこし協力隊につきまして、今年度地域を魅力化するための隊員、そして、観光物産振興のための隊員2名を募集したところでございます。

先月27日を募集期限といたしまして、町のホームページやフェイスブック、宮崎県移住UIJターン情報サイト及び民間の求人サイト、情報サイトでございます、リクナビネクストのほうで、全国に募集を呼びかけたところでございます。

7名の応募がございましたけれども、現住所は本町が指定した都市区域でないことや年齢条件

を満たしてないことから、採用の対象者に至らなかったということでございます。

地域おこし協力隊の募集につきましては、今後も町ホームページ等活用するとともに、座談会や町回覧等を通して、広く町民の方々へ情報提供を呼びかけてまいりたいと考えております。

また、委嘱後の活動につきましては、地域の魅力化に関する事、移住または定住に関する事、観光物産振興に関する事などを計画しておりますけれども、具体的には、隊員及び地域の方々とともに、考えて参りたいと考えております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（4番 池邊 美紀君） こちら総務省のほうが管轄している事業になりますけれども、こちらの数字を見ますと、昨年度は2,625名の地域おこし協力隊が活動しているということで、平成21年度には、隊員数が89名、実施団体が31だったところが、昨年は隊員数が2,625、そして実施団体は673というふうに出ておりました。かなりの倍率の競争になってるんだなということがわかります。ということは、よっぽど魅力あるものを打ち出さないと、来ないということもつながるのではないかなというふうに思います。

興味がありましたもんで、ほかのところをつらつらと見ますと、やはりいろんな画像が出てきたり、地域おこし協力隊画像というのが出てきたりとか、そういうふうなものであるとか、待遇面では幾らかやっぱり、三股と比べるとこっちがいいよなというのがいっぱいあるわけですね。

それからやはり、言葉が固すぎるのかなというふうなイメージもしました。やっぱり行きやすそうなの、そういうふうな言葉を使って、キャッチコピーとしてつなげているところでもありますので、ぜひそのあたりも、今もこれ競争になっておりますので、そう希望者のハートをつかむような、そういうふうなつくりをしななければならないのではないかなというふうに思ったところです。そのあたりについてどのようにお考えでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（大脇 哲朗君） うちのほうも募集が少なかったということ进行分析したところなんですけれども、まずは、先ほど議員が言われたように、28年度募集する団体が多かったというのが、まず挙げられます。それから2番手に挙げられるのが、全国的に大都市圏、東京、大阪、名古屋の大都市圏に近いところに市町村に皆さんの募集をかけられると、余り遠くには来られないということがあるみたいです。それから3番手に挙げられるのが、町内に呼びかしていなかったということが1つございます。都市部だけに呼びかけをしております、町内の回覧等を通じて早目に呼びかけておけばよかったんでしょうけど、同町の出身の方が今こういう3大都市圏にいらっしゃって、これをきっかけに三股町にという方々も対象ですので、そういう対応がくれたというのもございます。

議員が言われるように、ちょっと中身がかたいのかなと言われるのと、私らがうたっておるときにはそう感じなかったんですけども、実際募集をかけても来られなかったという要因も、1つはそこにあるのかもしれませんが、また課のほうで協議いたしまして、周知のあり方について考えていきたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（4番 池邊 美紀君） これ、最長3年間ということで、成果を出すためには、これやっぱり相当な努力も必要なわけですね。地元住民の協力、それから本人の熱意、行政の方の寛大な指導も大事なんだというなことも書いてありました。住民の協力というのが、もう長田地区は今か今かと待っている状況ですので、来たい人がどのように思うかわからないですけども、そういうふうな状況ですので、非常に期待も高まっている状況ですので、2度目の募集で失敗しないようにぜひ、これはしっかりと頑張ってくださいというふうに、2度目はないというふうに私は思っております。それぐらいのプレッシャーかけておりますので、どうかよろしくお願ひしたいというふうに思います。その辺について、町長、どのようにお考えでしょう。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） この地域おこし協力隊2名募集ということで、1回目がそのような、今お話があったような状況でございますので、2回目は、地元の皆さんにも広報をいたしまして、幅広く周知しながら、都会からの2名の確保に全力で尽くしたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（4番 池邊 美紀君） 地域が活性化するにはよそ者、若者、若者というふうに言われますけれども、よそ者の視点というのは本当にすばらしい視点持っているということは、各地域の活性化見てみるとよくわかりますので、ぜひいい人材を確保して、すばらしい成果を出していただきたいというふうに思います。

最後の質問に移ります。ネーミングライツ契約についてでございます。

全国でネーミングライツ契約がなされている施設がありますけれども、これを三股町に取り入れてはどうかというような質問でございます。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（大脇 哲朗君） ネーミングライツは、公共施設の維持管理手法の1つといたしまして、スポーツ、文化施設等にスポンサー企業の社名やブランド名を名称としている自治体がふえておりまして、県内においても県の芸術劇場、そして総合運動公園、亜熱帯植物園等に導入されてるところでございます。

自治体にとっては、安定的な収入が得られる点で有効な制度ですが、大都市においては大きなイベントが多く、大企業は、広告効果を見込んで応募するものの、地方においては一般的に広告

効果も低く、体力のある地元企業も限られています。

また、施設名が頻繁に変わると、利用者の混乱を招いて、地元の施設として定着しづらい、施設に企業名をつけることに住民の理解、合意が得られにくい、契約した企業が社会的な問題を起こした場合の対応など、課題も多く挙げられており、施設利用者等のご意見もお聞きした上で慎重に検討してまいりたいと考えております。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（4番 池邊 美紀君） 私、この質問を考えたときに、三股町からやれば、宮崎県では1番最初にネーミングライツにつながって注目を浴びるのかなというに、わくわくして、ずっと資料を調べておりましたが、川南町は先にあっておりますね。トロントロンドームと言われてるところが、サンA川南文化ホールということで、これ逆に言うと、これ前例があるのか。というふうなこともつながったわけで、今説明がありました、説明の中では大企業になったり大きな施設だと、かなり大きなお金動くというふうに思いますけれども、私はそれではなくて、地元に着着を持つ企業が参画をして、その維持費用とか、そういったものに協力をしてもらうために、安い価格で、もの、そして看板等は企業が設置する、撤去も企業が設置するというようなことであれば、町側の負担もかなり少ないですし、そういうネーミングライツ契約を結ぶメリットというのは、高まるんじゃないかなというふうに思います。

そう考えますと、上米公園とか椎八重公園などは、この考えにはそぐわないというふうに思いますけれども、パークゴルフ場でありますとか三股町の文化会館、武道館とか今回できた西部地区体育館などは、企業側から見ても十分その価値といいますか、ポテンシャルがあるというふうに思いますけれども、そのあたりをどのようにお考えでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（大脇 哲朗君） 検討の場を1つは、今策定中であり、公共施設総合管理計画の中で調整等も図っていきたくて1つは考えております。

それから、以前同じような形の意見がございました。町内の企業というか事業所に対して、こういう話をちょっと呼びかけてみたところ、反応が非常に悪かったというのがあって、その後こういう取り組みをやっていないというところがございます。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（4番 池邊 美紀君） そこはちょっと、価格の問題もあったりするのかなという思いも受けますけれども、やはりそういうふうな安定的な収入というなことも考えれば、さきほどデメリットの部分も話されましたけれども、企業は何か悪いことをするとマイナスイメージにつながると、そういったことも十分考えられますけれども、前向きに、こういったものは、積極的に取り入れていただきたいというふうに思います。

最後になりますけれども、町長にお尋ねいたします。今回の質問というのは、震災の備え、水難事故防止という町民の生活や命にかかわること、そして地域おこし協力隊、ネーミングライツ契約は、今後の三股町において、希望になるというふうに考えたところであります。最後に町長のご所感をお聞かせください。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 震災以降、安心に直結するというので、しっかりとこれ対応してきたと、特にこの熊本地震においては、大変いろんな教訓を我々当事者に投げかけたんじゃないかなと思いますので、その辺の総括を十分にやりたいなというふうに思っております。

また、この水辺環境の取り扱いですけれども、それについて教育委員会を中心にしながら、学校と連携しながら、常に取り組んでおりますので、より一層啓発して、この川遊びをしないということじゃなくて、川とどうつき合っていくか、そのあたりのところも教育を重視させていきたいなというふうに、それはお願いしていきたいなと思っております。

また、地域おこし協力隊につきましては、担当のほうで今一生懸命努力しておりますので、それを見守りながら期待に応えられるよう努力をさせていただきたいと思っております。

ネーミングライツにつきましては、担当課長言いましたように、メリット、デメリットございますので、一応慎重に対応していきたいなというふうに考えてます。

以上です。

○議員（4番 池邊 美紀君） 以上で質問を終わります。

○議長（福永 廣文君） ここで、10時50分までの会議を休憩いたします。

午前10時43分休憩

午前10時50分再開

○議長（福永 廣文君） 再開いたします。

発言順位2番、福田君。

〔3番 福田 新一君 登壇〕

○議員（3番 福田 新一君） 2番、福田新一です。6月議会において、初めての試みで一般質問を本会議の頭に持ってくる、質問者の順番も抽選ということです。私は今回9人バッターの2番バッターということでございます。つなぎ役を果たしてまいります。下位打線に8番、9番とベテランのホームランバッターが控えておりますので、それでは入ります。

前回の一般質問において、本町の人口の伸びについて取り上げました。今回、県内最大の人口伸び率を記録する三股町の魅力とは何かを念頭に、今すべきことは何かという見地に立って質問

していきたいと思います。もう少し本音を言いますと、さすが三股だ、いろんなことにつけてよく考えてある、人がふえるのが当たり前だと納得できる内容を望むのです。

まず、防災、減災対策についてです。先ほど池邊議員と重複してるところもありますけれども、その内容でお聞きしていきたいと思いますが、今回の4月14日の熊本地震における被害に伴い、さまざまな意味で教えられるところがあります。また、どこでもこのような災害が起きてもおかしくないということが実証されたような気がします。地震、雷、火事、おやじ、ここで言うおやじは、私今回知りましたけど、台風のこもらしいですね。この順番のとおり、地震は何の前触れもなく突然くるのですから、この地震に関して最新の注意と対策を確認する必要があります。

先日、総務課長が、4月14日、本町震度3のとき役場に集合し、いざというときに備えて15日まで待機したとお聞きしました。不測の事態に迅速、的確に対処できるよう、事前に準備してある本町の諸対策をお聞きします。

資料つけましたけども、1ページを見てください。これは3月11日、日本最大のテーマパークを襲った東日本大震災、7万人もの来園者を守ったスタッフたちの危機対応力に注目しました。想定外、そんな言葉が免罪符のように使われる未曾有の大震災、しかしそれらを全てを想定内として受けとめ、実行に移した組織があります。

年間2,500万人が訪れる、日本最大のテーマパーク、東京ディズニーリゾート、今、日本が問われる危機管理の姿が見えてきました、その下に地震発生からもういろんな対応策が書いてありますけども、1万人のスタッフを束ねたのは、地震発生30分後に設置した地震対策統括本部です。トップには社長みずからがつき、組織の隅々まで届く、指揮命令系統をいち早く築き上げました。というところで、そういった地震対策総括本部というのが長に立ちまして、そういう組織ができております。

本町における地震発生時の対策本部組織、こういった機能がピラミッド型の構成を初め、緊急指令系統はどうなっているのですか。各家庭における対応策までも、迷わず適切な行動がとれる状態にあるのでしょうか、お尋ねいたします。

この後の質問は、質問席からさせていただきます。

○議長（福永 廣文君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 地震が発生した場合の対策室についてのご質問ですが、地震については、震度レベルに応じた各種対応となります。

まず、町職員体制は、町域が震度3の場合、総務課内に情報連絡室を設置し、情報収集に当たります。震度4以上の場合、庁内に副町長を室長とする災害警戒室か、または町長を本部長とする災害対策本部を設置いたします。

災害対策本部及び、避難所要員は、年度当初に各職員を配置します。震度4以上は、自主参集となっていますが、必要な場合は、職員宛てメール一括送信及び緊急連絡網により安否確認を含めて連絡を行います。

災害対策本部は、三役及び各課長、消防団長で構成され、災害対策について協議決定し、指示するとともに、7つの対策部、19の対策班が担当する文書事務をスムーズに行えるよう、情報収集、伝達に当たります。

また、災害予防、及び災害対策の実施に関する事務は、他の全ての事務に優先して行うこととされております。

各家庭への情報伝達については、総務部の情報分析班より、防災行政無線、携帯電話のエリアメール、県防災メール及び防災ポータルサイトで情報を伝達し、マスメディアへの情報提供も行います。また、場合によっては、公用車、消防団による巡回による広報を行っているところがございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（福永 廣文君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 今の説明で、私想像以上に二重も三重にも手がうってあることがよくわかりました。頭ではわかっていてもいざとなると慌ててしまい、右往左往するばかりで何もできなかったというのが、熊本の知り合いからの実話です。

今回、ちょっとばかり紹介するのは、ある意味では、そういった心構えといえますか、そういった組織に合わせて、自分のメンタル面といえますか、そういうのちょっと紹介させていただきますが、1番大事なのは訓練かと思うんですが、東日本震災に7万人もの来園者を一切混乱させず、無事避難誘導した、ディズニーランドの対応は、一躍評価されたのは、まだ記憶に新しいところです。震度6、来場者10万人、これを想定した防災訓練を何と年間実に180日行っていたということです。2日に一遍防災訓練をやっていたということですね。

そして、想定外を想定内にしておく心構えを持ち、現場の判断と指揮命令がスムーズに行き来し、全社員が総力を挙げて事態に対応することができたということです。ディズニーランド来場者10万人に対し、三股町人口2万5,000人です。年間180回の訓練に対して、年間1回の防災訓練です。当然これはやるべき訓練だと思います。

現在、隣県の熊本地震を身近に見ていますから、町民おのおのそう感じてます。特に、次の3つの事例などは、社員一人一人が常に会社、ディズニーランドとして大切にすべきこと、そして優先順というのを共有していたと言えます。自分なりに各自が判断した好事例だと感心させられます。

まず1つは、店頭のダッフィーというんですかね、あのぬいぐるみの持ち出し、これを頭にお

守りください、防災頭巾かわりですと渡したと。2つ目には、店頭販売のクッキーやチョコレートを無料で配布し、食糧に回し、食べてください。そしてまた3つ目は、開園以来28年守ってきたおきてを統括本部が破り、従業員専用のバックヤード、見せてはいけない裏庭を解放した。これらの行動は、誰からも命令されてません。独自につくった地震対策基本計画に基づく防災訓練であり、使えそうなものは何でも使用してよい。ゲストの安全確保のためには、例え店舗の商品であっても率先して提供してよいとされていたんです。その脅威的な来園記録を維持する秘密がこの震災対応で明らかになりました。

自分の会社に対し、どこにも負けないプライド、これが社員にあったのではないのでしょうか。企業だからこそ、自分たちの客を守り切ったのではないのでしょうか。これは自治体においても同じことが言えると思います。役場も2万5,000人の町民を守り切った、これが三股の魅力、一歩先に行く危機管理につながると思います。

この来園記録と人口伸び記録は似た言葉に感じます。三股町の震災対策の、各職員がとっさに独自の判断で適切な行動ができ、町民が迷うことなく避難できる防災訓練を身につけておくことが必要です。

そしてまた、役場保管の貴重書類や町民の個人情報、印鑑証明等の危機管理はどうですか。万一、役場全壊となったとき、これらの貴重書類は分散された保管があるのですか。

防災訓練を含め、一歩先に行く危機管理を考えてみませんか。どうでしょうか、お尋ねします。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） それでは、一歩先行く危機管理とは何かということでお答えいたします。

危機管理については、防災、減災のための事前の予知対策など、さまざまな取り組みがなされています。気象情報では、雨量情報の細分化や緊急地震速報の精度は上がっており、自然災害に対する備えが日々進められています。

本町では、防災行政無線整備の中で、情報伝達手段としてエリアメールの一括送信システム、情報発信手段として、防災ポータルサイトを開設しています。当サイトでは、ゲリラ豪雨を考慮して、町が単独で設置した轟木、寺柱、勝岡地区の雨量状況のほか、避難所、土砂災害警戒区域などを地図及び航空写真で確認でき、安否確認掲示板も備えております。また、スマートフォン向けの三股町災害アプリも整備しており、防災ポータルサイトの閲覧のほか、現場からの写真を役場に送信できるようになっております。このことについては、住民への周知が不十分であることから、回覧、広報等により情報提供を行ってまいります。

○議長（福永 廣文君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） きょう来るとき、私これいろんなことを質問したいんだというこ

とを家内とも話したんですが、さあ地震だといったときにお前、どげんすいやといったときにどこに行くかみんなわかるかなとか、実際、言うはやすし行うはかたしで、一家族において、家庭においてとっさにそういう指示系統はわかっても、どう動くかっつていうことの、やはり訓練というのは大事じゃないかなと、訓練しておけば一步をどう動くというさきの一步だけは何とかできるんじゃないかなと思いますので、それはもうぜひ考慮していただきたいと思います。

防災対策と言えば、河川について一言申しておきます。沖水川治水史というのを友人から紹介され、今、読んでます。「明治初期、沖水川は河川勾配急で、荒らさの面では南九州随一の悪名高き川として知られ、自由奔放に猛威をふるう代表的自然河川」となっています。そしてまた結びには、

沖水川治水の歴史は、三股町開発の歴史でもある。山を治め、水を治めることが、農村における政治の要諦でもあった。それだけに、先人の沖水川治水に傾けた情熱と努力ははかり知れないものがある。かつて暴風のたびに悲惨な災害を繰り返した沖水川は、今完璧に近いまでの治水施設が整備され、私たちは意のままにこれを利用している。

とあります。しかし、近距離と言いますか、非常に小さい距離での、あの数多い堤防の数を見ると、やはり昔は沖水川というのは、相当怖い河川だったんだというのが想像できます。去年でしたか、鬼怒川の堤防破壊、そして、濁流が住宅へ流れ込む状況からすると、沖水川も決して想定外として捉えてはいけない自然だと思います。

防災、減災対策となると、やはり地区に訓練を受けている消防団員が多いと理想であり、また非常に安心感が違うと思います。消防団員加入の勧誘方策は何か考えてらっしゃいますか。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） お答えいたします。

本町の消防団の確保につきましては、各消防団の後援会などのご協力により、定数の160名を確保している状況となっております。町では、今のところ新たな勧誘方策はありませんが、家族の方に消防団活動に理解いただく環境として、退職慰労金制度を実施、昨年以上に退職消防団員に支給する退職報奨金が増額しています。

また、役場職員の消防団の加入促進にも積極的に取り組んでいるところです。消防団は自主防災組織とともに、地域防災のかなめであり、災害時等においては、中心的な役割を担う消防団の確保は大変重要であると考えています。今後、消防団員の処遇環境の改善を図りながら、加入促進に努めてまいります。

○議長（福永 廣文君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 今、総務課長おっしゃったとおり、私もちょっと調べたんですけど、三股町役場職員において、消防団に入団している割合が、45歳でくくって56人中28名、

ちょうど50%です。参考までに都城市を調べてもらいました。同じく45歳でくぐりますと1,418人中110人、約8%、1割も満たない状況でした。都城に比較し町民に対する三股町役場職員の住民ボランティア精神といいますか、住民サービス意識の高さにはびっくりすると同時に、さすがだと見直しました。

おくれげながら、都城市は、現在市役所に、新規採用された者は、必ず地区の消防団にある期間入り、消防活動とはどういうものかを体験を通して、行動内容を知るための研修を受け送るようになっています。

さて、ついに3月議会に引き続き、鰐塚山、長田峡、沖水川の自然環境の保護についてお尋ねいたします。

3カ月前の3月の総合農林の山林が大栄環境ホールディングスに株式譲渡されました。町長みずから本社に出向かれ、社長と会い、持続可能な森林経営を申し出、自分の目で会社を確認し、町民に安心を伝えたいということでした。まず、この感想をお聞かせください。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） ただいまお話がございましたように、ことしの3月福永議長とともに、神戸市にあります大栄環境ホールディングス株式会社を表敬訪問したところでございます。

このことについては、ご案内のとおり、株式会社総合農林、島津山林の跡地、それを所有して、総合農林の親会社に大栄環境ホールディングスが当たります。それで、そちらのほうの社長に会見を申し込んだところでございます。

大栄環境ホールディングス株式会社の社長初め、大栄環境ホールディングス株式会社の経営管理部長及び株式会社総合農林の社長に対応していただいたところでございます。

まずは、グループ会社の概要説明を受けたところですが、関西一円を中心に産業廃棄物処理業者として、全国でもトップクラスの事業を展開されており、イオングループや学校と提携して、食品残渣の肥料化など新しい事業にも積極的に取り組んでいるとのことでありました。

また、環境イベントの開催や、三重県などと連携した遊歩道等の遊歩道の整備、地元農業生産法人への支援など地域貢献にも努めているとのことでありました。

産業廃棄物処理業という一般的なマイナスイメージを払拭する手段の1つとしまして、環境保全事業の取り組みに力を入れていきたいという思いから、今回、株式会社総合農林の株式を取得いたしまして、三股町の山林を環境保全のモデルケースとしていきたいというお話でございます。今回の訪問に当たっては、誠意を持って対応していただきまして、環境保全に対する取り組みに、考え方もよく理解できたところでございます。

ぜひ、議員の皆様にも、できれば視察の機会をつくっていただきまして、ぜひ大栄環境ホールディングス、またその関連会社を見ていただければと思っています。

○議長（福永 廣文君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 町長非常にさしでがましいようですが、この山林は広大で水源涵養林ということで、大事な命の水の供給もとです。

転ばぬ先の杖として念を入れているところです。資料2ページに入れましたけども、今回いただきました資料の、大栄環境ホールディングス株式会社との協議資料の中の大栄環境ホールディングス株式会社の説明の最初に、「当社は産業廃棄物のマイナスイメージを払拭する手段の1つとして、環境保全事業の取り組みをスタートさせたところであり云々」このいきなりマイナスイメージをみずから捉えているところが非常に注意するところじゃないかと思うんです。

大栄環境ホールディングス株式会社は企業です。企業の本質は、あくまでも利益追求です。この大栄環境ホールディングスというのは、この地で何を計画し、どのような利益を追求するような予定なんでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） お話のとおり、やはり民間ということで、やはり利益追求それが1つ大きな目的もございます。ただ、その利益追求とともに、やはり社会貢献というのが1つの、企業の1つのイメージをつくる方策の1つかなというふうに考えております。

それで、今回大栄環境ホールディングスを訪問した際に、次の2点について確認をさせていただいたところでございます。1点目は、三股町内で産業廃棄物の処理場の建設計画はないということ。2点目は、三股町と環境保全等に関する協定を締結すること、ということです。

協定の締結につきましては、現在県にも協力をお願いしたところであり、協定の内容につきましては、大栄環境ホールディングス株式会社側と今現在、事務レベルで調整をしているところがございます。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 三股町内山林での廃棄物処理場などの建設については、全く計画はないと記載されてるんですが、あっさり建設しませんと書けばいいのに、何か思わせぶりにとってしまいます。しつこいようですが、さきの文章の取り方によっては、建設については全く計画がないというのは、今のところというのを入れてしまうと、今のところ建設については全く計画がないともとれます。

参考資料の3、4ページに入れましたけども、宮崎県産業廃棄物処理施設設置指導要綱、非常に難しくてわかりにくかったんですが、これを5ページのように、事業者、宮崎県知事、町長、関係地域住民の枠ごとに手順の流れをフローシートにしてみました。これ見ると処理施設設置の場合、計画提案からスタートして事前協議、説明会と流れていきます。法的手続で流れていきま

す。町長の判断は大きなポイントとなってきます。法律にはないけれど、水源近くに産廃処理施設を建設しないというのを守らないと、地下水の価値、米、土地、価格、いろんなところまで風評被害で町民が苦しむのは見えています。町長このフローシートをぜひ認識いただき、国への許可申請手続という法的手続に流れないように、ぜひお願いいたします。大栄環境ホールディングスと本町環境保全に対する条例制定する方向ですね。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 条例等は、今県のほうがこの土地取得についての規制をかけておりますので、それで十分かなというふうに思います。所有権の移転を含めたところ、条例で規制するというのは、憲法のほうに触れますんで、そこには難しいというふうに思っています。

そういう意味合いでは、やはりここに言われるように、皆さん方、産業廃棄物業者ということで大変心配されると、三股町にそういうのができるというのが心配されるということでございますので、ぜひそこはしないということを協定の中に確約をさしていただけたらというような協定にしたいというふうに思います。

○議長（福永 廣文君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 町長の言葉しっかり信じていきたいと思います。よく保安林だから安全だというの聞きますけども、あれも調べてみると難しいんですけど、なんかそれを解くいろんな条件というのがありますので、くれぐれも注意して、そういうのにするっと法律の手続まで入らないように、ぜひお願いいたします。

続きまして、三股町が、今すべきことは何かのもう1つに、若者の圏域外への流出対策として、優良企業の誘致状況についてお聞きします。

第5次三股町総合計画後期基本計画においても、優良企業の誘致となっており、計画期間も継続となっています。状況報告においては、状況報告していただくんですが、これについては決まっているところ、決定しているところ、そしてまた交渉中のところ、今狙っている途中といったふうな段階別に報告願いませんか。わかりますか。それぞれの段階に、何社上がっているかということお聞きしてるんです。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（大脇 哲朗君） 若者の圏域外の流出の主な要因といたしましては、都市部の大学への進学や若者が魅力的と感じる働くところが少ないことが挙げられ、優良な雇用の場の確保が喫緊の課題となっております。

若者の流出対策につきましては、これまでも圏域内での就職説明会や、都市部の大学生などを対象にした県内企業の説明会などを開催してきたところですが、今年度は3市1町で構成する、定住自立圏で、移住者やU I J ターン者を積極的に採用しようとしている企業と合同で、就職座

談会を開催する計画であります。

また、若者の就労率が高いと言われる情報通信、IT関連業種の誘致や創出を図っていききたいと考えております。

誘致企業につきましては、平成26年度の食育工房まんぷく以来誘致できてないところでありまして、今後も在京三股会、近畿三股会、東海都城三股会などから企業情報を提供いただきながら、東京、大阪、福岡の宮崎県事務所とも連携してまいります。

なお、昨年誘致企業等の固定資産税の優遇制度の拡充などを行いまして、積極的に支援する体制を整備したところであり、工業団地造成事業の取り組みとあわせて推進してまいりたいと考えております。

○議長（福永 廣文君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） いろんな集いに集まりますと、よく、おばさん、おじさんが、優秀な会社を持つ来んと若者がねっかい出っいたっせえ戻っこんがねってよく言われます。ほんとにそのとおりだと思いますけど、企業立地奨励制度をさらに充実させるほか、産業立地関連情報発信等進め成長のある企業の誘致に努めますともありますので、ほんとにそういうの結果が出るように動いてほしいと思うんですが、確かに三股町人口統計でもよく見てみますと、毎年3月から4月に移るとどんと減るんです。ことしは特に3月から4月に移る前月比といたしますか、その減り方を見ますと、今までの最高値101人減っています。こうなるとさっきから言ってるような、県内最大の人口の伸び率だとか言ってもらえない状態です。

3月末に、今地方創生の好事例でよく出てくる離島海士町の話が出ますが、あの海士町の山内道雄町長の講演を聞く機会を得ました。言われたのは、やれるかやれないかは、本気かどうかの違いです。言葉変えれば、本気であればやれるんだよと、本気じゃないからやれないんだ、そういった非常に成功し続けるリーダーの出る含蓄のある言葉だと感じました。ぜひ本気になって優良企業の誘致にもかかわっていただきたいと思います。

本町の基幹産業である農畜産業に対して今後の展望をお聞きします。

少子高齢化、担い手不足など大きな課題を抱える中、農地を貸したい人が農地を借りたい人へ貸し出しを行う仕組みの農地中間管理機構というのがありますが、これの利用現状と見通しをお聞かせください。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 農地中間管理機構をとおした本町の農地集積について、現状と見通しについてのご質問について回答いたします。

まず、農地中間管理機構とはご存知だと思いますが、担い手の農地集積集約化を推進し、農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進めるために、農地中間管理事業を適正に行うことがで

きる農地バンクを知事が指定し、都道府県に1つ設置されているものであります。宮崎県では広域社団法人宮崎県農業振興公社がその指定を受けております。

宮崎県では、担い手の農地集積目標を平成31年度までに3,000ヘクタールに設定しており、本町への割り当て目標面積は、平成28年度64.6ヘクタールとなっております。本町の現状と今後の見通しについて、担当課長に回答させます。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（白尾 知之君） 農地中間管理機構の事業の現状と見通しについて回答させていただきたいと思っております。

本町において、担い手農家の位置づけとなる、認定農業者及び推薦農業者のほうの集積は、平成28年5月1日現在で432.5ヘクタール、集積率は農振農業地総面積の42.5%であります。そのうち、中間管理事業における集積面積は、14.4ヘクタールの3%ということになっております。

農地中間管理事業における低い集積率の要因として、1つ農業委員会の窓口とする当作業の利便性、2点目、未相続地が多く、手続に時間を要すること、3点目、10年以上という長期の貸借権設定、4点目、圃場条件が担い手に受け入れられない等が考えられます。これらの課題を解決する手段を講じない限り、農地中間管理事業を十分に活用した担い手への集積、集約化は厳しいものと考えているところであります。

しかし、認定農業者及び推薦農業者、集落営農組織への農地集積、圃場の面積集積は、喫緊の課題であることから、地権者の理解を得ながら、農地の流動化が図られるよう説明会等を開催し、理解を広げていきたいと考えております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 新課長の白尾課長から聞いたんですけど、今ご説明の中で、非常にこの中間管理機構がうまく進まない理由というの、箇条書きに列記されてまして、非常に問題をうまくつかんでらっしゃるなと思います。なかなかこういう文章に出てこない、実際には貸し手と借り手の問題とか、いろいろそういう、先祖代々預かってる土地をどうのこうのとか、あの人に使ったらちょっと雑だとか、いろんな問題が広がってると思いますけど、そういった意味で整理して、どちらを優先するかっていうの決めていって、やっぱあすの明るい農地の基幹産業である若者が担い手としてやっていけるような、そういう土地改良に努めていきたい、いってほしいと思います。

それこそ個人、法人、集落営農どれが中心となるのか10年先、20年先をえがけない集落地域になっていないか、綱渡りとまでは言いませんが、現実的なさまざまな問題を何とか要領よく

乗り切っているような気がします。さまざまな問題ある中、農地利用の将来像をどう導きますか、先ほど町長のほうから概要をお聞きしましたがけれども、課長もう1回よろしく。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（白尾 知之君） 農地利用の将来像についてお答えしたいと思います。

まず、農地の果たす機能について申し上げたいと思います。まず、1点目ですが、食糧の安定供給、加工するための生産機能、2点目、農村環境保全に資する機能、3点目、国土保全に資する機能が考えられます。農地利用の減退及び荒廃は、食糧自給率の低下、農村環境の崩壊、大規模な災害を招くおそれがあり、経済、環境、社会、文化の総合的な負の影響が予測されることから、農地の果たす機能と農業の営みを鑑み、農地利用の重要性を深く認識し、友好的手段、施策を講じることが必要不可欠と考えております。

質問にある、農地利用の将来像につきましては、農地の利用者たる農業経営体が、いかに効率的かつ効果的に価値ある農畜産物を生産し、所得を得ることのできる農地環境であるかであります。

具体的には認定農業者、推薦農業者などの担い手が、利用しやすい農地環境であり、経営規模の拡大に伴い整備される、大型農業機械の対応ができること、作業効率が高く、1年を通じて生産性のある圃場であること、そして経営拠点を中心とした、農地の面的集積であります。

これらの農地環境加工するに当たり、人・農地プランを集落、地域の農地間問題を解決する計画と位置づけ、農地中間管理事業及びその他の関連事業を活用した、集積、集落化及び農地基盤整備が必要と考えております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 今、農地環境という言葉が七、八回出てきましたけれども、まさに今そこに目がいくんじゃないかと思えます。資料の6ページに入れましたけれども、つい先日新聞に日南市酒谷、中津留地区圃場整備完了という記事が出ました。百聞は一見にしかずと言いますから、これからの農地の使い方を勉強せないかんと思って、早速日南市役所に連絡とり訪ねていきました。資料につけてあります、農村整備課の計らいで、今回の事業に当たられた中津留地区促進協議会会長、そしてまた理事と一緒に現場を見ながら、7年間さまざまな問題を乗り越えた生の具体的な苦労話や、あしたにつながる具体的な話を聞くことができました。

非常に生の声というのはどんなんかと言いますと、昔みたいに水取りのけんかがなくなったとか、非常にやっぱ、そんなんがあったんだなと思うような、それとか換地という言葉使われましたけど、換地員というのは非常に苦労すると、要するに自分とこは良かつがきた。あん人がた悪いのにいいのをもちよ。こっちは悪いのがきた。そういった換地員というのは非常に苦労し

たとか、そんないろんな苦勞を乗り切った上での、今のこのカイジョウだったみたいです。

そして、またいい話としては、ついにここまで来たもんだから、じゃあ次にどこやるかという国、県からのお誘いが来てると、今度は自分たちの地域から、どこを推薦しようかという、そういう話の展開にもなってるっていう話も聞きました。

そこで本町の圃場整備っていうのは、どれくらい進めてられるんですか、お答えできますか。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（白尾 知之君） 町内の基盤の整備と言いつころの基準というのが定まっております。具体的な数値等は把握しておりませんが、土地改良協会のほうに、各地区ごとの整備の変遷と言いますか、そういった記録をこちらのほうで書類として確認をしております。申しわけありませんが、数値としては報告できません、申しわけございません。

○議長（福永 廣文君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 資料にあるとおり、1区画が8畝程度と非常に狭小な区画、水路は用排水路兼用要するに、田んぼに入れる水と出してくる水が同じ水なんです。これが今までの状態。そして農業者の高齢化、遊休農地の増加、これは懸念されています。

今回の事業効果にまず用排水路の分離、要するに田んぼに入れる水側とそれと出す側、入れる側というのは完全に道路の下にパイプラインが敷かれまして、それこそ三インチ、四インチぐらいのバルブが1つあるだけです。そして田んぼは最低3反が1番最小で、もう8畝、6畝とか変な三角形とかそういうのなくなってるんです。そういった意味でも非常に、さっき言われましたが、農地環境というのはものすごくよくなっております。

今現在、私も田植えの準備でばたばたしてますけども、そういった整備された風景を我が地区の10年、20年後の風景に重ねると非常にいいなと想像してるところです。

そういう整備計画の選択肢もあっていいのではないのでしょうか。次世代の農業を考慮した土地基盤の整備っていうのは計画あるのでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（白尾 知之君） 次世代農業を見据えた上での土地基盤の整備計画についてお答えさせていただきたいと思っております。

まずは、次世代農業に関連しまして、農地を活用する担い手育成が重要な課題であります。担い手を育てる対策として、補助事業や制度資金を活用した後継者の技術支援、就農支援や新規就農者を支援することともに、人・農地プランによる、集落、地域が担い手を育てる環境づくりを形成していくことが必要です。

土地基盤の整備計画につきましては、具体的な計画は今のところ持ち合わせておりませんが、第5次三股町総合計画の農林水産業の振興施策である農業生産基盤の整備の必要性を十分

に認識するとともに、農地中間管理事業にかかわる集積、集落と並行して、簡易な基盤の整備事業の活用の検討することが重要と考えます。

現在、具体的な取り組みとして、県、農協、公社と一体となった、農地中間管理事業三股地域推進チームを発足しております。農地基盤の整備の必要性、活用事業の選択、整備地域の選択、町独自の基盤の策定を含め、関係部署との連携をさらに強化し、本町の具体的な農地整備プランの作成を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 産業振興課というのは非常に範囲が広いので大変だと思いますけれども、今後のいろんな展開に、私も農業のやっぱり三股の基幹産業ですし、勉強していきたいと思いますので、課長、期待するところ大であります。

最後に、地方創生推進の起爆剤は何かというのを考えてみます。

まず、総合戦略における住民、地域、大学との連携事業についてですが、宮崎大学、南九州大学と訪問され、連携方法や時期等協議されてるようですが、現在の計画は何かあるのですか。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（大脇 哲朗君） まち・ひと・しごと創生総合戦略を効果的、効率的に推進していくためには、住民はもとより関係団体や民間事業者等の参画が大変重要でございます。

今回の三股町総合戦略の策定に当たっても、広く関係者の意見が反映されるよう、町民を初め、産業会、行政機関、教育機関、金融機関等で構成する推進組織で、その方向性や具体案について、審議検討してきたところであり、具体的な施策事業につきましても、宮崎大学や南九州大学との連携、特産物のブランド化や工業団地の造成事業に伴う連携、地域おこし協力隊を活用した地域との連携などに取り組むこととしておりまして、現在関係機関、団体等との調整を図っているところでございます。

○議長（福永 廣文君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） この問題打診をしてから1年はたつんですけども、どうも計画の計画に終わってるような気がしまして、また連携事業において、講師を持っていくときっていうのは、こういうことをしたいとある程度予算も考慮し、議論した具体的な内容を、適切な場所に持っていくということが大事じゃないでしょうか。適材適所と言いますか、大事じゃないのかなと思います。

あとはそれこそ、本気の行動力だと思います。なかなか一步ふみ出せない状況に感じてます。そこで、地方創生推進の起爆剤は何だろうかと思いつつ、5月末地方創生から地域経営へ、今こそ地域住民が立ち上がるべきだという公開講座に参加してみました。26名の高崎町笛水地区の

皆さんを導員して、村おこしについてグループ研修、そして各グループで発表です。一部はパネルディスカッションでした。パネラーは、MR T宮崎放送ディレクター、例のあるあるセブンで全面的にプロデュースされたフクダヒデトシさん、そしてまた高崎出身地域おこし協力隊オオハラさんという京都からの移住者で、30代の女性でしたが、パネラーになりました。

その中で、やはりポイントはリーダーです。明るい人、意見を吸い上げるのがじょうずな人、感性がよい人、前に進む人、こういったのが首長の条件とありました。町長がよく言われる、地方創生は派手なこと、奇抜なことに取り組むのではなく、本町のよいところは伸ばしつつ、課題の克服に向け、しっかりと努力すること、そのとおりで、もともとあるものを光当てて日の目を見る、そこで地域におけるリーダーの発見、それからリーダーの派遣、そこにそういったリーダーを派遣する、そしてリーダーの育成、こういったものは必要じゃないかと思うんですけども、計画はどうでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（大脇 哲朗君） 持続可能な地域活動を行うためには、コミュニティー活動の核となる人材、リーダーを発掘するとともに、さまざまな地域活動を支え、地域の課題に取り組む人材を育成することが不可欠でございます。

町では、みんなでつくろう三股地域づくり推進事業において、特色ある地域づくりに取り組む団体に活動補助金を交付し、あわせて地域におけるリーダーの発見、育成に努めているところでございます。

今回の総合戦略におきましても、地域の特色ある自然や文化、歴史を体験し、それぞれの人材の育成が見える化した地域リーダーを発見、育成することも含めて、先ほど申しましたけれども、大学等の連携事業、そして地域おこし協力隊による地域の課題研究事業に取り組むこととしております。

○議長（福永 廣文君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 最後ですけども、28年度もスタートしたばかりです。町長の言われるスピード感を持ってということのを、ぜひ今度は計画から行動へ移して、そして成果のある28年度に、ぜひしていただきたいと思います。町長、最後に一言お願いいたします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 計画はつくりましたけれども、計画だけで終わったということがないように、1つ1つしっかりとチェックしながら、そして検証しながら成果を出していきたいなと思います。そういう意味合いで、4月の頭に各課長とヒアリングを行いまして、それぞれの各課の課題についての取り組みをお願いしたところでございます。

また、四半期になりますので、7月あたりにまたその進捗状況等踏まえながら、今後どうある

べきかというところを含めて、実現に向けて、計画の実現に向けて取り組みのスピード化を図っていきたいというふうに思います。

○議長（福永 廣文君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 自立と協働でつくる元気なまち三股ですので、やはり何かあるときに協働という言葉にいつも引っかかるんですけども、やっぱり一人で走ってもだめですね、3人寄れば文殊の知恵ということもありますし、そういった意味で、今町長もおっしゃったように、是非、行動に移して、我々もともに発展する三股に尽くしていきたいと思います。これで私の一般質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（福永 廣文君） ここで、11時40分まで5分でございますけど、本会議を休憩いたします。

午前11時36分休憩

午前11時40分再開

○議長（福永 廣文君） それでは、休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

発言順位3番、池田さん。

〔10番 池田 克子君 登壇〕

○議員（10番 池田 克子君） 皆様こんにちは。まず最初に、熊本震災でお亡くなりになられた方、被災された方々のご冥福と、1日も早い復興をご祈念申し上げまして、私の質問を続けさせていただきます。

通告いたしておりました、若者の政策形成過程への参画について、2防災体制の充実について、3胃がん撲滅について、それぞれお尋ねいたします。

昨年、6月17日に成立した、改正公職選挙法で、選挙権年齢が二十以上から18歳以上に引き下げられました。18歳選挙権で新たに有権者となる18、19歳の方は、全国で約240万人で、全有権者数の2%に当たります。7月の参議院選挙から実施されますが、若者の政治的関心をどう高めるのか、各自治体の取り組みが注目されています。

少子高齢化が急速に進む中で、若者の政治離れが進行すれば、若者の政治的影響力は低下し、ひいては社会の沈滞化につながります。平成26年12月に実施された衆議院選挙を見ましても、全国平均で60代と20代の投票率に半分以上も開きがあり、若者の政治意識の低下が顕著になっております。

そこでお尋ねいたします。当町の最近の選挙における二十から30歳代の投票率は何%なので

ありでしょうか。町長にお尋ねいたします。あとは質問席にていたします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） さきの投票に選挙における20歳から30歳の投票率は何%かというご質問ですけれども、近年の投票率低下は、若年層の政治離れが1番の要因と言われておるところでございます。7月実施の参議院議員選挙においては、有権者の年齢が18歳以上に引き下げられるため、本町においても投票率の低下が懸念されているところであります。

ご質問の若者の投票率についてでありますけれども、本町の選挙時の名簿受け付けは、多くの投票所が台帳によるため、全体の年齢別の投票率が出ませんでした。データ受け付けを行っております。山王原、仲町を対象にする第1投票所、東原、稗田を対象とする第8投票所、東植木西植木を対象とする第9投票所、今市、中原、花見原を対象とする第11投票所の、4つの投票所における結果を参考にしてお話ししたいと思います。

前回行われた町議会議員選挙における、4つの投票所における期日前投票を含めた投票率は、全体で43.84%となっておりますが、二十から29歳の投票率は17.89%となっております。20歳から30歳代というご質問でしたけれども、30歳代については調べてないところでございます。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 合わせてっていう気持ちがあって20から30って言ったんですけれど、それで結構でございましたけれども、広報の6月号でしっかりと書いてくださってました。ですから、私も当然これ参考にさせていただいたとこだったんですけれども、この投票率のお若い方の低さっていうのは、ほんとに予測いたしておったところでございます。

しかし、この厳しい状況をこのまま見過ごすことができません。もう間もなく7月の参議院選挙が始まります。20代から30代の若い人たちの投票率を、何%アップさせるのかなというのを今お考えであられましようか。ちょっとお尋ねいたします。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） お答えいたします。

目標の%というのは、なかなか持てないところではあるんですけれども、今回引き下げが行われることによって、昨年度の町としまして、選挙管理委員会のほうで都城東高校の出前講座と藤元メディカルシステム付属医療専門学校で出前講座を行っております。

また、本年度同じく藤元メディカルシステム付属医療専門学校の御協力をいただいて、出前講座と模擬投票を行ったところであります。こういう取り組みを通して、少しでもやはり投票率を

上げていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） これもしっかり広報を載せていただきまして、ほんとにこれよかつたなと思っております。

専門学校の要するに生徒さんには、選挙に関する説明をされて、そしてまた、模擬投票を体験させられたということでしたので、ほんとにこれは有意義だったんじゃないかなと思います。

そしてまたその中で、アンケートもとられてますね。これも大変大事なことだったなと思います。このアンケートでございますが、ここにヒントちょっと得まして、投票率アップのために、少しアンケートの内容を変えまして、二十以下の今回選挙権ある方々の有権者に、往復はがきでアンケートですから、もう無記名でいいわけですね、送って見たらどうだろうかと。そうすることによって、その人が往復ですから返答することによって意識啓発にもつながるのではないかと。そのことでもって、自分も有権者なんだと、やっぱ投票に行かんにやいかんのかなって、アンケートの内容によりますけれども、そういう意味ではこのアンケートというのもこういう形で使ってみたらどうかなと思った次第であります。いかがでございましょうか。お尋ねいたします。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） アンケートの実施について提案だと思えますけども、町のほうもどうにかいろいろな方法で上げたいと思っておりますので、検討はしていきたいと考えております。

○議長（福永 廣文君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） ありがとうございます。

いろいろ高校の学校等でも先生方が努力してくださって、今回新たに有権者になる子供たちに、意識啓発をしてくださってると思うんですけども、町としても何らかの形で、啓発をしていただけるとありがたいと思っておりますので、よろしく、前向きなご検討をお願いいたします。

では、次にまいりたいと思います。先ほど来、申し上げてますように、若年層の投票率の低さはこれもう全国的な問題であるわけですね。若者の政治的無関心の一因は、若者の声が政治に反映されにくく、若者は社会における影響力を実感しにくいためということも言われております。

そこで、若者の政策形成過程の参画、私がここで通告にも挙げてるんですが、促進する、この参画を促進するということによって、若者が社会における影響力を実感できるような取り組みを、積極的に進めることが重要ではないかと思う次第であります。

そこで、ここに通告ありますように、各種審議会委員に若年層を何人ぐらい登用されてるのかなということでお尋ねいたします。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（大脇 哲朗君） 町の各種審議会委員には、一般的に若年層と言われる35歳以下の委員は現在いらっしゃらないということでございます。

各種審議会の委員も、選考する際は公募枠を設けて、幅広く委員を募集しておりますが、若年層からの応募は全くない状況でございます。若年層の委員がない理由といたしまして、仕事や子育てが忙しいことや先ほどから言われております、若者の政治離れが挙げられ、またこれらのことから、町が若年層に積極的に呼びかけていないこともあると思われまます。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） おっしゃったとおりなんですよね。ほんとに私も、調べたわけではないんですが、やはり審議員っていう方々がどちらかというと、人生経験の豊富な方からと申しましょうか、そういう方が多くいらっしゃるんじゃないかと。そしてまた公募はいつもするんですけど、希望者はいなかったという空振りがあったりとか、あるいは先ほど申したような方々が、結局審議員になってらっしゃるっていうのが現状ではないかと思えます。

そしてまた、おっしゃったように、じゃあ若い方々を参加していただくとするならば、例えば審議会の中に、日中の決められた時間帯でなくて、たいがい若い方は自営業とかあるいは会社勤めとか、当然されておる方がほとんどではないかと思うわけです。じゃあ、その方々がもし、要するに応募してくださるならば、その方々の時間帯にあわせて審議会を持つというような、配慮も必要ではないかなと思われまます、この公募についてのあり方、どのように考えられますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（大脇 哲朗君） 審議会の開催につきましては、平日の日中というのが基本で今まで行われておりましたが、そういう声があって、若い人たちが入りやすい環境にということであれば、また土日の開催とか、時間外、夜間等の開催等も検討してなきゃいけないかなというふうには考えています。

○議長（福永 廣文君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 1つの枠の中に、もうこうするっていう方向になってしまう、なかなか別の発想ができない部分も確かにあったりするんですけども、やはり視点をちょっと考えてみたときに、先ほど申したように、じゃあ若者がここに応募してくれる方法としてとか、そういう視点を考えていただく、そういう部分として大変、今後の中できちんと検討していただきたいと思えます。検討してくださるということですので、ぜひよろしくお願ひいたします。

若い方々が、ほんとに社会に参画することで、もちろん政治、要するに政策形成の課程への参

画ってという意味合いからしまして、大変大事な部分ではないかと思うわけです。それがまた地域とか社会のことを考える機会になりますね。

そして、若い方が地域のつながりの中で発言して、また行動することを社会のメンバーとして責任を、また果たすと自覚も出てくるということであるわけです。政府も、子供、若者育成支援推進法の大綱の中に定めてあります、この中の施策の推進等の中で、審議会等の委員構成への配慮として、子供、若者の意見も積極的にかつ適切に反映されるよう、各種審議会、懇談会等の委員構成に配慮すると、このように、子供、若者育成支援推進法の中にもうたっているわけなんです。ですから、これをどういうふうに行行政としては捉えていくか、これは町長にお尋ねしたいと思っています。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 審議会もいろんな計画づくりから、またいろんな調査とかそれから環境とか公民館とかいろんな審議会がございます。その中で、若者そしてまた女性、そういうところの声を聞く必要性、そしてまたその重要性、そのあたり十分勘案しまして、委員構成とそして若い人たちが政治に関心を持つと、そういう場を提供するというもの、非常に重要だと思っております。そのあたりも今後考慮していきたいというふうに思います。

○議長（福永 廣文君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） ぜひよろしく願いしときます。

地域活性化ってよく言われるわけですがけれども、この地域活性化、この決め手が先ほどちょっと3番議員もおっしゃったんですけれども、世間的によく言われるのが、よそ者、若者、ばか者、これが活性化の決め手だと言われるわけですね。ですから、地域に若い人が大勢いらっしゃれば、それだけで周囲が活気づきます。今後そういう若い人たちが、わいわい意見を言えるような場の提供、そういうものをぜひ今後、結果として出していないと、目標だけでは何も絵に描いた餅ですからね、必ず結果として、これを年次的に目標を持っていただいて、出していただきたいと思っておりますので、これはぜひ、町長が先ほど決意も言ってくださいましたので、よろしく願いしときます。

次いきます。次の地域おこし協力隊、3番です、これは先ほど4番議員が質問してくださいましたし、私も内容としては同じでございましたので、割愛させていただきます。

次にまいります。

○議長（福永 廣文君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） はい。

○議長（福永 廣文君） 発言の途中でございますが、時間が12時回りましたので、本会議を一時休憩いたします。午後1時半より本会議を再開いたします。休憩いたします。

午後0時00分休憩

午後1時30分再開

○議長（福永 廣文君） それでは、若干時間が早いようでございますけども、全員おそろいでございますので、ただいまから午前引き続き本会議を開会いたします。

一般質問の発言順位3番、池田さん、お願いします。

○議員（10番 池田 克子君） じゃ、引き続いて質問させていただきます。

次に、（2）の防災体制の充実についてであります。30年以内に約70%の確率で起こるとされる、南海トラフ地震、34時間は時間的余裕があると受けとめておりますが、これまたいつ発生するかは予測できないわけであります。

東日本大震災が風化しかかった矢先、熊本大震災が発生し改めて大自然の驚異を感じたことでした。そのような不安を払拭させるのは、防災に対する意識づけが大変重要なのではないかと考えております。

当町も地域防災計画がありますが、果たしてどこまで徹底されているのか、私もたびたび申し上げているんですが、大変危惧をいたしてるところであります。中でも自主防災組織である自治公民館長さんが、防災への対処法を悩んでおられます。館長さんと連携をとられておられる地域もあるようですが、全地区の方々ということではないようでございます。

そこでお尋ねいたします。自主防災組織等の育成強化の進捗状況はどうなっているんでしょうか、町長にお尋ねいたします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 地域の自主防災については、地域や近所の人々が組織的に取り組むことが重要であることから、本町では自治公民館が自主防災組織の役割を担っているところであります。町としましては、防災に関する災害、避難訓練や講座の開催を初め、防災マップの配付、災害危険箇所の調査、情報の提供、消防団との連携等に努めており、地域の中で防災活動のリーダーとなる、地域防災士の育成、支援にも取り組んでいるところでございます。

また、昨年度からコミュニティー助成事業を活用しまして、自主防災組織が整備する、防災資機材整備の助成を行ってございまして、昨年度決定した5つの自主防災組織に本年度、発電機などを整備する予定でございます。今後も地域との情報の共有化に努めるとともに、地域全体で防災対策に取り組む体制の強化に努めていく考えでございます。

自治公民館につきましては、この防災訓練、また防災に関する知識の普及と言いますか、そういうの非常に重要でございますので、自主的にそういう講座等を開いていただくと、町のほうから、またいろんな機関と連携しながら、支援してまいりたいというふうに考えております。

○議長（福永 廣文君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 先ほど私が申し上げましたように、全地区の公民館の方々への配慮じゃないという意味で申し上げたいんですが、この熊本震災は、ほんとに住民の皆さんも身近な恐怖として捉えられております。公民館におかれましても、この新年度行事に、防災に対する何らかの取り組みを実施したいと希望されておられます。しかし、公民館長さんも、どのようなことでどのように皆さんや防災っていう意識の高揚と、そして実施をどうすればいいかっていうのを、ほんとに悩んでいらっしゃいます。それで、行政がいろいろ聞かれたら対応するのか、あるいは行政のほうから全ての公民館長さんたちに対して要請を聞かれて、じゃあお互いにこういう方向でやりましょうかねとされるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 防災訓練等講座等実施のことについてだと思いますけど、基本的には、それぞれの自治公民館で訓練をする意思は持たれてるっていうことですので、中身まで詳しくつくってから、うち町のほうに話されるのではなくて、やりたいということであれば、お互いに話をしながら講座なのか、訓練なのか、どの分野なのか、各地区でやはり事情等も違うと思いますので、そういう意思がされたいという意思があるのであれば、町のほうとしても協力して一緒に取り組むような形にはしたいと考えております。

○議長（福永 廣文君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 先ほど、そこ辺で分かれ道になるかなと思うんですよね。自主防災組織等の育成強化、これが地域防災計画の中にはうたってあるわけですよ。その中で活性化を促進するということですので、やはりこれは行政のほうが、ある程度リーダーシップとっていただいて、そして各公民館長さんたちに、本年度の行事予定の中で防災訓練なり何か防災に対する勉強会なり何か計画がありませんかと聞かれることも、これは私としては必要じゃないかなと。

要するに、公民館長さんたちが、そういうどげんすればいいかわからないっていうことをおっしゃってることも事実であるわけですから、だとすれば向こうが言ってくるのを待ってるんじゃなくて、これはもう行政から、ぜひ公民館長会とかあるわけじゃないですか、そういうときに投げてください、どうでしょうか、そういう意味合いを引き出していただくって方向されたらどうですか。ちょっとお尋ねいたします。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） お答えします。

先日、自治公民館長会議のほうでも、ぜひ訓練等取り組んでいただければ、町もむしろ協力してやりたいということお伝えしたところでもあります。また、先般開かれた座談会においても、地

域においてそういう訓練とかあるのであれば、一緒に、町のほうも一緒にやっていきたいということでご説明したところであります。

○議長（福永 廣文君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） もうその中で問題になるのが、公民館長さんも地域によっては、1年で交代という地域も結構いらっしゃるんですね。そうしたときに、前の公民館長さんには、懇切丁寧に教えて、そういうふうには、実施の方向もやったけれども、次の公民館長さんには、なかなかそこは連携がとれてないというのがあるのかなと思ったときに、これはやはりどうでしょうか、毎年、そういうことをやっていくって意味合いじゃ、今回限りとかそのときだけっていうのではなくて、どうでしょうか、これ毎年していただくって、さっき言いましたように公民館長さん1年ごとに交代されることもあるわけですから、実施っていう方向では毎年って意味合いではどうでしょうか、もう1度お尋ねしたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 訓練については、どの規模、どのくらいの単位というのはあると思うんですけども、毎年要望というか一緒にやるという意思是、町も持っているところであります。確かに自治公民館長さんをお願いしてるということで、約半数近くが1年間で交代されたりするということで、そういう不安というのは、私どもも毎年お聞きしてることで、できる限り一緒にやっていきたいとは考えております。

○議長（福永 廣文君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） ぜひ毎年やっていただくということをお願いしておきたいと思っております。

次にまいります。次の中で、私は以前にも一般質問で申し上げたことがあります。避難訓練の強化に避難運営ゲームHUGですね、これを導入したらどうかと。前もそういうことでお尋ねしたこともあったわけですが、何かその分が断ち切れになってるような気もいたすんで、今回、質問をさせていただくところでございます。町長にこれはお尋ねしたいと思っております。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 避難訓練強化の避難運営ゲームHUGの導入ということですね。避難運営ゲームHUGについては、平成26年度に、自主防災組織のリーダー公民館長さんと町の職員、避難所環境対象とする職員を中心に、消防科学総合センターが実施する研修事業を活用して実施したところであります。

派遣いただいた、図上訓練指導員のもと風水害と想定して研修を進行しましたが、状況ごとに短時間の中でさまざまな課題が出され、対策を協議して決定していくという作業を繰り返すことで、避難運営ゲームHUGが大変有意義な研修でありました。

今後とも避難運営ゲームHUGを初めとした研修事業を積極的に取り入れていきたいと考えております。

○議長（福永 廣文君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） それは私が断ち切れといい加減なこと申し上げて大変申しわけございませんが、ほんとにこの避難ゲームではありますけども、これがすごい意識づけになるといことで、ほんとにこれを、各公民館ごとに、全地区でやっていただければと思いますので、ぜひよろしくお願いしときます。

では次まいります。次に、胃がん撲滅についてであります。

国民の2人に1人はかかっているがんを予防する上で検診はかかせません。先月、各ご家庭だと思んですが、こういうのが届きました。これちょっと書いてないですね、大切なお知らせですと、がん検診の案内はがきが届きました。実に懇切丁寧に書いてありました。私もこれ、いただいたの初めてでございましたけど、すごいこれだったら皆さん意識づけするなどほんと思ったところではございました。

今年度が、こういうはがきいただくことによって、必ずや、この受診率のアップにつながるんじゃないかと期待いたしておるところでございます。

そういうことで、①の質問にまいります。胃がん検診の実施状況であります。平成24年9月にも、私同じような質問いたしました。そのときに、答弁といたしまして、非常に低い受診率であると答弁いただいております。一例を申し上げます、23年度で率として0.14%、6,229人のうちの9人が受診したと、そして率としては0.14%だったと。胃カメラを含めたときでも1.1%だったという答弁でございました。22、21、20とずっと5年度にかけて答弁いただいたわけですが、ほんとに検診率の低さには私も啞然としたところではございました。

その後、4年経過いたしておりますので、努力して下さったんじゃないかと思ひまして、今回は結果をお尋ねしてるところでございます。ご回答お願いいたします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 胃がん撲滅についてのご質問ですけれども、本町のがん検診は、健康増進法、がん対策基本法、がん対策推進基本計画等に基づきまして、健康増進事業として実施しているところでございます。

また、平成27年度に、健康増進計画生き生き元気三股21第2次を策定し、目標達成に向けまして、個人、家庭、地域、行政など地域全体で連携、協働して推進していくものでございます。

平成28年3月に9,144名のピロリ菌検査の実施及びその助成を求める署名をいただきました。多くの方が胃がんの罹患者を減少させるための対策の必要性を感じているというふう

けとめております。

本町では、平成26年度より、人間ドッグの検査項目にピロリ検査を取り入れており、この2年間で154名の方がピロリ菌検査を受けられておられます。

ピロリ菌検査、胃がん検診の実施状況と対策につきまして、担当課長が回答いたします。

○議長（福永 廣文君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 胃がん検診の実施状況につきまして説明いたします。

現在胃がん検診は、胃部X線撮影で個別検診と集団検診で行っております。過去5年間の受診者が、平成23年度が9名、平成24年度が7名、平成25年度が65名、平成26年度が126名、平成27年度が154名となっております。受診者が少ないため、平成25年度から集団検診を並行して行い、徐々に受診者がふえてきている状況です。しかし、受診率は県内でも低い状況となっております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 前回聞いたときよりか、ほんとに多くの方々が受診されてるってことで、随分努力なさったんだなということだと思っております。

この胃がんっていうのが、ほんとに私たちも身近な中で、皆さんほんとに悩んでいらっしゃる方多いです。ステージ何とかって部分の中で、一部切除とか全摘とかそういうことで、命が亡くなるまで至らないけれども、胃がんの影響でもってどうしたこうしたっていう人は結構いらっしゃるわけです。死亡まで至らなくても、そういう状況で、胃に関するそういう胃がんっていうものでは、非常に身近な方がたくさんいらっしゃいます。

私が次質問したいのが、胃がん撲滅キャンペーンとして、ある期間を設定して、検査の推進を図れないかということで質問をいたします。

日本で年間約5万人が死亡する胃がんを撲滅しようと、長野県の飯島町っていうところが、5年間といった期間の中でキャンペーンを実施されました。その開始3年後に行った調査では、検査でピロリ菌がいるとわかった人の約84%が検査後に除菌されたということで、非常にキャンペーンの効果が出てきたということでありました。こういう毎年の中で、集団検診、あるいは個別検診っていうの、されているんですけども、こういう行政が飯島町っていうところは、発想の転換でキャンペーンっていう形で、この胃がん撲滅を図ろうとされたところで大変このユニークな考えがあるのかなと思った次第であります。これをあれですけども、どうでしょうか、ちょっと当町においてもこういう方法もあるんじゃないかっていうことで、検討できないものでしょうか。これ町長にお尋ねしたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 胃がん撲滅キャンペーンとしてある期間を設定し、検査の推進を図れないかということですが、10月ががん検診受診率50%達成に向けた集中キャンペーン月間となっており、この期間に胃がん検診の集団検診を行っております。

受診者を増やす対策として、健康づくり推進委員に地域の健康教室のときに受診勧奨と検診の予約取りまとめを依頼しているところです。これにより、受診者も徐々にふえてきています。今後も10月のがん検診の受診率向上月間として、がん検診の受診勧奨を行い、受診者がふえるように取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 確かに、こういう数字が右肩上がりであっていったら、それはそういう取り組みは、功を奏してるという意味では大変素晴らしいという企画をもって実行されてるっていうのは評価いたします。

しかしここにあるキャンペーンっていうのがこの5年間っていう目標の中で、どれだけ、例えばさっき申したように、胃がんを我々は、50%は減らせるんだっていう大きな目標の中でやっていく、こういう部分も検討してみても、別の意味からおもしろいんじゃないかなと思うわけですね。ですから、こういうこともやってるところがあるということで、検討課題として捉えていただけたら、ご答弁をお願いします。

○議長（福永 廣文君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） ありがとうございます。

今、おっしゃられたように、がん検診の受診率向上と胃がんにかかる方を減らすということで、キャンペーンとして取り組みを強化していきたいと思っております。また、今後検討させていただきます。ありがとうございます。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 胃がんに限らず、本町の特定検診、特定保健指導等も目標に達してない状況でございますので、それを含めて、やはりこの受診率と言いますか、この検診、高める方向、これについて十分検討しながら、そしてこの予防っていうところに力を入れていきたいというふうに考えています。

○議長（福永 廣文君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 本当に予防っていう意味合いでは、この胃がんについてはピロリ菌の除菌が1番予防になるということ、私も再々申し上げてまいった次第です。

それで、ちょっと先ほど町長おっしゃっていただいたんですが、この胃がん撲滅への署名ということで、町民挙げて署名皆様にいただきました。これは3月の末だったと思うんですが

9,144名の皆様、いただいた署名を町長にお届けした次第であります。その内容はこういうふうな内容でありました。ピロリ菌検査の実施及びその助成を求めるという内容でありまして、ピロリ菌の除菌には保険適用が決まっておりますけれども、検査に対しては、やはり実費、金額はちょっとあれなんですけれども、やはり自分の自己負担があるということと、検査自体にやはり自分たちがどうも胃がん痛くもなければかゆくもない状況の中でなかなかこの検査にまず行かないんですよね。だけど、今ほとんど、年代的なものですけれども60歳以上あるいは50歳以上の方々が、もうみんなピロリ菌持っているって言われているわけですから。何とかピロリ菌の除菌っていう意味合いでは、検査をまずしなければ除菌するも何もないわけですから、その第1段階を検査において、やはり皆さんが署名をいただいたということでもありますので、この署名をしていただいた意義を町長としてはもう1度お尋ねしたいんですが、どのように捉えていただいたんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（福永 廣文君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 今年の3月に9,144名の方のピロリ菌検査の実施及びその検査のための助成を求める署名をいただきました。多くの方が、胃がんの罹患者を減少させるための対策の必要性を感じていると重く受けとめております。現在人間ドックでピロリ菌検査を実施しておりますが、平成26年度は受診者69名中、陽性者が22名、陰性者が47名、陽性率32%となっております。

平成27年度は、受診者81名中陽性者が25名、陰性者が56名、陽性率が31%となっております。検査を受けた人を年齢別に見ますと、60歳以上の人が多くいこともあり高い陽性率となっております。

ピロリ菌検査は、ピロリ菌に感染してるかどうかを調べる検査であります。ピロリ菌に感染してる場合は、精密検査を受け、治療をすることにより胃がんの罹患者を減らすことができると言われております。今後も人間ドックの受診者にピロリ菌検査の受診勧奨を行い、陽性者には精密検査、除菌による治療につながるように支援していきたいと思っております。

また、集団検診、個別検診でのピロリ菌検査につきましては、同じ医療機関を利用する都城市さんのほうと足並みをそろえる方向で、前向きに検討していきたいと考えております。

さらに、胃がんの早期発見、早期治療を含め、胃がん検診のあり方も検討していきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 私自身が何回言ったかわからないぐらい、数えられないぐらいピロリ菌の除菌を今まで申し上げてきたんですが、この除菌に対して、ほんとに今後都城と連携

しながら、対応していきたいというお答えでございましたので、何とかこの除菌ができるようにしていただけたらありがたいと思いますし、このさっき申した長野県の飯島町を、もう2007年度から検査費用を補助をしてるわけなんです。ですから、他の自治体ができて我が自治体ができないということはないと思いますし、これ重篤になったときの保険料とその除菌に対する補助をしたのとどちらが価値的か、思ったことを考えれば、経済効果とかそういうもの考えると、やはり早く除菌のほうへ手を打っていただいたほうが、価値的かなと思いますので、これはどうしても町長に最後にご所見をお尋ねしたいと思っております。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 9,114名ですね、このピロリ菌検査に対する助成、それに熱い思いがあるということをご承知いたしました。そういう意味合いでこれを取り組み。先ほど担当課長がお話しましたように、同じ医療圏域でございます隣のまちと連携をとりながら、実施について前向きに検討させていただきたいと思っております。

○議長（福永 廣文君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） ありがとうございます。ほんとに皆様が健康で長生きできる、そして我が三股町に住んでよかったと言えるような人生を送れるようにしてあげるのも、また行政の大きな、大きなお仕事でないかと思っておりますので、ぜひぜひいろんなことを町民の皆様のために全力を尽くしていただきたいなと思っております。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（福永 廣文君） 発言順位4番、森君。

〔1番 森 正太郎君 登壇〕

○議員（1番 森 正太郎君） こんにちは、日本共産党の森正太郎でございます。一般質問を通告にしたがって行ってまいりたいと思っております。

平成25年6月障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法が制定され、去ることしの4月1日から施行されました。この法律は、障害を理由とした不当な差別的取り扱いを禁止し、国や自治体、事業者に対し、合理的配慮の提供を求めるものです。対象は障害者手帳を持つ人に限らず、心身に障害があり、その障害や社会的障壁、バリアによって、日常生活に制限を受けている全ての人を対象になります。

この法律で、何が差別にあたるかという定義が曖昧であったり、意思表示が困難な場合も多い障害者からの意思表示を合理的配慮の提供の条件にしているなど、不十分な点は幾つかありますが、障害者の差別をなくすための法律が施行されたことは、障害や病気の有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し合い、ともに充実した暮らしができる社会の実現を目指す上で重要な

一歩であると考えております。

この法律の施行を受けて、三股町でも不当な差別的な取り扱いの除去、また合理的配慮の提供が求められてまいります。これに伴う新たな予算措置その他の対応が新たに行われるか伺います。残りは質問席から行います。

○議長（福永 廣文君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 障害者差別解消法が施行されたが、本町の対応についてのご質問ですが、重複いたしますけど、まず障害者差別解消法について説明させていただきます。

障害者差別解消法とは、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら、共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進すること目的とし、平成25年6月障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律として制定されました。

ことし4月1日から施行されたものでございますが、本町でも当施行前からこれまでも公共施設のバリアフリー化や多目的トイレの整備など、この法律の趣旨にかなった取り組みを行ってきたところではございます。

さらに法律の制定を受けまして、平成27年度から幾つか新しい取り組みを開始したものがございまして、それらについてご質問に沿って担当課長に回答させます。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（内村 陽一郎君） まず御質問1の新たな予算措置についてでございますが、平成27年度から手話奉仕員要請事業という事業を予算化し、これは目の不自由な方のコミュニケーションの手段であります手話を町民の皆さんに習得していただいて、さまざまな場所で手話通訳として活躍していただく、手話奉仕員の育成を目的としたものでございます。

また、同じく平成27年度に、障害者基幹相談センターを総合福祉センターに設置し、障害者に関するきめ細かい相談事業が展開できるよう整備しております。

その他の対応とし、今後は障害者に対する理解を深めるための方法、情報発信等に力を入れていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 既に法律の施行前から障害者だけに限らずバリアフリー化などさまざまな対応をされていたということですね。基幹相談支援センターに関しては、やはり周辺の自治体からも、三股町は先進の自治体であるというふうに評価を受けております。これからも、変わりなく取り組んでいただきたいと思います。

自治体では、この法律では、自治体で対応要領を作成することは定められていると思いますけれども、三股町ではこの作成どうなっているかお伺いいたします。合理的配慮に関する対応要領です。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（内村 陽一郎君） その件につきましては、今後検討をさせていただきたいと思いますが、その前に障害者のしおりというものをつくりましてですね、障害者の皆さんやそれを取りまく家族の皆さん方より、障害者についてのサービス提供あるいは、これは国の施策も含めてですが、そういったものをわかりやすく提供していくというようなことで、講演会終了後、こういったものを議会のほうにもお渡ししたいと思っております。

以上なことで、まだご質問の趣向にございましたように、障害者を取りまく環境の問題というのは、一石二鳥、簡単ではございません。個々に相談を受けている中でも新たな相談事案、新たな症例というものが、常に出てくる分でございます。それらに臨機応変に段取りよくやっていたらいいと思っておりますので、皆さんのご知恵を拝借したいと思っております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 障害者のしおりに関しては、私何回か福祉課に足運びまして、ほしいほしいと言ってきたんですけども、いつごろできましたか。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（内村 陽一郎君） これにつきましては、1番新しいので平成28年4月、私が以前福祉課におりましたときから毎年ある程度要領まとめたものについては、作成していたように記憶しておりますが、ただ、制度の改革途中であったりして、十分なまとめきらないものもございまして、それについてはスライドしていたように思います。今ございますのは、平成28年4月更新分ということで、お渡しできると思います。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 障害者の方が、3月、4月の転居で入った、新しく入って転入されて来られたり、生活が変わっていく中で、福祉課に行って障害者の方、自分は三股ではどうしたらいいんだっていうふうな相談が恐らくあるのではないかなと思っておりましたので、マニュアルのように手配していただけたらなと思います。

窓口での対応が主に、この合理的配慮の現場になると思いますけれども、今現在どういうふうな対応をされてるか、窓口での対応、具体的な事例があれば教えてください。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（内村 陽一郎君） このことへの対応、窓口の対応につきましては、これは福祉課に限

らず、窓口に携わる公務員として、言葉の使い方含めて、最大の注意をしておるところでございますが、やはりいたらない部分等多々あるかと思えます。その際にはそのつど改めていくというようなことで対応させていただいております。

制度が変わりますと、私どもの異動体制も変わりまして、当初におきましては、今ご指摘がございましたように、4月の分につきましては若干のご不便をおかけする場合もないとは限りません。この辺をできるだけ少なく、そして可能な限り、心地いいサービスを提供できるように努力したいと思っております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） そうですね、さまざまな状況の方がいらっしゃる中で、最初からマニュアルにしてこういう方にはこういう対応をつていうふうにしていくのは非常に難しいと思えます。ですから、意見をお寄せくださいって今おっしゃられたんですけども、実際に障害者の方々本人とやり取りをする中でどういうふうにしてほしいかと、どういうふうに対応してもらえれば、障害ある人もない人も同じように手続進めるかっていうのは、ぜひともご本人の方なんかともコミュニケーションとっていく中で、これから作りあげていかなければいけないのかなと思えます。

例えば、東京都の荒川区なんかでは、コミュニケーション支援ボードというのを使用しています。これは、例えば言葉がうまく発生できないとか、耳が聞こえないとかいう方のために、絵と文章と日本語だけじゃなくて英語や中国語なんかも含めて、質問に対して指でさしてください、例えばどこどこに行きたいというふうな選択肢をあらかじめ絵にして、そういうアイコンにして指さして意思表示をしていただくというふうなコミュニケーション支援ボードというのを利用して、言葉で意思を伝えるのが苦手な人に対応してる自治体もあります。これは、内閣府のこの合理的配慮、サーチというコーナーから、各自治体でさまざまな取り組みをされている例が示されておりますので、この荒川区のコミュニケーション支援ボードなんかは、ダウンロードしてお使いくださいというふうに、この行政だけじゃなくて、例えば飲食店やそのほかの事業者さんが障害者の方に対応する場合、ぜひご利用くださいというふうにダウンロードしてますので、ぜひごらんになっていただけたらなと思えます。

それと、発達障害の方の中には、音や光に敏感な方だったり、隣の人の視線とか周りの方の話声なんかがすごく気になる方がいらっしゃったりします。こういう場合に、ついたり個室を利用して、落ち着いた空間で手続きができるという配慮もぜひしていただきたいと思えます。

都城では、窓口でホワイトボードを備えつけて、障害者の方とコミュニケーションがとれるように対応をしているということがあるんですけども、三股町のこの役場の窓口で、そういう備品が

備えつけられているところがありますか。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（内村 陽一郎君） 今のご指摘の点につきましては、私も福祉課のほうも常々そのようなものが需要であると考えておるものでございます。今は、税務課の窓口と1つボードで囲まれて、相談をするような形になってると思います。ただうちのほうで先ほどお褒めいただきました障害支援センター、そちらのほうで個室でも相談を受けられるような形にはしておりますし、役場等で話にくいようなこと、いろんな人が多種に来ることで話にくいようなことも、対応できるような形でサポートをさせていただいております。具体的な備品については、今後町の内部で優先順位を決めてそろえていただければ福祉課の仕事もやりやすいかなと思っております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 障害者の相談窓口ということで、ワンストップサービスということで、社会福祉協議会のほうに障害者基幹相談支援センターを設置させていただきました。そちらのほうにですね、障害者といっても一律でなくて、精神もございまして、知的もございまして、そしてまた聴覚、視覚と色々な障害者の方々いらっしゃいます。そういう方々とはやはりじっくりと時間かけながらいろんな相談に乗る必要性があるということですね。役場のほうは、こう異動等で人が変わりますので、社協のほうは信頼関係もできますので、そういう中で、この障害者支援というものを重視させていきたいなということで、ことしも1人精神福祉士、そちらのほうも雇用いたしまして、精神福祉士そしてまた、社会福祉士、そういう専門スタッフもそろえて、しっかりと対応できる態勢づくり、一生懸命今取り組んでいるところでございます。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 社会福祉協議会で、ワンストップで障害者の方に向けての窓口になっているということなんですけれども、それは役場で行える手続は全部社協でできるっていうことでいいんですか。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 役場は役場のほうの手続関係、そういう公的な仕事でございますので、それは役場のほうでさせていただきますけれどもしかし、日常生活等、その障害者の方々の相談窓口と就職という意味合いいろんな相談がございまして。そういうものに対しては、この基幹相談支援センターのほうで対応していくというふうな役割分担をやっているところでございます。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） はい、わかりました。役場の手続の上で、さまざま困難がある方いらっしゃると思いますので、個別に対応していただければいいかなと思います。

次にまいります。近年続発している災害を受けまして、全国で災害時の高齢者障害者等災害弱者と言われる人々の、一人一人がどう避難するかという個別の避難計画の策定のおくれが指摘されております。

5月30日の宮日でも一面で、この個別計画の策定のおくれは取り上げられております。議事録見ますと、結構前の震災から3月11日以降での何人かの議員さんが、これ取り上げられてると思うんですけども、今現在三股町でもこの取り組みをお尋ねします。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（内村 陽一郎君） 災害時における障害者、高齢者等の避難計画についてでございますが、本町では23年3月ということで、三股町災害時要援護者避難支援プランというものを作成しております。高齢者係、社会福祉係、それぞれの係で把握している災害時の要支援者のリスト及び情報を必要に応じて相互に提供し合い、遺漏なく速やかに避難支援が行えるような体制づくりを整えております。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 平成23年度から、要援護者のリストアップに取り組んでるというのは拝見したんですけども、その後のお一人お一人の個別計画というのはどうなっているかお尋ねします。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（内村 陽一郎君） 避難プランについての計画ということでしょうか、個別の。これにつきましては、例えばひとり暮らしの方につきましては、高齢者の実態把握という面で調査に随時入ると。人数に限りがございますので、一人一人対象者について当たっていくということをお繰り返しをしていると。

あるいは、避難時についておくれがないかということについては、高齢者では包括支援センターを中心、そちらのほうへの連絡をとるといような体制です。避難プランについては、個別の状況が変わっていきますので、その情報を積み上げていくといようなやり方になっています。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） なかなか進んでいらないのかな、完備にはまだ至っていないのかなという理解をしたんですけども、私は見直しが求められる部分ではありますので、つくっては変えつくっては変えという形にもなっていくのかなと思うんですけども、総合福祉計画を見ますと、災害などの緊急時に一人で避難できないという方が、かなりやっぱりおられるということがわかりました。身体障害をお持ちの方で38%、精神障害をお持ちの方では27.3%、知的障害者の方に至っては、半数以上の51.6%の方が一人で避難できないというふうにアンケートに答えていらっしゃいました。

先日の熊本での震災でも三股町でも結構揺れましたよね。ああいうときに一人で避難できないという方は、やっぱりかなりの不安を覚えられたんじゃないかなと思います。個別計画の策定がおくれて、おくれてというか今伺ったような状況というのは、もちろん人間が足りていないと、人手がもっとあればもっと聞き取りも進むのかなというふうに思うんですけども、宮日に載っていた情報では、要支援者の支援をする方が足りないというのが、1つの大きな原因というふうの記事になってたんです。三股町では、そういう状況で混乱があったりはしないんですか。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（内村 陽一郎君） 避難総合計画の中では、こういう方については支援者、どなたとの割り振り等も一応の支援リストとしては挙げております。そして毎年自治公民館長さんの行政事務連絡会議等では、こういった取り組みをしてる、ご協力をお願いしますというお願いも差し上げております。

そしてまた、もちろん民生員さん等にもこういった情報出しながら、支援のできる範囲で協力体制を整えているところです。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 三股の公民館の加入率というのは80%ぐらいあるわけですから、やっぱりその地域と連携して、そういう一人で避難できない方がいざ災害のときどうするかっていうの、地域ぐるみでもぜひ考えていかなければいけないなと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

次にまいります。大人の発達障害への対策ということで通告を出しております。

近年発達障害の問題が全国的な話題になっております。発達障害というのは、視聴覚の障害や身体障害と比べて、一目見ただけでは障害を持っているかどうかというのがわかりづらいということが、問題の要因となっていることが多いです。周りに障害と認知されない、本人にも障害の自覚がない、こうしたことが発達障害の方たちの困難をさらに深刻なものにしております。

子供の発達障害に対しては、本町では単独で支援員を配置しておられます。これは近隣の自治体から見ても、先進事例と言えるすばらしい取り組みだというふうに、これも評価受けております。しかし、大人の発達障害に関しては、三股町も例に漏れず全国的にも対応が不十分と言わざるを得ない現状があります。発達障害の理解がある程度進んできた今でしたら、今現在でしたら、子供の段階で障害の兆候を発見し、必要な支援を受けていただくことができます。

しかし、障害を抱えたまま大人になった方々、実はさまざまな困難を感じていても、性格の問題とされたり、本人の努力の問題というふうに押し込められて、支援が行き届かないといった現状があります。大人の発達障害について、本町での支援策、対応はありますか。お伺いいたします。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（内村 陽一郎君） 大人の発達障害についてでございますが、今ご指摘がございましたように、大変困難な1つの取り組みかと思っております。この大人の障害者の対応、対策につきましては、まず対象者の方が発達障害の方であれば現在、精神障害者福祉手帳を取得できる対象者とはなりません。そうなることで取得することで、税制上の優遇措置やハローワークや障害者就業生活支援センターなどの連携した就労支援などがそういったことでかかわることができます。

都城北諸圏域では、発達障害者の専門的な支援機関として、発達障害者支援センターが高千穂学園内にあり、本町でも連携して発達障害者の支援に当たっているところでございます。

確かに非常に精神科に通い、入院生活を送ってらっしゃる方、あるいは各ご家庭で手に余るところでも対応に苦慮されてる状況もあります。こういった件につきましても、先ほどの相談センター等で話を受け、今後の対応について検討をしているというところでございます。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 高千穂学園の中の発達障害者相談支援センターと連携して、対応していかれるということですね、やっぱり都城北諸では、そこが唯一の相談センターということで、実は国会でこの質問が取り上げられたときに全国でも84かな、そのぐらいしかないんですね、この発達障害者支援センターというのは、東京に何と1つしかないということで、それすごく問題になってるんですけども、宮崎は、延岡と宮崎市と都城と3カ所あるということですね。発達障害という診断を受けた方は、行く場所もう決まってるわけですね、それで行って相談して、困っていることを解決していくということができる態勢にあると思います。

最近では芸能人の方なんかは自分はアスペルガーだとかLD、学習障害だとかいうふうに告白をして、大人の発達障害についての認識というのは、ひと昔前よりはだいぶ広がりつつあります。

今度の法整備では、そうした例えば職場で発達障害に対しての理解が進まずに、不当に首にされたりとか、仕事から外されたりとかっていう状況が、少しでも改善されるのではないかと期待がされております。しかし、それ以前の問題として、大人の方に対しては、障害を見つけてもらえないということの問題のほうが、今すごく深刻でございます。

都城北諸地区で実は、発達障害の診断を出せるお医者さんがいないと言われております。先日、あるトラブルを抱えたご家庭がありまして、ご主人に問題があって離婚を考えているという奥さんの話なんですけども、話を聞くと簡単な仕事が上手にできなくて、周りからそう言われてるとか、ご主人が、言葉が幼かったり文章の作り方が苦手というふうなことをおっしゃって、典型的なADHDとアスペルガー症候群と学習障害LDの兆候が重複している、典型的な例だなと思ひまして、診断されてみたらどうですかというふうに奥さんに提案したんですね。そしたら、もう病院には行ったんですよ、2回行ったんですよとおっしゃるんです。精神科に連れて行ったと。

そこでお医者さんに何て言われたかという、ご主人は病気じゃありませんよと、性格の問題だからこれは直らないから我慢してくださいというふうに、我慢というか別れたほうがいいよというふうに言われたというふうにおっしゃるんです。病院の先生がそういうふうにかうちの旦那おかしいって言って連れていった病院の先生がそういうふうに発達障害って診断ができないと。ほんとそんなことあるのかなと思って発達障害、精神障害に詳しい支援センター、都城にあるセンターに行きまして、専門家の方にお話を伺ってまいりました。そうすると都城で発達障害を専門的に診断できる精神科はないんですというふうに言われまして、近隣だと宮崎市内にお2人専門の先生がいらっしゃる、そこに行けば精神、発達障害の診断出るんだけど、お2人のうちお1人はすごく忙しいから、普段はそういう窓口で専門でお医者さんは、外来でとってないんだというふうに言われました。

何人かにお話を伺ったんですけど、やっぱり都城北諸の病院の状況っていうのはそういうことなんだというふうにおっしゃってありました。人知れず発達障害抱えて、生きづらさを感じている大人の方々、もしかしたら自分は人とちょっと違うんじゃないかっていうふうに感じて大人の方々にとって、これ以上つらい状況というのはないんじゃないかなと思うんですけども、町では、そういう大人の発達障害めぐる状況、入り口のところの状況について把握されていたかちょっと伺いたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（内村 陽一郎君） 今、こういったところでいらっしゃるんだという現状は、私のほうはそのことにつきましても把握できておりませんでした。

ただ、うちのほうも精神障害等についての相談を保健師等が当たっておりまして、何らかの障害があるんじゃないかというようなことは感じつつ、広く話を聞くという対応は懸命にさせていただいているところです。

ただ、それをこちら側が一方的に決めつけることができない、判断することができないというのは事実でございます。それでやはり精神科の受診なりそういった相談センターに頼るなりして、窓口を少しでも広げていこうとする努力をしているところでございます。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 窓口はほんとにたくさんあるんですけども、やっぱり発見をして、子供の場合にも親が自分の子供はLDじゃないとか、ADHDではないですって言い張られると、社協のほうでもそこから踏み込めないっていうな問題があるということを伺っております。

なので、やっぱり窓口対応の中でも、もしかしたらこの人は発達障害を持ってる人かもしれないっていうところから発見して行って、対象の方を診断に導くように、包括的にやっていただか

ないと、なかなかこの問題は進まないのかなと思います。まちの行政でお医者さんをふやすということはなかなか難しいと思いますので、その窓口対応を通じて、発達障害の方が困ってらっしゃるということは、ぜひともどこかで集約していただけたらいいなと思います。社協につながるでもいいですし、ちょっと行って見たらどうでしょうかというふうなひと肌脱いでいただくのが、この発達障害の問題については、現状できる最善の手段だというふうに伺っておりますので、よろしく願いいたします。

次の質問にまいります。6月22日公示、7月10日投票の参議院選挙が迫っております。障害がある方でも当然選挙権を持っていらっしゃるわけであります。誰でも投票ができる、政治に参加できるというのは、民主主義を守る上でほんとに根幹にある1番大切なことです。

これまでの取り組みを含めて、障害者の方が投票しやすい環境づくりどのように取り組んでらっしゃるかお伺いいたします。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） ご説明いたします。

選挙につきましては、施設面では期日前投票所含めて13カ所のうち、3カ所は段差のある施設となっております。当該投票所では、事務従事職員が介添えして、投票していただいているところです。また、全ての投票所において、車椅子を準備しているところです。

投票につきましては、不在者投票の際、その状況に応じて指さし確認で意思確認をするなど、配慮して行っております。今後も法の目的を尊重していきたいと思っております。

施設面、運営面については、まだ不自由な点もあろうかと思いますが、ご意見を聞きながら、各施設係と協議し、改善していきたいと考えています。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 重度の障害をお持ちの方ですね、身体障害をお持ちの方で、指さしできないという方もいらっしゃいます。そういう方はどうするかっていうと、ほんとに身近な介助者の方、例えば親ごさんだったり、ご家族の方が意思を聞いて、投票だけじゃなくて、さまざまな生活の部分で意思表示をされているという現状があります。

現状の指さし確認だったり、投票所での対応で、投票しにくいっていう方のお話が私入ってきてますので、そういう方に対しても、ぜひとも投票がちゃんとしやすいような状況、しやすいっていうか、確実に投票できるという状況を整備していただきたいと思うんですけれども、在宅で例えば投票所まで行がならん方が投票するためには、どういう手段があるんですか。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 在宅でされるという場合、不在者投票制度ということで、投票する

制度があります。これについて事前に申請等出していただいて、ただし障害のある方の程度の要件等があると思いますので、それに該当する方は、事前に申請していただきまして、郵送による投票、不在者投票をするという制度はあります。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 事前に申し込みをして不在者投票はできるということなんですけれども、ちょっと要件は緩和してもらわないと、なかなか、例えば体に障害がなくても、心に障害を持つとなかなか出て行けないとか、でも投票する意思はあるんだという方もいらっしゃいますので、そういう検討というのは、この町独自でできるものですか。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 不在者投票については、選挙のほうの法律のほうで制度が決まっております。必ずしも全ての方ができるよということではなっていないようでございます。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 先ほどもありましたけれども、お一人お一人がやっぱり障害についての度合いだったり、事情というのは異なっておりますので、一人一人ほんとにきめ細かに対応していただきたいなと思います。

次にまいります。以前から障害者だけじゃなくて、高齢者からも三股駅が非常に使いづらいという指摘がされております。三股駅のホームに行くには階段上ってまた下りて行かないと、上りも下り電車に乗れないという状況でございます。

身体障害を持つ方や高齢者からは、自分たちに電車を使うなど言われているようだというふうな声もあります。そう感じておられる方々にとっては、この三股駅の現状というのは、まさに今度の法律で禁止している、不当な差別取り扱いに近い、極めて近い状態なのではないかなと思っております。

三股駅にエレベーター設置など、エレベーターの設置ってかなりお金がかかりますけれども、それにかわるような整備の予定というのはありますか。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 三股駅のバリアフリー化については、以前から跨線橋の延長も含めて住民の要望も多く寄せられているところであり、町としましてもJR九州への要望協議を行っているところであります。

国は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく、移動円滑化の促進に関する基本方針により、1日平均利用者数5,000人以上の駅について、平成22年度末までバリアフリー化を目標に地方公共団体の支援を前提として工事を行っております。

平成22年度基本方針見直しによりまして、現在3,000人以上の駅について、平成32年度末までを整備目標にしています。

JR九州によりますと、現在跨線橋を延長する場合、耐震化駐車場を含め、2億円ほどかかるということで、エレベーター設置を含めると、さらに事業費は大きくなるものと見込まれています。

今後とも、三股駅のバリアフリー化につきましては、JR九州へ要望、協議を続けていきますが、三股駅の平均利用者数は500人程であり、補助等のない状況が、町及びJR九州の費用負担も大きくなり、現状のままでは設置が難しいものと考えているものであります。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） お金がもちろんかかる問題ではありますが、実際に差別的な取り扱いを受けることになっているという現状であるということ、ぜひとも認識していただきたいと思います。

それと、ちょっと通告にはないんですけども、この議場の傍聴席ですね、ここの入り口周りは非常に使いづらいということも前から言われているのではないかなと思います。車椅子で来た方どうしたらいいんだとか、高齢者の方でも扉が重かったり、あそこの椅子が悪かったりですね、非常に老人、障害者は入るなっていうふうに、こここそ言われてるようだという指摘があります。ここの傍聴席の入り口の整備というのは行っていただくことできないですか。

○議長（福永 廣文君） 通告にございませんけれども、何かありますか。森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 通告にありませんでしたので、今の質問は取り下げいたします。

次にまいります。障害者団体きょうされんというところが、1万4,745人の障害者の方を対象にした最新の地域生活実態調査によると、障害者の81.6%の方が、年収122万円以下、98.1%が年収200万円以下であるということが明らかになりました。国税庁が発表している26年度の平均給与が415万円ですから、かなりの低水準であるということがわかります。

本町のサービスまたイベントなどでの障害者割引をどういうふうに行っているか、この実施状況を教えてください。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（内村 陽一郎君） これ、通告の文書見ましたときに、本町のサービス、イベントなどでの障害者割引というなことでご質問あったんですが、こういったイベントのときに特別に何か割引というなことは、私のところでは特に行っていないのかなと。施設面であれば、例えば障害者の駐車場はここですよ、こうだとか、そういう手立てというものはできる範囲やらせていただくていうわけなんですけど、何かの割引というようなことでは、あとは先ほどのしおりにありま

す国の制度で、いろんなJRだとかバスだとかってというのはあろうかと思うんですが、町でのイベント等っていうことでは、これに当たるものはないと思います。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 文化的な生活を送る上で、障害を持つ人が障害を持たない人と同じようにイベントに参加するということは、大変重要なことであります。障害があるために所得が低いという人たちが、ほかの障害を持たない人と同じように当たり前に参加するためには、障害者割引を導入するということは、私は当然の配慮ではないかなと思います。所得が200万円の人と400万円の人と同じように町のイベントに参加することはできないと思います。

障害者の方に話を伺ったときに実感として、もう少し安かったら行くっちゃけどなというふうなお声も聞きます。非常にそれはもったいないなと。もちろん所得の低い人、高い人、さまざまいらっしゃいます。そういう中で、行けるところと行けないところ当然あるんです。毎年海外旅行に行く人もいらっしゃれば、月に1回は温泉に行く、それが贅沢だっという方ももちろんいらっしゃると思います。しかし、障害があるないってということで、行くイベントが限られてしまうというのは、やはりこれは障害者割引を導入することで、その格差が是正されることにつながるならですね。ぜひとも実施しいていただけないかなと思います。

今回執行された障害者差別解除法というのは、大きな前進ですけれども、不十分な部分もまだまだ多く残されております。町においてはこの法律の完全実施を目指してほしいとは思っておりません。これは法の遵守にとどまることなく、法律の理念、障害者差別の解消、ノーマライゼーション社会の実現に向けた、理念の遂行をぜひ目指していただきたいと思います。今度の法律は不十分ということを念頭に置いておいて、この理念の遂行に焦点を当てて取り組んでいただきたいと思います。

次の質問にまいります。平成25年の国民生活基礎調査によって、日本における子供の貧困率が16.3%に達しているということが発表されて、大きな衝撃を与えております。子供の貧困を放置することは、将来にわたっての大きな損失を助長することであり、これを早い段階で改善することが地域の未来をよりいいものにするための確かな力になると思います。

貧困問題は社会問題であって、以前の議会でも町村で対策改善するのは大変難しいという答弁がありました。確かに貧困の拡大っていうのは、格差の拡大が表に出てきているものと思います。政府が進めている派遣労働の拡大や非正規雇用の増加が、貧困の増加を招いているという指摘もあります。

まさに国一丸となって取り組んでいかないと、この貧困問題というのは解決に向かわないんじゃないかなと思うんですけれども、しかしこの町村という身近な自治体こそが、住民の苦難を

1番身近で解決できるそういう存在であることもまた確かではないでしょうか。

ことし策定された県の子供の貧困対策推進計画でも、地域の実情に応じた取り組みが求められております。国、県と連携して、子供の貧困対策を進めるためにも、町内の貧困の実情を把握しておくことには大きな意義があるのではないのでしょうか。本町の子供の貧困率というのを把握されているかどうかお尋ねいたします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 子供の貧困は全国的な問題でありまして、国においては平成26年1月に子供の貧困対策を施行しまして、同年8月には子供貧困対策大綱を閣議決定いたしております。それを受けまして、県におきましては、今お話がございました平成28年度から31年度の4年間の宮崎県子供貧困対策推進計画が、ことし3月に策定されたところでございます。

本町においても、大変重要な課題というふうに受けとめているところでございます。ご質問については、担当課長に回答させます。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（内村 陽一郎君） 子供の貧困についてということで、三股町の子供貧困率という率という形で本町においては、その比率の関係では把握ができていないっていうか、そういう数字をまとめていないということでございます。と言いますのは、今回国のほうで出しております貧困率16.3%という欄は、県の計画のほうでもうたわれておりますが、県のほうも宮崎県の貧困率という形では、その計画の中でも示していないところです。これにつきましては、今これ森議員の資料にはここであがっておるんですが、私どものほうも貧困率というものをどういう基準で設けられたものかというものを検証しましたところ、国の出している16.3%と言いますのは、国が全国についてのサンプルを調査をいたしまして、その中から貧困線というものを割り出し、そして数年継続的に調べていくことで、その数値が増していけば貧困率が増していく増減するという推移を見るというようなことでした。

県におきましても、こういう数字が出されたのをもとに、各都道府県の貧困率というのを国に示してほしいという要望を各都道府県出されたそうです。しかしながら、国のほうの統計局のほうでは、それについては要望に添いかねるというような回答であった旨を聞いております。

どうしても貧困というものを各自治体で捉えるということになれば、子供に限って言いませば、生活保護の中で子供のいる世帯、あるいは学校であります準要保護の世帯、そういったものの推移が1つの指標にもなるかと思うんですが、それについての資料もある程度、ここ3年来はパーセンテージ、そこまでは動いていないところです。だからと言いまして、三股町が貧困率がすごく低くて、豊かであるかということにつきましては、これはもう全国的な問題として、景気状態、決していい状態ではございませんので、当然三股町においても複雑な生活相談を受けながら、そ

れが経済的原因である場合が、大変多いところでございます。生活保護の申請等の相談におきましても、子供を抱える保護者、ひとり親世帯の子供抱えるところの相談っていうのはふえてるよ
うに感じております。そういったところが1つの感触という形になろうかなと思います。

本町としましては、それを含めて、子供を育てやすい環境づくりとして、そういうさまざまな
対応をしていくっていうのは本町の取り組みの状況でございます。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 皆さんにお配り、お渡ししております、この子供の問題、貧困問
題関連というふうに書いてある3枚の資料ですね、1枚目の資料を山形大学の戸室健作准教授と
いう方が、総務省の就業構造基本調査と厚生労働省の被保護者調査による都道府県別の子供の貧
困率を算出したものがこの表でございます。この調査では、厚生省が生活保護費の基準として毎
年算定している、最低生活費以下の収入を、これを貧困ラインというふうに設定し、子供がいる
世帯でこの貧困ライン以下の収入しか得ていない世帯、この割合を子供の貧困率というふうに定
義した上で、47都道府県のそれぞれの貧困率をこのように表にまとめたものでございます。

この調査によると、1位が沖縄、大阪、鹿児島、福岡、北海道という順に貧困率が高く、沖縄
37.5%で大阪が21.8%、鹿児島が20.6%と続いております。宮崎県は何番目かという
と、この表もう一目瞭然なんですけれども、沖縄、大阪、鹿児島、福岡、北海道に続いて6番目
なんです。貧困率は、この先ほどの貧困ラインをもとにした貧困率で言うと19.5%、宮崎は
子供が貧困状態にあるというふうに変化になっております。ちなみにこの算出方法による貧困
率の全国平均は13.8%で、政府が発表した数字よりも水準が低いので、実際には16.4%と
いうふうのあっちの基準だと、さらに貧困率が高くなるのではないかなというふうに思ってお
ります。

この、余談なんですけど、このデータ、NHKの視点論点で出されたんですけれども、それに
出たときには、この5番目までしか名前出ませんでしたので、宮崎はそのすぐ下だということで、
非常にテレビでは宮崎という名前出てなかったんですけれども、全国的な水準でも我が県の貧困、
子供の貧困率というのは非常に高いんだと。こういう本県が全国的に見てもかなり貧困率が悪い
っていうことはご存知でしたか。地域ごとに、やっぱり地域水準も違うし、生活実態も全然違う
わけです、これは地域ごとによって。だから対策をとるためには、現状の認識というのは不可欠
であるというふうに思いますので、先ほどの質問のように、三股町の貧困率というのは把握され
ているかというふうにご伺ったわけでございます。やっぱり全国的な基準っていうのはあった上で、
三股は何%かっていうのはもちろん必要なんですけれども、それにしてもやっぱり対策をとるんだ
ったら、三股町の現状はどうなってるんだっていうの、やっぱり数字の面からでも把握しておく

ことは大事なのかなと思います。

先ほどの全国6番目という調査結果を踏まえたかどうかわかりませんが、先ほど町長からもありましたように、3月に宮崎でも、子供の貧困対策推進計画が策定されました。今度の計画には、子供の進学率など子供の貧困に関する19の指標について改善目標が設定されております。その取り組みには、大きく4つの柱があって、保護者に対する生活就労支援、教育の支援、子供に対しての生活就労支援と経済的支援です。

児童福祉の専門家であります立教大学の浅井春夫先生という方が、子供の貧困対策について、労働政策や社会保障政策など、包括的な取り組みが必要だとした上で、具体的な取り組みとして4つの、この貧困に対する4つの処方箋というのを提案しております。これは、まず食の補償、1つが、その次が学習権、進学権の補償、経済的補償、それから労働生活への連結というこの4つを子供の貧困対策の処方箋ということで、うたっております。

この食、学習、経済的補償というのは、一貫しているのは、どうしてこれが子供の貧困に対して有効かという点、子供の自己肯定感を育む必要があるという点でございます。経済的な貧困というのは、もうそれだけで1つの苦難ですけれども、この経済的に貧困ってということで、体験の貧困を招くことにつながるわけです。要するに、子供のときに家族と楽しい思い出を蓄積していくということは、子供が発達していく上において、感情や意欲を育てる、ほんとかげがえのない種、栄養になっていくわけです。さきの障害者割引の部分とやっぱりつながってくるんですけども、そういう体験をしっかりと補償することで、この先も貧困から脱することができますから、この先の連鎖を断ち切る上でも非常に子供自己肯定感を育むというのは大事なことです。

労働生活への連結というのは、これはまさに貧困の連鎖を断ち切るという上で、1番重要なことです。若者の半分以上が非正規雇用という中で、結婚も子育てもできない、もし子供をつくっても貧困の連鎖をつくることにつながりやすいというふうに言われております。

こういう貧困のさなかにある子供たちを支援していくために、また同時に将来にわたる貧困の連鎖をここで断絶させるために、町村で取り組めることというのは一体何だろうかということ、この県での計画策定を受けて、前回の一般質問のときには、その県で策定される計画を踏まえて町でも実施していきたいというふうに答弁がありました。この県での計画策定を受けて、三股町での今後の取り組みについてどのように考えるかお尋ねいたします。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（内村 陽一郎君） 今、ご指摘のところにつきましては、大変ごもっともなところだと思いますが、早急に解決できるというものでもない、たくさんの課題が含まれてるように感じます。

三股町におきましては、これにつきまして、今回の子供の貧困という立場というよりも、子育て

ての支援ということで取り組んできたことが、1つの特徴ではないかと考えております。子供の貧困対策について、本町の対策につきましては、保育料の軽減、乳幼児医療費、小学生の入院時の医療費、そういったものの軽減だとか、そうしたファミリーサポートセンターの開設による子育ての支援だとか、そういったことで、子供の環境を整えていくという施策に取り組んでいます。継続してこのようなサービスを提供していくと、共に経済的、就労支援というのは、家族の柱である方の仕事の支援というのが大変重要になることにつきましては、本町が作りしました、三股町子供子育て支援計画及び第2期の次世代育成支援計画の中でも、三股町が取り組む基本柱ということで、その中の基本は柱の5番目第5のところ、支援を必要とする子供の家庭への支援体制づくりというところで触れております。ただ具体的に経済的な支援を行うとなれば、生活保護あるいは準要保護という規制のところ、漏れないように、そういったものを支援していくとか、そういったことになろうかと思っております。ご指摘の部分についても十分な支援ができるためには、やはり社会全体で取り組んでいく必要があるというふうに認識しております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 宮崎県内の子供の貧困対策で、地域や学生と一体になって取り組んでおられる、宮崎大学大学院の竹内元准教授にこないだお話を聞きに行きました。竹内先生によると、学校の先生というのは、必ず子供の貧困の実態をつかんでいるもんだというふうにおっしゃってございました。その情報をなぜ行政当局がつかんでいないかという、学校で把握した状況を寄せられる仕組みがないからと。学校でつかんでる貧困の子供の貧困の状況を集められるシステム、これは子供の貧困に関してのワンストップのプロジェクトが貧困対策に必要なんだというふうにおっしゃってございました。

さまざまな要因が貧困にあたり、あるわけで、どうして貧困になるかというのと、貧困で何に困ってるんだという、ご飯を食べさせてもらっちゃらんとか、学習がうまくいっていないとか、さまざまなケースがある中で、各部署がばらばらにやっていたんでは、その子供の貧困っていうのがやっぱり次の連鎖がなかなか立ち切れないんだと。地域ぐるみでワンストッププロジェクトをつくっていかないと、この貧困問題っていうのは、なかなか解決していかないというふうにおっしゃってございました。

この貧困という負のスパイラルを、正のスパイラルに変える行政システムが必要だということです。貧困にある子供というのは、大人への信頼を失っている状態だと、だからその関係回復の支援が必要であるというふうにおっしゃってございました。

先ほど子供の医療費助成に関しても、これはやはり無料にしてもらったほうがいいというふうにおっしゃってるし、なぜなら子供、貧困の子供に対して親から十分なサポートを得てないから、

子供が貧困の状態にあるんだと、それで困ってるんだということで、親とはまた別に、支援者の方が入って状況を改善していくケースがあるわけですね。病院代がもし実費になると、親に了解をとらなきゃいけないと、現場で子供の貧困に取り組んでおられる先生だからこそのお話だと思うんですけども、この具合が悪い子供が病院に連れていかないかんというときに、親にお金がかかりますけどいいですかちゅうふうにはなかなか言わないんだと、勝手に連れて行ってお金がかかって、それでいろいろトラブルになったりもするわけで、そういう子供の医療費が無料ということになると、そういう心配もしなくていいわけで、子供を病院に連れて行くハードルが1つなくなるんだというふうにおっしゃってございましたので、ぜひ子供の医療費に関しても無料化をぜひとも進めていただきたいと思います。

子供の貧困問題で悩む、学校だけで解決できるものではありませんので、地域全体で取り組んでいくべき問題と言われておりますので、その陣頭に立てるような対策をぜひ町でも独自で検討していただけたらと思います。ぜひともよろしく願いいたします。

次の質問にまいります。マイナンバーについて、引き続き質問してまいりたいと思います。

昨年度から運用が開始されたマイナンバー制度ですけれども、さまざまな課題問題点が指摘されております。国民監視の番号制度について、日本共産党は制度開始以前から一貫して反対しておりますが、運用されていく現状の中で、住民の方々の権利が侵害されないように引き続きしっかりと監視していく必要があると考えております。

当初は、本町でもマイナンバーの通知カードの未達だったり、カードの交付の際に障害が発生してうまく交付できないといった問題が起きております。運用開始から半年たちましたけれども、マイナンバー通知カードの配達状況とマイナンバーカードの申請状況、また交付の実績など、今現状をお尋ねしたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貴 辰生君） マイナンバーの運用についてのご質問ですけれども、平成27年10月から国民一人一人にマイナンバーが通知されたところでございます。

本町では、マイナンバー通知カードが、平成27年11月17日から12日5日にかけて地方公共団体情報システム機構から簡易書留により郵送されました。郵便局が配達し、不在の場合は不在連絡票を郵便受けに入れ、1週間の間に受け取りに来られない場合は、役場に返礼される仕組みになっている状況でございます。

マイナンバーカードにつきましては、1月後半から交付が始まっております。現在の状況につきましては、町民保健課長から説明いたします。

○議長（福永 廣文君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） マイナンバー通知カードの配達状況、マイナンバーカードの申

請状況、交付状況について説明いたします。

平成28年5月末日現在、マイナンバー通知カードを配達し、役場に返礼された通知は1,108通となっています。そのうち、交付した数は796通、死亡、転出等により廃棄した数は81通、現在役場で保管している数は231通となっております。

また、平成28年5月末日現在、マイナンバーカードの申請件数は1,798件、地方公共団体情報システム機構から役場に届いた件数は、1,619件となっています。受け取りの通知した発行件数は、1,604件、役場に届いた件数と発行件数の差が15件ありますが、これは直接取りに来られた人と転出された人になります。交付した件数は、1,282件、受け取りに来られてない件数は337件となっております。マイナンバー通知カード、マイナンバーカードともに、基本的には3カ月間保管すれば廃棄できるとなっておりますが、今のところ県内の状況を見ながら廃棄時期についても今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 申請、カードの申請状況っていうのは、もう頭打ちな感じですか。

○議長（福永 廣文君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 今、ピークは過ぎてるんですけども、出生とまた紛失してしまったりとかいうので申請のほうですね。

○議員（1番 森 正太郎君） カードの申請。

○町民保健課長（齊藤 美和君） カードの申請は、済みません、カードのほうは、もう件数は少なくなってきておりますが、まだ数件ずつは届いております。二、三件とか、五、六件とかいう数が届いております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） このカードの交付がもう間に合わないっていう状況はもう脱したっていうことでいいですかね。マイナンバーカードの申請と交付が忙しくて手が回らないという状況からは、もう脱したということで、はい、わかりました。

マイナンバーの取り扱いについて、この提出を強制している実態はありますかという質問なんですけれども、マイナンバー制度の開始以前からマイナンバー提出を拒んでも罰則がないということは言っていました。先ほどお手元にお配りしておりますこのマイナンバーの記載がなくとも不利益がないというこのホームページの転載ですね、これ全国中小業者団体連絡会に対する関係各省からの回答でも、マイナンバーの記載がない書類も受け取る、記載がないことで不利益が生じないということが名言されております。

また、町に対しても、マイナンバーを提供しないということによって町民が不利益を被らないようにするというふうな依頼をしたところでもあります。昨年の9月議会だと思うんです。

そこで、改めて適切な運用が行われているか、マイナンバーの提出を強制している実態がないかお尋ねしたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（大脇 哲朗君） マイナンバーの利用につきましては、いわゆる番号法にて規定されておりまして、社会保障、税、防災の分野に限定されております。平成28年1月以降に支払う給与や、報酬、報償費等については、源泉徴収票や支払調書にマイナンバーを記載することになっており、マイナンバー個人番号カードの写しか、またはマイナンバー通知カードの写しと運転免許証などの写真つき身分証の写しを提出していただくことになります。なお、提出を強制するものではございません。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 提出強制という言葉が、捉え方いろいろあるんですけども、結論から言えば強制があるという実態がございます。具体例なんですけれども、消防団で年棒の源泉徴収を使うために、マイナンバーの収集をやってるんですけども、この部の連絡事項として、名指しで未提出の者は提出するよという督促が行われております。もちろん部長として強制しているつもりはないと思うんですけども、立場の弱い団員からしたら、この名指しでまだの者は提出するよというのを連絡事項で出されるというのは、ほとんど強制と言わざるを得ないと思います。こういう事例を町では把握しているでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 消防団の報酬の際に団員に求められたということでお聞きしたところでもあります。実際、消防団のほうで幹部を通しまして、文章でお願い文章は出しております。源泉徴収をする場合、源泉徴収義務者は番号記載して出すということはあることはあるんですけども、この文章では写し等の提出をしていただく、ご連絡くださいというようなお願い文章として位置づけているものであります。

税務署におきましても、記載がないからといって、受け取らないということもないということでもありますし、実際法律的にも罰則規定はないとお聞きしておりますので、提出を多分確認という意味で部長がご連絡をしたのかもしれないかもしれませんが、別に出さないからといって、罰則があるとかそういうことではありませんので、よろしく願いいたします。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 取り扱う側ではもちろんそういう認識があります。しかし、それが全て周知されてるかといったら、そうではないわけですね。これが前から言ってるんですけれ

ども、マイナンバーの1番の問題点というのは、とにかく制度ありきで、前のめりできたがために、マイナンバーについての認識が周知されていないと、いまだに恐らくこれ周知されていないということのあらわれだと思います。マイナンバーを提出するように上意下達ですね、機械的に伝達して終わりというのでは、住民の権利が侵害されていないかというところが検証される必要があるのではないかと思います。

もちろん、マイナンバーを集めた消防団だったり、町の当局がそれを不正に利用するのではないかとそういう心配をしているわけではないです。こうした徹底が行われていないというのは、ほかの問題を引き起こしてしまう恐れがあるんじゃないかというふうに危惧しているわけであります。

この機械的にマイナンバーを提出するというところに住民がなれてしまうと、その提出先が信頼できるかどうかというのが、検証がされなくなります。悪質な業者やまた情報管理に難がある事業所、全ての事業所が働いているところがセキュリティーが完璧かという補償がないわけですから、そういうところにマイナンバーを教えるのを防ぐというためにも、行政は、このマイナンバーの取り扱いについては、住民に対して示しをつけていく必要があるのではないかなと思います。

たまたま機械的にマイナンバーを必要だから出してくれと、それに対して、正確な情報がやっぱり伝達周知されていないということになりますと、もちろん町はいいけどよそに行ったときにどうなんだっていうふうな問題が持ち上がってくるわけです。具体例じゃないんですけども、先ほどの資料の2枚目から3枚目ですね、これお隣都城でのマイナンバーの取り扱いについての問題が、今持ち上がっておりますので、ここでご紹介しておきたいと思います。これは、市のホームページの写しなんですけれども、マイナンバーカードの提示で温泉ポイントが2倍、というサービスが、来月から実施されるというふうに書かれております。これをこのサービスを町長はご存知でしたか。都城でこういうの始まるというの。ファーストインプレッションでいいんですけども。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） はい、知っております。

○議員（1番 森 正太郎君） ありがとうございます。これ三股でもこういうやってみようかなっていうお考えはありますか、どう思われますか、率直に。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 予定はございません。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 私はこれ話を聞いたときに、ものすごい大問題だなと思ったんで

すね。もちろん都城の問題行動を三股で追及してもしょうがないんですけれども、よもやこれを参考にして、同様のサービスが行われないようだろうかという心配はあったものですから、急遽質問をいたしました。

この問題は様々あるんですけれども、やっぱりこのマイナンバーカードを温泉に出して、ポイントが2倍、このサービスの一体どこが問題かっていう問題意識は、全体で共有しておかないと、このマイナンバーカードの取り扱いについて、非常にあやうい部分が残されてしまうのではないかなと思います。

この不要不急のマイナンバーカードの普及のために、これ都城は、これ指定管理の温泉ですから、都城が税金を使ってこのマイナンバーカードの普及に取り組んでるということが、まず大きな問題点です。

さらには、この個人番号は、先ほどもちょっとありましたけれども、税と社会保障と防災、これ決められたこと以外に使ってはいけませんよっていう法律になってるわけですね。ところが、こういう温泉でカードを出したら、ポイントがもらえますよってというのは、その法律にさわるんではないかという恐れもあります。

当然、この資料には米印で、マイナンバーカードの身分証としての提示をお願いするものであって、マイナンバー番号自体を取得するものではありませんって書いてあるんですけれども、それは、事業所の言い分であって、出す側には関係ないんです。カードを出すっていう行為には変わらないわけですから、それで受け付けが奥で何やってたって、それがたまたま市の所管する指定管理のところだからいいとか、そういう同様のサービスを例えば一般の事業者がそれやっていいのかって言われたときに、これは恐らく説明はできないんじゃないかなと思います。

三股町でもぜひともこういう悪い例を参考にしないでいただきたいなど、不要不急のマイナンバーカードの運用拡大を絶対にしないでいただきたいということを最後をお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

.....
○議長（福永 廣文君） それでは、3時20分まで本会議を休憩いたします。

午後3時09分休憩

.....
午後3時20分再開

○議長（福永 廣文君） それでは、休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

発言順位5番、堀内君。

〔5番 堀内 義郎君 登壇〕

○議員（5番 堀内 義郎君） 皆さん、こんにちは。早速通告していた質問についてお聞きした

いと思います。

まずは、防災についてですけども、今回は地震について、何人の方が質問していますけども、何人の方ですね。重複することがあるかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今回発生した熊本地震について、まずは亡くなられた皆さん、被災された皆さんに対して改めて心よりお見舞いを申し上げ、一刻も早い復興を願っております。

今回の地震は、発生が隣の県ということもあって、近いということもありまして、本震、余震ともわからないほどに頻繁に揺れ、本町においても被害がなかったものの、結構揺れを感じました。

そして、余震が一向におさまらなく、今まで経験したことのない不安に悩まされたと思ひます。

最初の強い揺れを感じたときは、もしかして南海トラフ地震のつてということが思ひ浮かべたんですけども、それ心配しましたけども、このような地震が、今いつどこで起こるかっていうことが、予測がないということが、予測することが難しいということを知り、他人ごとじゃないことを痛感しているところでございます。

今回の地震は余震が続き、いつおさまるかかわからないつてということもあり私なりに家庭において、懐中電灯や避難食を今回は準備し、非常時に少しは備えましたけども、大事に至らなくて、今のところほっとしてるところでございます。

地震については、台風や土砂災害などと違い、先ほども言いましたけども、いつどこで起こるか予測が難しいというのが現状かと思ひます。防災というよりも、減災というか、いつ、どこで何が起こるかということを知り、今後想定しつつ、きのうはちょっと余震があったんですけど、これだけ近年地震が発生してる現状からみて、場合によっては想定外のことも考えていかなければならない時期にきているかと思ひます。

防災について本町は地域防災計画を策定し、見直しを図っていますが、地震については近年その中に過去にえびの市でマグニチュード6.1ですか、地震発生したということで、甚大な被害が発生したことが記録されております。災害は、忘れるころに起こるのではなくて、忘れないうちにまた起こるかもしれないという現状下において、今後のこと考えると、もしいつ何回も言ひますか、いつ何事、なんどきに起こるかもしれないことを想定しつつ、災害に備える構えが必要かと思ひます。

今回の地震の教訓を得て、本町については、今後どのように取り組んでいくのか、まずは避難所など災害時の拠点となる、特定建築物の耐震化の状況はどうか、お聞きいたします。

あとの質問は、質問席にて行ひますのでよろしくお願ひします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 熊本地震においては、防災拠点となる庁舎や指定避難所は倒壊の恐れなどで使えない状況が発生いたしました。本町では28カ所の避難所のうち、耐震化されていない施設は4カ所ございます。1次避難所として勤労者体育センター、第2地区分館、2次避難所としまして梶山児童館、蓼池児童館というふうになっております。そのうち、勤労者体育センターについては、今年度耐震補強設計が計画されておるところです。

また、他の3施設につきましては、現在進めています公共施設等総合管理計画の状況により、検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（福永 廣文君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） まず、地震が発生して自分の家が危ないとか、住むところが危ないとなると、まずは避難所に、町民の方は避難するというのが筋かと思えますけれども、避難所がまずは安心・安全だということが確認されれば、住民の方も心が休まるかと思えますけれども、今回の突然の地震におきましては、改めて日ごろ、安全・安心が当たり前っていうのが、いつおびやかされるかっていうことが認識されたと言えるかと思えますけれども、町内においては4カ所が、いまだに耐震がされていないってことでありますけれども、今後耐震化していくととということで、改めて聞きますがそれでよろしいでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 4カ所のうち、先ほど言いましたけども勤労者体育センターは、ことし耐震設計をしまして、来年度耐震補強に入りたいというふうに考えています。

2地区分館につきましては、今のところこの公共施設整備計画の中で、管理計画の中で、今後どうするのかと、要するに隣に交流センターもございますので、交流プラザですねまさにそういうのがありますので、そのあたりもかね合いながら検討してまいりたいというふうに思います。

そして、梶山児童館については大変老朽化いたしておりまして、これについては、国、県の補助事業で改修、設計、改修等ができないか、そのあたりを検討してまいりたいというふうに思います。

蓼池児童館につきましては、蓼池っていう集落の1つの大きな集会所も兼ねておりますので、そういう意味合いでは、こちらのほうも国、県の補助事業等を勘案しまして、耐震補強等を検討してまいりたいというふうに考えてます。

○議長（福永 廣文君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 耐震化につきましては、東日本大震災からもいろいろご意見がでていますが、特定建築物、約4年前になりますか、5年前ですか95%が耐震化されている状況においてはそういうことであつたんですけども、その後、武道体育館を耐震化というよう

な今回されたんですけど、まずは、町民の皆さんがまず安心して避難できるような施設のほうを耐震化を進めておけばよろしいかと思しますので、よろしくお願ひ申し上げます。

次の質問になりますけども、三股町地域防災計画に基づき、ライフライン施設について、特に上水道とかそういうところについてお聞きしますが、先ほど言いました地域防災計画についてライフライン施設の機能確保というのが書いてございます。ちょっと読みますが、電力、電話、ガス、上水道等のライフライン施設が日常生活に必要不可欠なものであり、その復旧に長期間を要することは、災害の応急対策活動や住民生活に大きな影響を与えることもある施設で安全の確保や、資材の廃棄等の対策を実施していくことが必要であるということで、今回上水道についてお聞きするんですけども、上水道についてここに書いてありますが、町より水道事業者は応急給水体制や応急復旧体制等の整備の中に、災害時には飲料水及び生活用水を確保するためと書いてます。関係機関と連携するということで、これについては前議員にも前議員が質問したとおり、連携をとっていくということが言えると思いますが、その後に災害に強い水道施設作りを推進するとあります。今回のテレビって言うか、熊本のほうを見ているとあちらこちらで水道管が破裂しているところを見たところでありまして、特に水道管については、耐震性や地盤の状況を考えていかなければならないと思っております。

国が2022年度末に掲げる50%以上の目標に対して、本県においては、14年度末時点で30%ということで書いてあったんですけども、本町についてはどういったことになっているか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 上水道施設は、日常生活に必要不可欠なものでございます。本町の地域防災計画では、災害時に被害を受け、その復旧に時間を要した場合、住民の生活機能は著しく低下し、麻痺状態が予想されることから、ライフライン施設の応急復旧という項目を設けておまして、早急復旧を目指して、応急体制を整備することとしております。

ご質問の上水道施設における耐震化の現状について、水道施設を担当します環境水道課長から回答させます。

○議長（福永 廣文君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） まず、管路についてですが、水源から浄水場までの導水管、浄水場から配水池までの送水管、及び、配水本管であります基幹管路合計延長は1万362メートルです。このうち、耐震管と耐震適合性がある管路延長は5,155メートルで、耐震化の割合は49.7%となっております。また、基幹管路以外の管路であります配水支管については、管路延長が247キロメートルで、このうち、耐震管型の管路延長は9キロメートルで、耐震化の割合は3.6%と、耐震化が低い状況であります。

なお、各家庭用引き込みであります給水管については、耐震管の布設はありません。

次に、配水池についてであります。三股町の総配水池容量6,773立方メートルのうち、地震動レベル2の耐震性能のある配水池の容量は3,243立方メートルであります。

なお、清流園の南側にあります第2配水池においては、昨年行いました耐震1次診断結果では地震動レベル1の耐震性を保有しており、地震時に倒壊など修復が困難な損傷が生じる可能性は低く、大きな機能の損失や二次災害のおそれはないと評価されております。

今後の上水道施設の耐震化の計画としましては、避難収容施設、広域避難地、災害対策本部及び病院等の重要給水施設への配水支管の耐震化を重点的に行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 管については半分ぐらいしか進んでいないというのが現状かと思うんですけども、上水道ということで、水源地ですか、わかば保育園の東側の、あれについては耐震があるということで、なかなか丈夫、丈夫というか、被害が及ぶ想定はないだろうということでは伺っていますけども、清流園の上にある配水池ですか、この上米公園のこれについても、以前、何回か質問あるんですけども、公園、遊具広場の上の配水池、あれについて、景観とかあるんじゃないかとか、危ないじゃないかと言われていますが、あれについては、ちょっと取り除く計画があるかをお聞きいたします。

○議長（福永 廣文君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 先ほども説明しましたように、清流園の南側にあります第2配水池については、地震が起こっても、壊れて水が出てきて、下の被害を及ぼすということは考えにくいという診断結果でありました。

第1配水池、公園の中にあります第1配水池については、今回の耐震診断は行っておりません。偶然、3月の議会でもご説明しましたように、今後、第1配水池については廃止の方向で動いておりますので、管路整備が行い次第すぐに配水池としては機能を廃止する予定としております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 清流園の上の配水池については、ちょっと安全が、ちょっと確保できているということで、上米公園の配水池については、できるだけ早いうちに、いろいろ地震が頻発していますので、被害のないように対策をとってほしいなと思います。よろしくお願いたします。

次の質問になりますけれども、今後のことを考えて、甚大な被害想定への対応、対策は、とられているのか。甚大な被害想定っていったら、どこまでが想定なのかという難しい面がありますけ

ども、例えば、行政麻痺を防ぐための機能の維持や、仮設住宅の建設候補地を選定、要するに業務継続計画になるかもしれませんが、そういったことを策定しているかをお聞きします。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 災害で甚大な被害が発生した場合は非常事態制に移行し、地域防災計画や新型インフルエンザ等対策行動計画などに基づく災害対策を行うこととなりますが、役場の機能の維持、回復の方法を明らかにするものとして、業務継続計画、BCPがあります。この計画は、災害発生以前の平常時の業務を取り戻すまでの非常時優先業務と応援業務を規定するもので、市町村の策定状況は進んでおらず、本町においても未策定となっています。

国は、今後、地方公共団体向け説明会等を開催するなど、市町村の策定を支援する方針でありますので、本町といたしましても整備していきたいと考えているところであります。

なお、仮設住宅の建設候補地といたしましては、現在6カ所を選定しているところでございます。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 仮設住宅については6カ所を選定しているということで、大変いいかと思いますが、6月6日付の地元紙によると、災害時の行政機能維持ですか、これを策定しているところと市町村があったんですが、大体、本町においては未策定ということでありました。その原因を書いてありましたが、策定においては30%ぐらいが人手不足ということが書いてありましたけども、この項目のことについて、本町もいろいろ危機管理の対策職員がいるんですけども、この対策についての何か具体的理由があれば教えていただければと思います。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） お話のありましたとおり、6月6日の新聞によりますと、本町を含めて策定していない団体が多くありまして、県内で8団体が策定済みということで載っております。で、策定率につきましては30.7%、全国が36.5%ということで、本県の場合、各自自治体、下回っているようであります。

で、今回、人手不足で30%とか新聞等にも報道されていたんですけども、特に零細自治体等がつくっていないという状況があるみたいであります。今回、先ほど言いましたように、支援していくということで、重要な6要素ということで、最低限必要なものとして、例えば、電気、水、食料の確保とか、データのバックアップ、優先業務とか、6つほど示されているところであります。実際、これを策定するに当たりましては、各課の業務等を洗い出して、優先される業務としていく必要もありますので、実際策定するとなると、かなりの時間を要するのかなと考えているところであります。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 簡単には策定できないということでもありますけども、危機管理、今、職員が何人、担当がいらっしゃいますか。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 今、危機管理係が2名で行っております。

○議長（福永 廣文君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 1名の方は女性の職員ですか。で、1人の方は男性で、消防団を兼ねている……。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 今、4月から男性2名で行っております。

○議長（福永 廣文君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 今、男性2人ということで、2人とも消防団員ということでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 危機管理の職員は、消防団員ではありません。

○議長（福永 廣文君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 危機管理については、大変お忙しいというか、24時間365日対応しなきゃいけないということで、ことしに入って北朝鮮のほうがミサイルとか人工衛星みたいなことを挑発行為を行なったこと、これにも対応しないといけない、今回の熊本地震についても、今後、起きるかもしれない地震についても、教訓を受けたのを生かして対応していかなければならないということで、どっちかという人手不足のような感じがしていくんですが、それについては町長はどのようにお考えか、ちょっとお聞きいたします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） やはり危機管理というと、やっぱり先ほどから皆さんが言われるように、いつどこで何が起こるか分からないという状況がありますので、常在危機といいますけれども、そういう状況をどう対応していくかという意味合いで、もう以前からですけども、やはりそちらのほうの危機管理に、この熟練したこの自衛隊OBとか消防団OBとか消防署OBとか、そういう適当な方がいらっしゃらないかなということで考えておまして、そちらのほうの人材を確保しながら、あそこ、3名体制で、そういう形で取り組めないかということを検討しておるところでございます。

○議長（福永 廣文君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） よろしくお願ひしたいと思ひますけれども、梅雨に入りまして、今後また土砂災害とか台風とか、さらにお忙しくなることがあるかもしれませんけれども、町民の安全安心に不足のないようにしていかねばならないと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問に入りますが、今回のことを踏まえて、地区座談会等で非常時の説明や、対策として避難訓練を行うべきかをお聞きしますけれども、地区座談会については前議員がちょっと触れましたけれども、毎年、公民館長さんが変わるところが、半分以上ですか、あるということで、改めて、出席者の中にはいろんな役員さんとか代表の方が出席なさると思うんですけども、その方もあわせて1年交代になるのかと思ひます。要するに、事業というか、年間行事が終わるころには、もう役員交代かなということ、そういう中で、もし何かが起きたときに、これはどういった対応をすればいいのかというのが、ちょっと戸惑うようなことがあるかと思ひますけれども、座談会の内容といたしましては、各業務課の取り組みとか予算とか助成が、こういったあれが、こういったものがありますよということ、説明なさるんですけども、まだ、先ほども言いましたように、1年交代で、もしものときの対応がちょっとわからないということがありますので、こういった座談会について、ちょっと避難所のあり方というか、避難所がこの地区にはこういうところがありますよとか、もしものときにはこういった対策が必要ですよといった、ちょっとした工夫をというか、そういうことを示されれば、防災意識が高まっている中、有効じゃないかと思ひますが、それについてはどうお考えかをお聞きいたします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 熊本地震では、本町も震度3を2回経験いたしました。被災状況を、熊本の被災状況を目の当たりにしまして、住宅の耐震性や地震時の対応など、不安を感じていらっしゃる方も多いのではないかとこのように考えます。地区座談会では、町で取り組んでいます個人住宅への耐震診断や耐震補強などの補助事業について説明するとともに、災害時の各家庭での対応、備蓄等についてもお願ひをしたいというふうに考えています。

また、先ほどの池田議員のご質問がありましたけれども、自主防災組織である自治公民館、そちらのほうにも連携をとりながら、この防災研修等を実施していただくようお願ひしたいなというふうに考えています。

先ほど、また言いましたけれども、なお、危機管理係に防災経験のある自衛官OB等を配置したいと考えておまして、自衛隊宮崎地方協力本部を、都城地域支援センターっていうところがございますので、そちらのほうに相談をしているところでございます。

○議長（福永 廣文君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 例えば、地区座談会を、資料をちょっと持ってきたんですが、第

6回ですか、地元で開催された、この中に、例えば1ページが防災士表紙、防災士資格取得ということが書いてありますけども、防災の件ですけども。あとは、各課のいろいろな業務の内容とか、そういう連絡事項とかが書いてありますが、その中ちょっと資料の中に、避難、各地区においては、ここが避難地区となっておりますよとか、そういったことも載せてもらえば、もしものとき、公民館長は行政事務連絡会で知っているかもしれませんが、ほかの出席者の方については、初めての方というような方が、ほとんど半分以上が1年交代ということがありますので、そういったことを資料とかつけていただければいいかと思えますけども、それについてはどうしようようにお考えですか。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 座談会、限られた時間、約1時間半程度の時間内での町の出前講座というふうに位置づけておりますけれども、町の28年度の重要事業等を説明したり、そしてまた先ほどありました防災士とか、そしてまたこの地震対策等についての説明等をいたしております。

細かくやっていけば、もう時間が足りない関係がありまして、そして、どちらかという、町民の皆さん方の地区のいろんな意見等を聞いて、それで、それをこれからの行政の参考にしたいなというふうに考えていますので、そういう意味合いでは、ぜひ地区のほうで、この防災研修とかそういう会を設けていただいて、我々ができる限り一緒になって、やはり地震のときにはこうあるべきですと、3日間の備蓄が必要ですよと、避難経路はこうですよと、災害時、避難時、避難者のためにはこういう形での皆さんで応援しましょうと、地域での連携と、そういう細かくいろんな形のお話ができる環境があれば、なおいいかなというふうに思います。そういう意味合いでは、この30自治公民館がございますので、それぞれのこの自主防災組織でそういう研修ができる環境づくり、今、そういうふうな取り組みができるように、この連携をとっていきたいというふうに考えています。そういう中で、今、言われるようなことを十分周知するよう努力したいと思えます。

○議長（福永 廣文君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 先月ですか、第4地区におきまして、災害避難訓練ですかね、土砂災害のを行ったということで、もうこう、地震については、今までは土砂災害を中心に避難訓練を行っていたんですけども、地震については全地区対象になるかと思えますので、そういった座談会において、必要性とかそういうものがあればそれをお話して、地区の要望として受け入れて、それもぜひやってほしいとか、そういうのがあったら、そういった会話というか、そういうことも必要かと思えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に入りますけども、衛生センターの件ですけども、衛生センターと公共下水道、農業集落排水事業についてお聞きいたします。

衛生センターのし尿の受け入れ状況と、老朽化に伴う今後の運営方針についてお聞きしますけれども、衛生センターについては、ご存じのとおり老朽化が激しいのですけれども、私が小学校のころ社会見学でちょっと行った記憶がありますが、40数年前になるかと思います。それだけ古いということですね。ちょっと受け入れ、もう限界に近づいているんじゃないかと思いますが、これについて、受け入れ状況と老朽化について、今後の運営方針について、お聞きいたします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 衛生センターのし尿受け入れ状況と、老朽化に伴う今後の運営方針についてのご質問ですが、衛生センターへの搬入は、旧都城市の一部と、旧山之口町、旧高城町及び三股町から搬入されておりまして、全体搬入量としましては、都城市の人口減少や下水道接続率の生活環境の変化により年々減少傾向にありまして、現在は、開設当初に比べ、処理能力の54%程度の搬入量となっております。また、都城市と三股町との搬入割合は、都城市分は減少傾向にあり、三股町内からの搬入割合が増加している傾向にあります。

27年度の状況、今後の運営方針について、担当課長に回答させます。

○議長（福永 廣文君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 平成27年度の生し尿及び浄化槽汚泥の受け入れ状況は、生し尿が6,697キロリットル、浄化槽汚泥が1万4,973キロリットルで、合計2万1,670キロリットルであります。このうち、都城市からの受け入れが1万1,409キロリットル、三股町の受け入れは1万261キロリットルとなっております。全体の52.65%が都城市からの受け入れとなっております。

なお、全体量に占める生し尿と浄化槽汚泥の割合は、年々浄化槽汚泥の割合が多くなってきている状況です。

衛生センターは供用開始後33年を経過しており、施設延命化のために計画的に機器の更新を行っているところですが、建築構造物や電気設備は建設当時のものであり、修繕料に毎年多額の費用を支出しているところです。このようなことから、今後の運営方針につきましては、本町の厳しい財政状況の中、施設更新には多大な費用を要するため、今後の施設方針のあり方について、より効率的かつ効果的なし尿処理を行い、循環型社会の形成に貢献することを目的として、新たな観点から、施設整備のあり方について検討する業務委託に着手したところであります。

今後の検討スケジュールや検討方針等につきましては、7月以降に議員の皆様にお示しし、ご意見を伺う機会をつくりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） ということで、本年度の予算書を見ていると、諸収入のところで、

受託事業収入という言葉が書いてありまして、衛生センター事業受託事業収入ということで、去年が7,700万でことしが8,300万ということで、少しずつふえているということになりますけども、そういったふえている要因が、ちょっとわかれば教えていただけますか。

○議長（福永 廣文君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 毎年、先ほどもご説明しましたように、三股町の受け入れは、都城市は減少していますが、受益量、し尿処理の量は変わらないんですが、施設の延命化のために費用が重なってかかって要りますので、その分が、都城市分がふえていくというふうになっているところなんです。事業費がふえるので、受け入れがふえていくということになっております。

○議長（福永 廣文君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 衛生センターの今後についてですけども、三股町の第5次総合計画基本後期計画ですか、を見ていると、まず、平成30年度に建てかえとして22億5,000万円を見込んでということで、その間に、コンサルタント事業として500万円を、調査費ですか、ということで見込んでいますけど、先ほど言いましたように、次回の議会で報告があるということによろしいでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 特別に入札が行われる予定となっておりますので、業者が決定し次第、工程をお示しできるものと考えております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） そのときによろしく詳しくお聞きできればいいかと思っておりますので、お願いいたします。

次の質問に入りますけども、公共下水道や梶山・宮村南部地区農業集落排水ですね、今後の推進と維持管理、先ほどありました耐震化を含めてどう進めているのかお聞きしたいと思いますけれども、公共下水道については平成9年から着工の17年から使用可能ということで、平成9年着工の17年から使用可能ということで、梶山地区農業集落排水については平成7年から、宮村については13年からということで、まずは、公共下水道と梶山・宮村地区の接続率がわかれば、ちょっとお聞きしたいと思いますけども。

○議長（福永 廣文君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 細かい数字を、今、手元に持ってきておりませんので、後でお示ししたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 大体、公共下水道についてはわかりませんが、梶山・宮村に

については大体80から90%だったという記憶がありますけども、最初に質問しましたけれども、熊本地震の危険について、水道管も破裂した映像が流れましたけども、生活において水が使えなくなるというのも大変不便なことだと思いますが、それに増して、下水道が使えなくなるように、要するにトイレが使えなくなるというのも大変不便なことだと思っております。

で、今回、この下水道というか、それについて被害がなかったのかなと調べてみますと、施設の21カ所のうち2カ所が停止とか、下水道については下水管の破裂や閉塞による機能が失われたところが10カ所ぐらいあったと、仮設トイレなどで対応をしたということが報じてありました。

今後の維持管理についてですけども、先ほども言いましたように、衛生センターに言われましたように、人口も三股町についてはピークを過ぎて、どんどん減っていくということですね。使用料や受益者負担金では、まだとてもじゃ賄いきれないと思いますが、農業集落排水についても過疎化が進んでいるということで空き家がふえてくるかと思いますが、今後、維持管理が大変になるかと思いますが、このことについてどのようにお考えか、お聞きいたします。

○議長（福永 廣文君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 初めに、梶山・宮村南部地区農業集落排水についてお答えいたします。

梶山地区は平成4年に、宮村南部地区は平成6年に事業を開始し、事業開始から20年以上が経過しており、施設の老朽化も進んでいます。また、両地区とも人口減少と高齢化により使用料は減少しており、使用料で賄うべき施設管理費の一部を一般会計からの繰入金で補っているため、未加入者への接続推進に取り組むとともに、経費削減に努めているところですが、今後も厳しい財政状況で推移すると思われれます。

このようなことから、平成24年度に機能診断を行い、最適整備構想を策定し、計画的に施設の修繕、更新を行うことにより、長寿命化を図り、財政負担の平準化、最小化に努めているところであります。

また、梶山農集においては、平成32年度を目標に公共下水道への統合を計画し、施設管理費の大幅な削減に取り組むとともに、処理場については、旧耐震基準により策定、建設されており、現在の耐震基準を満たしていないため、今後、耐震診断を行い、耐震対策を講じていきたいと考えています。

次に、供用開始から10年が経過している公共下水道についてであります。現在の事業計画区域の整備率は56%で、受益者負担金の免除や個別相談会等の施策を講じ、先ほどご質問がありました接続率については54%となっている状況です。今後は整備区域を分散し、早期接続が見込まれる植木地区の整備を進めるとともに、梶山農集の統合及び衛生センターとのミックス事

業について検討し、町全体の汚水処理費用軽減に取り組んでいきたいと考えております。

なお、耐震化については、平成9年度に事業を着手していますが、中央浄化センターの建設は平成14年度に着工しており、耐震基準に基づき建設されているため、問題ないと判断しております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 2つの梶山・宮村ですか、農業集落排水については、ほとんど一般会計からの繰入金で賄っていくので、大変厳しい現状かというのになっているかと思いますが、先ほどありましたように、梶山と公共下水道をつなぐということで、もし接続した場合、使用料とかについては大体安くなるのでしょうか、ちょっとお聞きします。

○議長（福永 廣文君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 今、農業集落排水と公共下水道との使用料については差がありますので、今後、使用料については検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 梶山についてはそういう意見ですけれども、宮村排水についてはそのまま単独で行くということによろしいのでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 宮村地区については、今後、耐震基準等を検討して施設の延命化を図りたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 最後になりますけれども、ちょっと聞き忘れたんですけども、衛生センターと公共下水道の処理場がちょっと近くにあるんですが、1キロぐらいですか、それを将来的に今後結んで効率化を図るということは考えられないのでしょうか。一応お聞きいたします。

○議長（福永 廣文君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 現在、今、先ほどもご説明しました、入札をかけました基本構想計画に基づいて、その直接つないで希釈して下水道で処理するという構想もあるかというふうに思っておりますので、幾つかのパターンを出してもらって、その費用等を勘案して検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 詳しくは、また次回の議会で進められるかと思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひますけども、最後の最後になりますけど、住みやすいまちづくりについて、先ほど言ひました生活環境の面のことはもちろんのこと、今回、当たり前だつたと思ひつた安全安心が、今回の地震によつて、いつ脅かされるかという考へられる事態が起こり、地震の教訓を今後に生かしていただき、防災や危機管理に取り組んでいただければいいかと思ひますが、この防災危機管理については、町長からいろいろ何回かご意見をいただいたんですが、副町長については、どういつたこの防災危機管理について考へているか、危機管理をお願ひいたします。

（笑声）

○議長（福永 廣文君） 副町長。

○副町長（西村 尚彦君） ちょっと油断をしていました。（笑声）

防災危機管理については、今までのいろいろ述べましたように、熊本の地震というのは、今回、あの職員を派遣したりして、いろいろな避難所の運営含め、いろいろな勉強してきましたので、それを生かして、また熊本みたいな地震があつたときには、すぐ対応できるような体制は整えていきたいと考へております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 町長、副町長、一心同体ですので、今後もいろいろ防災危機管理について不足のないようによろしくお願ひしながら、今回の質問を終わりたいと思ひます。

以上で終わります。

○議長（福永 廣文君） 以上をもちまして、本日の一般質問は終了いたします。残りの質問は、明日14日に行ふことといたします。

ここで本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午後4時02分休憩

.....
〔全員協議会〕
.....

午後4時04分再開

○議長（福永 廣文君） それでは、休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

○議長（福永 廣文君） 以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会いたします。

午後4時04分散会

議事日程(第3号)

平成28年6月14日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(11名)

1番 森 正太郎君	2番 楠原 更三君
3番 福田 新一君	4番 池邊 美紀君
5番 堀内 義郎君	6番 内村 立吉君
7番 福永 廣文君	8番 指宿 秋廣君
9番 重久 邦仁君	10番 池田 克子君
11番 山中 則夫君	

欠席議員(1名)

12番 桑畑 浩三君

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長代理 谷口 光君	書記 矢部 明美君
	書記 久寿米木 和明君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育長	宮内 浩二郎君	総務課長兼町民室長	黒木 孝幸君
企画政策課長	大脇 哲朗君	税務財政課長	鍋倉 祐三君

町民保健課長	……………	齊藤 美和君	福祉課長	……………	内村 陽一郎君
産業振興課長	……………	白尾 知之君	都市整備課長	……………	兒玉 秀二君
環境水道課長	……………	西畑 博文君	教育課長	……………	渡具知 実君
会計課長	……………	山元 宏一君			

午前10時00分開議

○議長（福永 廣文君） ただいまの出席議員は11名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（福永 廣文君） 日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、質問をお願いいたします。

発言については、申し合わせ事項を遵守して発言してください。

発言順位、6番、内村君。

〔6番 内村 立吉 登壇〕

○議員（6番 内村 立吉君） おはようございます。ことしは、例年になく雨の多い年でありました。近年、台風災害が多い中で、防災・減災対策がとられる中で、4月14日の前震、16日の本震、熊本地震が発生してから2カ月を迎えております。改めて、被災者の方々にお見舞いを申し上げます。一日でも早い復旧、復興ができますことをお祈りする次第であります。

そして、今この地震というのは、終わりのない地震といわれております。連日、テレビ、新聞等で取り上げられております。いまだに、多くの被災者が避難所での生活を送られている中、不安と恐怖、心身の疲労はどれほどのものか、避難生活の長期化に伴い、健康状態の悪化が懸念されます。一日でも早く、安心して安全な生活ができる住まい確保が最優先されるべきだと思っております。

今回の熊本地震の影響を受け、改めて避難所などの食料難が問題になったことを受けまして、備蓄の方法について民間業者などと改めて協定を結び、被害発生時に納品を受け取る流通備蓄とございますか、現状の悪化に備えた分散備蓄ということは工夫されるではないかといわれております。

また、本県で南海トラフ地震の備えが進められる中で、熊本地震、内陸地震の恐ろしさを改めて気づかされております。

今、耐震性とか耐久性とかいろんなことがいわれております。きのうの一般質問の中でもいろ

んな質問がありましたけども、その中で町の役場、庁舎とといいますか、建物はやっぱり町の中心でありまして、この中でいつごろ作られたか状況に応じて伺っていきたいと思います。

あとは質問席にて質問させていただきます。

○議長（福永 廣文君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。ただいま、熊本地震を踏まえまして、本町役場の建物についての耐震性等についてのお伺いでございます。

次のように回答させていただきます。

市町村の庁舎は、ほとんどが災害発生時に災害対策本部が設置される拠点施設となっており、本町におきましても本庁舎が防災無線を初めとした防災拠点となっております。

熊本地震においては、熊本県内の5つの防災拠点となる庁舎が倒壊のおそれなどで使えない状況が発生しました。

現在の本町の役場の庁舎は、平成12年度に耐震診断、平成13年度に耐震補強設計、平成15年度に耐震補強工事を行っており、阪神淡路大震災後の新耐震基準に基づいて実施されております。また、防災拠点となることから、通常の基準の1.25倍の強度で補強されておるところでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（福永 廣文君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） 今、町長のほうからいろいろといろんなことに対して、耐震のことに対して説明がありましたけど、耐震の危険箇所とか、やっぱり調査点検、災害時の連絡体制、初歩をやっぱり役場というのは町の中心でありますから、どんな対応にも対応できる体制づくりが必要じゃないかと思っております。

その中で、本庁舎を今、この前ちょっとテレビを見ていましたときに、日南市が巨大地震に備えて、日南市の庁舎を移転したいという話を耳にいたしました。そんなことに対して、本庁舎に対してそういうような考えはないか伺いたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 先ほど、熊本地震を踏まえて、県内の各市町村の役場がどうであるかっていうことで、マスコミ等でちょっと話題になったところでございますが、日南もこの新耐震基準に耐えられないかもというふうに報道がされました。

本町の場合は、先ほどお話しましたように新耐震基準に基づいた設計でございますので、今のところ別個に構えるというようなことは考えていないところでございます。

○議長（福永 廣文君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） 12年から13年、15年といろいろ調査をされたっちゅうことですが、本町の庁舎としましては1.25倍という強化でされているっちゅうようなことでしたけども、今、町長の答弁の中でそういう移転、建てかえるあれはないっちゅうようなことですよ、今のところ。

この中で、きのうのいろんな人の今回の質問に対しましては、地震を踏まえた耐震強化的な質問が多いわけですが、この中で質問は出しません。きのうの質問の中で、第2地区分館において、建物の老朽化がということで考えなければならないという答弁をいただいたんですよ。隣に交流プラザがあるというようなことで、初めてそういう話を伺ったわけですが、その中で、私たちはこういうことを地域の住民に伝えていかなければならないわけですよ。執行部としても、急にこういう答えだったらやっぱり住民が戸惑ったり、地域の住民が、やっぱり説明をいろいろしてもらって、それから意見を聞きながらそういうことをしてやってもらわなきゃいけないと思うわけです。

役場の管理している建物、ほかにいろいろあろうと思いますけども、この中でそういう話を伺ったときに、やっぱり私たちは恐らくそういうことは知らなかったということじゃいかんかいですよ、そういうときにそういう機会があったら、こういうことをして言ってもらえばいいんじゃないかと思っております。

改めて伺いますけども、これから先、近々、そういう本町の庁舎を先ほども改めて聞きましたけど、建てかえ構想はないっちゅうことで、近々そういう建てかえる構想というのは、再度伺いますけど、ないでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 昨日のこの耐震化の話の中でも出ましたけれども、現在、公共施設の管理計画というものをつくっております。つまり、もう建築してから30年、40年経ったり、あるいはもう老朽化が進んでいる建物等ございます。これをどうするか、廃止するか、統廃合して、あるいは改築するのか。そういうところを今計画をつくっておりますので、その計画について、先ほどありました2地区分館もそうですけれども、これについて住民説明会等しながら、今後それぞれの地域の建物公共施設をどうするかということを皆さんで協議していきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（福永 廣文君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） 建てかえる構想はないっちゅうようなことですが、説明の中でやっぱり地域分館につきましても、今総会の時期でありまして、あそこを使っているいろんなことが催されております。そして各地区の料理関係、教育課がちょっと携わっておりますけども、その中で教育課なんかは料理関係の人も入っていますから、いろんな方がいらっしゃいますから、

そういうことを重視しながらそういうことに対しましてもいろいろ意見を聞きながら、私たちも地域の中でこれからいろんな総会があったときもそういうことを話もしていかなければなりませんから、その中で踏まえてやっていただきたいと思います。

改めて、建てかえる構想がないちゅうことですから、また今後、大きな災害等が起きて、どうということが起こるかわかりませんから、そういうことの中で、またいろんなことが決められていく、国からのいろんなことが、対策というようなことがまた決められているんじゃないかと思っています。

それでは、次に入らせていただきます。

支援事業について、今、全国各地で熊本地震に対して支援事業が行われております。宮崎県は、以前に口蹄疫とか新燃岳の降灰の問題から全国から支援をいただきました。本町におきましても、この前の熊本地震の対応について、執行部からはいろんな説明がありました。義援金とか物資の関係に対しまして行っているちゅうようなことの説明がありました。

その中で、ふるさと納税事業という支援事業はできないものか伺いたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（大脇 哲朗君） 熊本地震の被災地を緊急支援するため、ふるさと納税の受付を他の自治体が代行する取り組みがありまして、現在、宮崎県においては諸塚村が実施していることでございます。ここでのふるさと納税は被災した自治体への被害支援寄附であり、災害支援寄附であり、特産品の送付はないものの、集まった寄附金を特定の被災地に送金いたしまして、寄附金受領証明書の発行などの事務を代行するものでございます。

本町でもふるさと納税受付代行業務をできないかのご質問ですけれども、被災自治体が独自でふるさと納税の窓口の中で災害支援寄附を受け付けていることや、受付代行が特定の自治体への寄附になってしまうおそれがあることなどから検討に至っておりません。

町といたしましては、今までどおり災害支援寄附金については受付を町と社会福祉協議会で、寄附金の受領証明書の発行を社会福祉協議会で行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） 諸塚村がやってるちゅうようなことですよね。何でこういうことを言うかといったら、鹿児島県がやっぱり大崎町と志布志市、鹿屋市が行っているわけです、こういうことを鹿児島県が。鹿児島県が早かったわけです。

後で新聞に諸塚村が行うちゅうようなことが載りまして、やっぱりこういう輪というのはいろんなところから広がって行って、その輪が広がっていけばいいんじゃないかと思うことで、こういうことを質問したわけですけども、このことに対してそういうことは考えられないですね、改

めて伺います。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（大脇 哲朗君） 諸塚のほうにも確認してみたんですけど、この窓口を設けるに当たって、熊本県全市町村にうちのほうに受付を代行しませんかという調査をしたということなんですけれども、その結果、4つの町、村が諸塚村にお願いしますというのをいわれたそうで、今、現に4カ所の町、村の支援寄附、ふるさと納税という名前ではありますけれども、実際には募金という形で捉えていただきたいと思いますんですけど、その4町、村だけに限った寄附の窓口を諸塚村が行っているということですので、そういう特定の市町村に対する寄附の窓口の設置はどのようなかなというところで、今までどおり社協、町のほうで対応していきたいということがございます。

○議長（福永 廣文君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） 全協で熊本地震の対応についていろいろ説明があったわけですが、支援について。そのようなことに対しての同じようなことというような考えですね、やっぱり。義援金と支援物資ということの説明があったちいうことで、同じような考え方じゃないかっちゅうようなことの説明っちゅうことですね。そういうことにとらさせていただきます。

そしたら、続いて行きます。

史上初の3連覇や5年に1度、第11回の全国和牛能力共進会が来年9月、仙台市で行われます。この取り組み状況について伺いたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 平成29年9月に宮城県仙台市で開催されます、第11回全国和牛能力共進会の取り組み状況についての質問でございますが、ご案内のとおり、共進会の出品に行く分は、肉牛の部と種牛の部の2部門に大別され、9つの出品区分で構成されております。

取り組みとしましては、宮崎牛3連覇と都城北諸県肉用牛産地PRをスローガンに平成25年度にJA都城、都城市、三股町及び関係団体と連携した和牛共進会出品対策協議会を設立いたしました。共進会プロジェクトチームの設置による優良な種雌牛の選抜、計画交配、技術指導研修等を計画的に実施しているところであります。

具体的には、担当課長に回答させます。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（白尾 知之君） 現時点におけます取り組みについて説明させていただきたいと思います。本町の取り組みの経過と今後の取り組み計画及び候補者について説明させていただきます。

まず、取り組み経過につきましては、平成25年度より、町の三股町で育む日本一種雄牛創生

事業を活用し、平成26年度までに町内の優良な雌牛の選定、指定種雄牛の計画交配を実施してまいりました。肉牛の部におきましては、計画交配により生まれた子牛の選定を経て、平成28年3月に都城北諸県地区代表に選ばれた4名の肥育農家へそれぞれ4頭の計16頭の引き渡しを終えております。その中に、代表者に肉用牛の部で全国2連覇を達成している株式会社福永牧場も含まれております。福永牧場におかれましては、3連覇に向けた取り組みをされております。

また、種牛の部におきましては、候補者を候補、推薦方式で選定し、今月末の出品説明会ののち、決定した候補者による数回の予選会を経て、平成29年6月に都城北諸地区代表者が決定します。

一方、対象者の選定及び導入につきましては、平成28年9月ごろから市場に上場される子牛が対象となります。

次に、今後の取り組みですが、まず種牛の部における本町からの候補者の確定と対象牛の円滑な選定、導入を補助事業を活用しまして進めていきたいと思っております。あわせて、地区代表が決定するまでの数回の予選会及び県代表決定検査までの具体的な支援体制づくりを進めてまいります。

肉牛の部におきましては、県代表決定検査までの具体的な支援づくりを福永牧場と関連団体、牛と連携を密にして進めてまいります。

なお、宮崎県代表決定検査は、平成29年7月に行われ、各部門の宮崎県代表者が決定するものです。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） 平成25年から三股町で育む日本一種雄牛づくりが始まっていますが、これはずっと継続されるわけですか。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（白尾 知之君） この三股町で育む日本種雄牛造成事業なんですけれども、事業のまとめとしましては、2つ試されております。

1つは、この来年行われます全国和牛能力共進会に向けての取り組みが一つ、それと種雄牛造成という視点から、三股町内に1頭、2頭、新しい新規種雄牛が育っております。この種雄牛の能力を把握するための早期に把握するための取り組みということで、人工授精の推進、そして産子の交流、そしてその牛を町内の肥育農家で枝割していただき、その種雄牛の能力を早く把握するという取り組みを実施しております。

事業の計画につきましては、一くくりとしまして、平成29年の全国和牛能力共進会をめどとして考えております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） 今、いろいろ種雄牛づくりについて説明があったわけですが、ぜひあったとおり、都城北諸といいですか、こっちでやっぱりすばらしい種雄牛をつくってもらいたいです。他町村が今ほとんど宮崎県の種雄牛っていったら宮崎市とか向こうがほとんどですから、受精子関係者さんも生産者においても、地元の種雄牛ができた場合にやっぱり地元の生産者にそのストローといいですか、受精子のストロー、配付率も高くなりますから、そういうこともぜひそういう種雄牛というのをつくってもらえば、こちらでつくってもらえばやっぱりまだまだ都城地区の畜産が盛んになってすばらしい基地になっていくんじゃないかとおもうわけです。そちらのほうに今後もやっぱり、今答弁があったように、これからもそういう種雄牛ある中でやっていたら、この三股町が全国に名を知らしめる場じゃないかと思えます。

そしてまた、今、福永牧場、この方が候補に挙がっているうちゅうようなことで、3連覇に向けて着々と準備が進んでいるうちゅうようなことですから、やっぱり農協さんと行政さんと福永牧場の昇さん、あっこ辺たいとやっぱり連携をしながら、この町からまた新たに3連覇に向けてすばらしい牛をつくってもらってやっていただきたいと思えます。

そしてまた、宮城の全共にはいたしましても、マスコットキャラクターも登場しております。牛政宗といわれておるそうであります。栄冠に向けて、各農家が種牛管理に向けて精を出して、身を入れていっていただきたいということでもあります。

全共を通じて、東日本大震災から復興した姿を見せ、たくさんの支援に対する感謝の気持ちを伝えたいということでもあります。

そしてまた、宮城全共の次が、鹿児島県が決まっているようであります。そしてまた、鹿児島県であったときに南九州、宮崎県と鹿児島県、隣同士であります。以前、都城で全共がありました。ぜひまたそのような形で宮崎県でできるようであればこういうようなことができるようであれば、ぜひ口蹄疫復興支援ということで、改めて宮崎県の畜産基地というのを全国にとどろかせるいい機会じゃないかと思われましても、そういうことにつまましてちょっと聞かせていただきたいと思えます。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（白尾 知之君） 今、ご質問にありました、まず1点目は、その種雄牛造成することの効果ということなんですが、内村議員から言われましたとおり、種雄牛を造成することで及ぼす経済効果って非常に大きい。特に市場効果って非常に大きいものというふうに認識しております。本来ならば、この全国和牛能力共進会という機会を、イベントを活用した中で、三股町で、絵としましては三股町で造成した種雄牛をぜひ中心として全国和牛能力共進会に臨みたかつ

たんですが、何せ県内に幾つかある種雄牛の選定という中に、三股町で造成した種雄牛は選ばれなかったというのがあります。

ただ、また次回、鹿児島県という大会もあります。またそれに向けて、事業の継続も含め、農協とも連携を密にして、やはりこの種雄牛の造成というところを軸にまた望んでいきたいというふうに考えております。

あと、全共に対する取り組みについてなんですけれども、先ほど申しましたように、肉牛につきましては三股町で福永昇さんという方が候補に挙がりました。それとまた別に、種牛の部につきましては、まだ三股町の候補者はまだ決定しておりません。

一応、予定としましては、4名から5名を候補者として推薦、選定していきたいというふうに考えておりますが、これに伴う、まず素牛の導入というのがかかってきております。それにかかわる経費、あと予選会に出品するまでのいろいろな経費等も含め、そういった選定した農家、推薦した農家の方に説明もしていかなければいけませんし、そういった具体的なことにつきましては、7月、また関係機関と話をいたしまして、その候補者、選定、それにかかわるいろんな事業の説明をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） 詳細的にいろいろと説明をもらいました。

これからまた、いろいろな予選が入ってくるんじゃないかと思えます。そのいろんな県の中から選ばれていくわけですから、いろんなどこへなかなか、相手が生き物ですからやっぱり雑に扱えない、こちら、相手のことを考えてしなきゃいけないわけですから、けがのないようにやっぱり大切に扱ってもらって、いい取り組み状況であるような状況ですから、今後やっぱりその中でぜひ、今、課長が言われるように、欲を言えば地元の三股町からこうしてすばらしい牛を出して、三股町産の牛を出して、そういうような中でやってもらえばまたいいんじゃないかというようなことでも、そこまでいかなかったっちゃうようなことでありますから、今後、そのような中でその方向に向かって、また今後もやっぱりそういう中でそういう状況に対しまして、これからもこれが種雄牛づくりに対しましても行政と農協さん、合同会議等いろいろありましようけども、その中でつくっていただきたいと思えます。

それでは、この質問に対しては終わらせていただきます。

続まして、温泉について聞きます。

以前に一般質問の中で温泉をつくる計画はないかということで伺いました。その中で、以前はやっぱり三股町は前に上米の精米所の裏側のところから掘ってから温泉が出てたわけですけど、あそこからずっと引っ張ってから文化会館のあそこに泉源がありまして、それから元気の杜に今

使っている状況であります。その中で、活用したらいいんじゃないかということでしたけども、なかなか今のところ考えていないということでした。

その中でやっぱり都城市は65歳以上の方に400円の温泉券を20回配付しております。本町において、このようなことはできないものか伺いたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 温泉についてでございますが、ご質問は高齢者の健康増進を図る施策の一つとしての提案と理解いたしますが、現在、本町の高齢者施策も同様の趣旨で多種多様に実施展開しているところでございますので、まずは、それらの施策の充実を第一に考えているところでございます。

本町の高齢者施策について、担当課長に回答させます。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（内村 陽一郎君） 今のご質問は町長が申し上げましたとおり、高齢者の健康増進を目的ということであろうかと思っております。そうしたときに、本町は65歳以上の高齢者に対して、各公民館ごとに専門の健康運動士を派遣して、足もと元気教室といったものを開設したり、総合福祉センターでのいきがいデイサービスを行ったり、あるいは健康管理センターでは認知症予防もかねて骨こつ貯筋教室といったものを開催しております。これらは、温泉券とはサービスの内容を異にしますが、健康増進という目的では一緒ではないかと思っております。まずは、これらの充実、そしてさらに、高齢者のサロン事業というものを今22カ所オープンしております。こういったもののでこ入れ、充実をまず図って、継続的に事業を進めていきたいということを第一に考えております。

こういったことで、温泉券の配布につきましては現在のところは考えていないというようなことでございます。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） 健康増進っちゅうようなことで、少子高齢化の中で、今一番なかなか難しい問題じゃないかと思っております。今、サロンが行われているっちゅうようなことで、今、サロンが大分多くなって、年寄り、高齢化の方はなかなかたまり場といいますか、いろいろ集まる場という、そういうことも認知症予防とかいろいろとやっぱり孤独であったり、一人で暮らしたりしたりやらないかんかいつちゅうことで、外に出ていろんな人と接触する、話をするっちゅうようなことをいわれておりますよね。その中で、今サロンっていう言葉が出ましたけども、例えば20回配付したときに、サロンに来る人が楽しみで来られるわけです。1人1回だったら20回だったら1カ月に1回はいけますよね。あと6回は行けるわけですよね。その中で、そう

いうふうな配付を割り振りしたら、サロンに行く人は楽しみが出てきますよね。サロンの中に行って。サロンの人からそういうふうな体制づくりとか、そういうこともできるのではないかと思うわけです。その中で来る人の楽しみも出てくる。やっぱり集まったところでみんなでそういうことも考えられるわけですけど、どうですか、ちょっと。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（内村 陽一郎君） 今、ご提案いただいたとおり、もともと温泉事業といいますのは病院に集まっておられた高齢者の方を病院ではなくて、温泉に集まってもらって、そして温泉に費用をかけることで国保事業、高齢者の医療費を減ぜよとかいう施策から各地域に温泉事業が展開されたいきさつがございます。

その趣旨からいきますと、今の内村議員のご提案というものは十分に理解できるところでございます。ただし、今、サロン事業につきましては、十分な設備あるいは人材の育成、今後継続的にやっていくとなりますとてこ入れ等も必要な部分でございます。そういった中に温泉券の発券というものについては、予算等の検討も必要かなと思っております。

以上でございます。

○議長（福永 廣文君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） なかなか難しいというんですけど、まだまだ高齢化の方がふえてくる可能性があるんじゃないか、そうしたときにやっぱり今度は病院関係の両方のお金がかかる関係とか、いろんな関係にひびいてくるわけですよ。そういう関係も響いてくると思うわけです。やっぱりそちらのほうとどっちかいいかといったときに、やっぱり経費を考えたときにそういう考えたときに考えられると思います。そこへんたいを今後やっぱり検討しながらやってもらえれば、サロンの人たちもいろいろ話を聞いたりして、今後の一つの取り組みとして考えていただきたいと思います。

質問を終わらせていただきます。

○議長（福永 廣文君） 発言順位7番、楠原君。

〔2番 楠原 更三君 登壇〕

○議員（2番 楠原 更三君） 失礼します。通告に従いまして、質問いたします。

これまで私は、これが三股だといえるものは何なのかという問いに、町としての姿勢を示してもらえるよう角度を変えながら質問してまいりました。これは、単独町政を進める上で大変重要なことであると思うからです。これまでの質問を通して、三股のよさをより明確にと求めてまいりましたが、まだ満足いく解答例を手に入れることができていません。

町のさまざまな計画や基本構想を見ますと、すばらしい文言がちりばめてあります。計画や構

想でありますから、多少は背伸びしたものであってよいと思いますが、言葉遊びで終わることがあってはいけません。

そこで、今回は平成23年3月に発行された第5次三股町総合計画を取り上げます。平成32年度までを見据えた基本構想実現のために、基本計画、実施計画が作成されています。

さきの3月議会で後期基本計画が承認され、第5次総合計画も後半戦に入りました。まず、この計画策定の背景の部分から質問いたします。

総合計画策定の背景については、総合計画書の4ページ、5ページにあらわされています。資料では、資料1の部分です。

(1)の地方分権の進展の部分を見ますと、「合併しないで単独町政を選択した本町においては、町民と行政との協働により地域資源や優位性を生かした個性あるまちづくりを推進するとともに、効率的かつ効果的な自治体系を一層進め、自立性を高めていくことが強く求められます」とあります。

地域資源や優位性を生かした個性あるまちづくりとは、これこそが三股だといえるものではないでしょうか。計画策定の段階で、三股らしい地域資源や優位性として想定されていたのはどのようなものだったのか。5年前の初心に戻っていただいて伺います。

あとは質問席から行います。

○議長（福永 廣文君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 第5次三股町総合計画からということで、その策定の背景について、いろいろご質問がございます。

その中の三股町の地域資源や優位性とは何かということ、それについてお答えを申し上げたいと思います。

地方創生といわれる今のこの時代においては、地域がみずからの判断と責任を持って創意工夫によるまちづくりを一層進めていくことが重要であろうというふうに考えております。合併しないで単独町政を進めていくことを選択した本町にとりましては、地域資源といわれる自然、人材、文化的な資源を生かしまして、また他地域に比べて本町のすぐれている点、例えば恵まれた自然を初め、利便性の高い交通アクセスも良好な住環境、増加を続ける人口と、そしてバランスのとれた人口構造など、これらを生かしたまちづくりを町民との協働により推進していくことが大変重要だというふうに考えているところでございます。

新しい、この総合計画、後期計画、そちらのほうも後日配付いたしますけれども、三股町の特性ということで5つか6つ書いてありますので、またごらんいただければと思います。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（２番 楠原 更三君） 今、創意工夫している、取り組むということで具体的にゆたかな自然、人材、利便性等々言われましたけれども、三股に限らずどこにでもあるようなものではないかなと思っております。もうちょっと創意工夫していただきたいなという感想を今、得ました。

総合計画書、もっとひもときますと、13ページのところに都城広域定住自立圏共生ビジョンの概要が出ています。これも資料1にあります。

そこでは将来像として「歴史的、経済的に深いつながりを持つ都城広域定住自立圏は、互いの地域資源を活用した広域のかつ広範な連携により高次の都市機能と環境や地域コミュニティが融合した少子高齢人口減少社会に対応可能な集約とネットワークで築く、県境を越えた南九州の広域都市圏の実現を目指します」とあります。

都城を中心としての大隅地方までを視野に入れた定住自立圏構想です。これは、都城を中心とした志布志市、曾於市、三股町の3市1町の連携構想のようです。

先日、都城志布志道路整備活用促進大会に出席してきました。そのとき感じたことが、まるで明治初めに存在した都城県をもう一度つくるかのような意欲を強く感じました。このような動きがある現在、歴史的、経済的に深いつながりを持つ地域の中で、これこそが三股だというものを持たなければ、三股というものが将来的に埋没していくのではないかという危惧を持ちます。

先ほどと同じような質問だと思いますが、三股の個性をどのようにお考えですか。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（大脇 哲朗君） 一定の都市機能を持った都城市を中心に経済や文化等で密接なつながりを持つ三股町、曾於市、及び志布志市の3市1町で圏域全体の活性化を図るため、平成21年度に形成したものが都城広域定住自立圏でございます。

定住自立圏共生ビジョンは、自立圏の将来像や協定に基づく具体的事項の実施計画でありまして、中心市である都城市が策定したものでございます。

この定住自立圏共生ビジョンの中での本町の個性ということでございますけれども、合併しないで単独行政を選択した点であると考えております。他の3市は、市町村合併に伴い合併の検証を行いながら新市のまちづくりに取り組んできたのに対しまして、本町において行政改革を推進しながら住民サービスの向上に取り組んできたところでございます。このことにより、人口が増加いたしまして、年少人口の割合が高く子育てしやすい町、住みやすい町につながっていることが本町の個性であると認識しているところでございます。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（２番 楠原 更三君） 言われることはよくわかりますけれども、先ほど言いましたように、都城志布志道路整備活用促進大会に出席した、何人か一緒に出席された方いらっしゃいますけれども、どうも三股が薄いんです。感想としまして。本当、思いました。来賓として来賓席に

いましたけれども、全く来賓でないはずの都城市議の後ろのほうに席も設けてありますし、三股の方の発言の場もないし、仲間に入れてやるぞと言われているような感じがするだけで、ほかでも同じようなことが言えると思います。今言いましたように、三股が埋没するんじゃないか、もう既にしているような気がするんです。だから、何かの、先ほど町長言われましたけども、創意工夫でもって、これこそ三股だというもの、何かを考えていただきたいと思います。とんでもなく理想的なことでもなくてもいいですから、地道なところで三股はこんなところがすごいぞ、たくさんあるんでしょうけれども、それが表に出てこないのが現状ではないかなと思います。もっとう比較しながら、都城にもある、三股にもある、こんなものじゃなくて、三股のほうが都城よりもこれが秀でていているというようなところを全面に押し出すような工夫が必要ではないかなと思っております。

同じく総合計画策定の背景の6番目、資料では1の(6)ですけれども、「価値観の多様化に伴い、暮らしの豊かさを真に実感できる成熟したまちづくりが求められている」とあります。

ここでまた同じように、抽象的なんですけど、「真に実感できる豊かさ」とはどのようなことを想定しているのか。また「成熟した町」、どのような町を想定しているのか、具体例を幾つか示してください。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（大脇 哲朗君） 高度成長時代に豊かな経済社会を築き上げ、経済性や効率性が重視されたことにより、歴史や文化、伝統を初めとする地域の個性が失われてきたといわれております。今日、全国的に少子高齢化や人口減少が進む中、誰もが安全、安心、快適に暮らせるような社会の実現を目指すといった考え方になり、まちづくりも成長から成熟へと移行してまいりました。すなわち、開発中心のまちづくりから、安全、安心、快適性に配慮したまちづくりが求められるようになったところでございます。これからのまちづくりは、こうした変化に対応し、地域にかかわるさまざまな人々が地域の特性を重視し、地域の特性を高める取り組みを行っていくことが重要となってまいります。

真に実感できる豊かさとは、一人一人が心の豊かさや生きがいを実感できる環境づくり、ゆとりや潤いの感じられる快適で質の高い居住空間の形成であり、そのためには町民と行政が将来像を共有し、協働によるまちづくりを推進することが重要であると考えております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 「町民と共有して」とありましたけれども、私が思うには、三股の将来像が見えないんです、具体的なものが。三股としての将来像というものが見えない気がするんです。

今言われたのは、全国での高度経済成長期から今説明されましたけれども、物質的な豊かさを求めてやってきたというのが高度経済成長だと思いますけれども、後半に入りまして、豊かさとは何かということが問題になりまして、それが心の豊かさというふうに変わってきたかと思えますけれども、ここでは「成熟した町」というのが非常にいい表現だと思いますけれども、具体的にどんなものを「成熟した町」と想定されているのかということを知りたいです。

それから、もう1回繰り返しますけれども、この豊かさとは何なのか、具体的に。町として将来的に取り組んでいるということを言われましたので、共有するためには具体的なものがないと共有できません。再度お伺いします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 今、お話を聞いていますと、三股町は特性がないというような言い方をされますけれども、私はこれほど特性のある町はないんじゃないかな、私は3つの目標を掲げておりますけれども、花と緑と水の町という一つのまちづくりの基本、要するに三股町は西のほうには高千穂の霊峰を望めますし、そしてまたこちらのほうの鰐塚山系に囲まれて、そしてそこから湧き出るすばらしい水がございます。そういう自然に非常に恵まれている。そしてまた、花と緑というような形ですばらしい上米公園、そしてしゃくなげの森、そして椎八重公園いろいろなものがあります。それはそういう公園はどこにもあるかというふうに言われるかもしれませんが、それも一つの財産でございまして、そしてまた、この文教の町ということで、非常に伝統芸能も含めて、文教に、教育に熱い町、そういう歴史的背景もございます。

そしてまた、今一生懸命取り組んでいる健康づくりの中でアスリートタウン三股というのを掲げています。これも一つの目標じゃないかな。

3つのスローガンの中を一つ一つ、1個ずつ前に前進させていく。これも一つのまちづくりだというふうには考えています。

そして、そういう中で町民との共有、これからのまちづくりは、やはり町が全てのことをできるわけじゃありませんので、やはり地域のいる皆さん方の力を借りながら、一緒になって町をつくっていく、これはもちろん住民、そして議会と一緒になんですけれども、そういう形をつくっていく。

そして、三股町が置かれたところというのは、やはり都城市との連携という意味合いで都城市のベッドタウンという要素もございます。ただそれだけに依存するのだけではなくて、やはり自立を目指すためには、それだけの働く場、若者がやっぱし定住する町、そしてまた、この地域の特性、三股町の特性といいます、一方では過密、そしてまた空洞化、そしてまた過疎などありますので、そういうのをいかにまたバランスよく整った町としてどうするか、そういうものを課題を克服しながら、住みよい快適な環境のまちづくり、それが一つの目標だというふうに思います。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 三股がだめだと言っているわけではありません。三股をもっとよくしたいと思って言っているところでもありますので、例えば「花と緑と水の町」といわれても、何となくそうかなというくらいで1年を通して花と緑と水の町、余り特色がないんです、早い話が。それから、文教の町、3月、12月議会でも取り上げましたけど、文教の町、何だそれは、具体的なものをというように、美辞麗句を並べただけでは実感が沸かないんです。そういうことを私は考えているということです。もうちょっとこれが町民にわかるように。普段の生活の中でわかるように少しでも多くなってほしいという要望をお願いしたいと思っております。

この総合計画とか、総合戦略などはすばらしい発想のもとに町の活性化の取り組みが行われているというのは大変よいことだと思いますが、本当に必要なものは継続していき、町民に周知していただけるようになることが大切です。共通理解が必要だということです、今も言われましたけれども、そのためには時間も必要だと思います。

ここに九州地方整備局が編集し、発行した、平成17年5月号があります。地域づくり探訪ということで、三股町が26ページ中の4ページにわたって特集されています。記憶にある町職員の方が多くと思いますが、見出しには、「新興住宅地として発展を続ける町が原点に帰るプロジェクトM、特産品で、売り方で、イベントで、まちづくりのアイデアが続々登場」、中身には「一方で主産業の農林業は農家の高齢化や後継者不足などから年ごとに下降線をたどり、振興策や活性化が町の大きなテーマ、プロジェクトMはその中核となるもので」とありますけれども、非常にこの「プロジェクトM」すてきなネーミングだと思います。しかし、今、私は聞かないんですけれども、プロジェクトM、11年前なんです。九州地方整備局、国の機関がつくっているこの小冊子なんですけれども、何で今このネーミングを聞かないんでしょうか。通告していませんが、町長、この点お聞きしてよろしいでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） Mというのは三股ということでしょうけど、要するに三股の課題、それに向かっていろんなものを発信していこう、それを解決していこうというような意味合いでそちらのほうに掲載されたんじゃないかな。それを今のまちづくり全てをプロジェクトMという意味合いで言ったのではないかな、私はちょっと読んでいませんけれども、そういうことじゃないかなというふうに思います。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 後でお渡しします。

それと、プロジェクトM、今言いましたけども、なかなかプロジェクトXに引っかけたんでしょうけれども、インパクトあるようなネーミングじゃないかなと思うんですが、ひょっとしたら

町としての取り組みではなく、係としての取り組みであったのではないだろうかというふうに勘ぐってしまいます。三股としてのコンセプトがはっきりした上での取り組みであれば、尻切れトンボにはならないのではないのでしょうか。

きのう、町長の答弁の中に、「4月に課長会議で計画はつくったが、計画倒れで終わらないようにと訓示された」と答弁の中にありましたけれども、普段から、この町職員の方々が、俺の町三股という意識でもって取り組んでいただくと、計画をつくったところで終わりというようなことになりはしないのかなという気がしますので、すばらしいものには継続するということが必要ではないか。

この半分終わったわけですけど、総合計画、後期計画スタートしたわけですけど、この中におきましても初心に皆さん戻っていただきまして、これを実現するぞ、具体化するぞというような気持ちを強く持っていていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

続きまして、総合計画書82、83ページにあります「歴史と伝統を尊び豊かな人間性を育む文教のまちづくり」のところから伺います。資料の2になります。

現在、町史の編さんが行われております。編さんの過程で文化財の調査研究も行われているようです。編さん室を覗きますと多くの町民の皆様の協力などいただいて集められた膨大な資料の中で行われています。編さん室以外でも、現地調査を行うなど、大変な、そして私としては気の遠くなるような作業が行われております。

町民共有の財産を後世に継承するということですので、今回の編さん作業で集められた資料も保管する施設、できるなら展示可能な施設の整備をすることは必要であると思えます。

町史の初版、そして改訂版のときのさまざまな資料は保管されていないと聞いています。本当に残念です。もちろん、お借りした資料も膨大なものであって、それはお返しされたことですが、どこの誰から何をお借りしたかという記録等の存在はどのようになっているのでしょうか。

そのたびに保管する施設等があったらという強い思いや、そのとき文化財課なるものがあったのであればなどなど、たればの思いを強く持ちます。

先日、木城町のことが報道されていまして。ご存じだと思いますけれども、その中で、特に文化財の収集や公開のための条例がないということや、文化財が町民共有の財産という認識がなかったことが重大な結果につながったと報道されています。

本町ではどうでしょうか。町民共有の財産という認識がこの計画書の中では見かけることができます。しかし、本町にも同様の条例は見当たりません。一般質問通告の後のニュースでしたので、条例に関しては通告していませんでしたが、町史編さん中でありますので、ぜひこの機会に条例の制定まで考えていただくことを要望いたします。

本町は、先人の偉業に学ぶ町です。そして、文教の町です。今こそ、文教三股としての誇りを

確認するとともに、先人の偉業を後世に継承するために、今回の資料の保管方法や小中学校の伝統教育や生涯学習で利用できるような施設の整備についてお考えを伺います。

○議長（福永 廣文君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 町史編さん事業の進捗状況ということではありますが、工程を3つに設定して業務を進めているところであります。その工程に応じて編さん委員を3つの班に分けており、班の内訳は、1つ目は町内から集まった古文書の分析や考察を行う班、2つ目は町内各地の地理や方言に詳しい方による現地調査班、3つ目は原稿執筆班であります。

特に、町史完成までのスケジュールを考慮しますと、原稿執筆班との綿密な連携が不可欠であり、原稿の締め切りを設定して町史の完成を目指しているところであります。

また、今回の町史編さん事業に伴いまして、町内から収集された膨大な資料の保管の方法はどうしているかのご質問でございますが、資料は借用という形をとっておりまして、個人の財産である以上は、そのまま返却するというのが基本原則であります。ただし、今回の町史編さん事業によって、貴重な資料が発見されたことも事実ですので、将来的には町の歴史遺産として預かることも考慮していきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） ほとんどがお借りしているものということですので、お返しされるのは当然ですけれども、先ほど言いましたように、どこの誰からどんなものをお借りしたかという記録はどうしても必要だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

今、膨大な資料の保管方法というのを通告しておりまして、今、質問の中でも施設の整備について伺ったわけですが、そういう小中学校の伝統教育とか、生涯学習で利用できるような文化財というか、先人の偉業に学ぶ施設、そういうものの整備というのはお考えあるのかどうかを伺います。

○議長（福永 廣文君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） 資料整備についてですが、現在は総合計画にもありますように、主要施設の整備を検討するという段階に入っております。ですので、おっしゃられるとおり、貴重な資料、そういうものを後世に残していくというのは私たちの責務と考えておりますので、今後についてもその知識を十分生かすような整備というか、そういうのを検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 先ほど申しましたけれども、計画はつくったが、計画倒れで終わらないように。今これが5年経過したわけですよ。この最初のところに資料にありますように、

地域が一体となった文化財の保護が図られるよう、収蔵施設の整備を検討するとあります。検討が5年も6年もかかるのかどうかということをお聞きします。

○議長（福永 廣文君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） 検討については、長くかかっているというご指摘もございます。資料室等の整備も含めて、例えば、いろんな倉庫とかそういうところも、いろんな施設に関しても利用できないかというところは具体的にはできないかというふうに、町のほうでも検討はしているところです。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） もう5年過ぎているんですが、あと5年しかありません。実現するのでしょうか。計画倒れで終わることになるような危惧を強く持ちます。

施設を新しくつくるとなると、お金の問題がありますから無理でしょうけれども、今、倉庫と言われましたが、倉庫はどうでしょう。生涯学習とか小中学校で使うようなものなのかと考えたときに適切ではないと思います。

1番なのは、文化会館の図書館、あの中に、たくさんはないと思います。えびの市などはえびの市の文化会館と図書館、その間にあるんです。そのような工夫でもってできるのではないかなと思います。これを新しくつくるとなると、何年もかかってこの計画の中で終わらないということになりますので、どうでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） この総合計画、10カ年を目標にしながら、そして前期と後期で5カ年ずつつくっています。そして、それを実現するために3カ年の実施計画という具体的な計画をつくります。

その中でも町の予算等、含めて事務事業評価幹事会の中でどれを優先的に実施するのか、優先度、そしてまた緊急性、そしてまた財源的にどうなのか、いろんな面から検討しまして順番をつけていって、年度の提案、予算等に反映するようにします。

そういう意味合いで、ここに上がっているものが全てできるわけじゃありません。この中は、将来、三股町が必要とする、こういうふうにあってほしいという事業等をまんべんなく提案しておりますので、ですから、これイコール10年間で全てができる、5年間でできるというふうな理解の仕方はいたしてほしくないな、ただそういう方向を目指して町としては頑張るんだというふうな、そういう目標としての理解もお願いしたいなと思います。

ですから、3カ年実施計画も皆さん方にお配りしますが、しかしそれが3カ年で全てできるかとなると、それはちょっと目標としての計画でありまして、それをローリングしていく場

合も多々あるということでご理解いただいて、今のこういう歴史資料館みたいなもの、それについてもどんなふうに今のある文化財を収納するか、これはもう以前からの課題でございます。今、この現在あるところが、非常に物置みたいな状況になっておりますので、どうか町民の皆さんに見せる、そういうスペースを確保したいなというふうに考えているわけなんです、そのためには新たにつくるのか、今言われたように文化、図書館の跡に移動するのか、あるいはまた駅周辺のところで空き家といいますか、ある程度の古民家を有効に活用するような展示スペースはないのか、そういうふうな意味合いも含めていろんな多面的に検討はさせていただきたいなというように思います。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 最初に町長言われましたけれども、創意工夫でということでしたので、この中にあるやつは1回はやろうとされた、しかしこうこうこういう理由でできなかったというのがぱっと説明できるようにあってほしいと思います。検討したというのは程度の差がありますので、ちゃんとこの計画に乗ろうとしたけれども、こういう理由で次に延ばすことになったとか、そういうのがほしいと思います。

次にまいります。

文化財、文化財のことばかりで申しわけないんですけど、都城でご存じと思いますが、こういう本が非常に人気があります。非常に中身が読みごたえがあって素晴らしいです。都城市の「都城の歴史と人物」、もう1冊あったんですけども、都城市の文化財、もっと大きいやつがあります。これも田中書店でちゃんと売っています。山積みになっております。こういうふうなものが三股に欲しいなと思います。三股には、じゃあそれだけの歴史がないのかといいますと、あるんです。狭いなりにそれなりのボリュームのある歴史があります。ひょっとしたら都城よりもいい部分があるかもしれません。

この総合計画の中にもありますが、文化財をふるさと学習の教材として活用するとか、それから社会科副読本、歴史資料の編さん、これは町史で行われておりますけれども、社会科副読本等々ありますけれども、これはスタートは都城の副読本からスタートしたということで、増補、改訂何回か行われております。

三股の場合にもこの副教材、発行予定を教育委員会がするというふうに私は理解しているんですけども、この場合、発行予定をいつごろにする予定で取り組まれていますか、伺います。

○議長（福永 廣文君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 今、都城市の副教材といいますか、わかりやすい資料、町民向けの資料のことだろうと思いますけども、その発表予定につきましては、町史編さんが29年度には

一応完成予定です。それが30年度の町史、町制施行70周年に向けて今やっておりますので、その完成と同時に完成して暁にいわゆる町民向けのわかりやすい資料というのを新たにまた編さんして発行したいというふうには考えているところでございます。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） よろしくお願ひします。小学校で使われている社会科副読本、物すごく物足りません。ごらんになった方いらっしゃるかと思ひますけれども、本当に物足りないんですけど、郷土資料という面から副読本を見ますと物足りません。やっぱり三股に住む方が、三股のことを知っている方がつくられないことには教科書に準じたようなものになってしまいがちではないかと思ひます。小学生3、4年生ですから、どこまでのものが必要かという問題がありますけれども、余りにも三股町を表面をなぞっただけの内容ではないかと思ひますので、その点もよろしくお願ひいたします。

都城市で発行していますいろんな本につきましても、三島通庸さんのことはさほど大きく取り上げてありません。この三島さんのように都城市では余り重要視されていない中にも三股には大きな意義があるものが意外と多くあるようです。

きのうも質問でありましたけれども、沖水川改修史とか、こういうものも三股にかなりのものがあるようですし、ほかにも「先人の偉業に学び、郷土愛と開拓精神を持って明るく豊かな町をつくる」という、三股町民憲章の理念に真剣に向き合うことでも三股らしさを見つけることは十分に可能だと思ひます。

それで三島通庸公を使った町おこしについて伺ひます。

12月議会でも私は取り上げていますが、再度取り上げます。

資料の3に那須野が原博物館開館10周年記念誌から抜粋したものを掲載していますのでごらんください。

三股小学校に三島公の胸像がありますが、その横によく三島公の説明版が設置されました。内容的には物足りなさを感じますが、初めの一歩というところでしょうか。物足りないという理由は、三島公が三股を開拓しただけの人であったようなところですか。ローカルな人では決してありません。メジャーな人です。明治初期の日本においてなくてはならない偉大な人であったという部分にまで説明が及んでいないというところがちょっと物足りなさを感じるようです。

栃木県那須塩原市、この抜粋してある那須野が原博物館のあるところですが、これによりますと三島の原点は都城にあると評価されています。この場合の都城とは三股のことです。三島の原点である三股でその業績を余り評価していないように感じています。改めて、三島公のことについてその業績を広く知らしめる、いわゆる検証することということについてどのように考えられますか、伺ひます。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（大脇 哲朗君） 第5次三股町総合計画後期基本計画におけるまちづくりに関する本町の特性といたしまして、文教精神が息づく文教の町という項目では、町の基礎を築き、教育を振興した三島公を、そして豊かな伝統文化を継承する町の項目では、多種多様な文化財の魅力を掲げておりまして、このような地域資源を生かすことが町全体の発展に結びつくものと考えております。

先人の功績を含め、自分たちが暮らす地域の文化、歴史などの地域資源を把握、理解、活用することによって地域の特性を生かした暮らしやすいまちづくりが実現していくものであると思っています。

具体的なのは、三島公ということでは言われましたけど、先人たちの功績をまちづくりに生かしていくことというのは重要なことだというふうには認識しています。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 三島公については、特別予定はないということですね、具体的な行動としては。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（大脇 哲朗君） 昨年9月議会でも三島通庸関連史跡ということで、早馬神社に開拓史の碑と山王原に残る通称三島道路、これについて今後検討していくというお答えをさせていただいております。

三島通庸公が三股町における功績というものをなかなかまとめた資料がございませんので、ひもときながら、そして町史編さんとあわせたような形で検討していくのが一番いいのかなというふうに思っております。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 実際今言われましたように、三島公の業績を記したものがないんです。あるのを待ってやるというんだっただけできないということなんです。ないけれども、ちゃんと外部では評価されているという事実があります。そういうのをきっかけにしてやらないことには、考えているだけでやらないのと同じになるのではないのかなと思いますが、どうでしょう。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（大脇 哲朗君） 現在、その言われるように町の資料としてはあまり残っていない状況かなというふうに判断しております。ですから、この都城、三股を含めた形でこの人の功績を、三股町だけではなく、都城市も歩調を合わせるといいですか、一緒になって功績をまとめ上げていくというのが、まず大切ではないかなというふうには思っています。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 私が生きている間に何か欲しいんです、どっちかっというと。都城と歩調を合わせる必要があるのかなのかというの、単独町政という意味から言ったらあるような気もします。こちらがリーダーシップをとってもいいんじゃないか。向こうと歩調を合わせてあっちを待つ必要もない。先ほど言いましたように、都城の資料では三島公はそう大きくは取り上げてありません。それを三股が待ったら大きく取り上げないのと同じではないかと思えます。どっかとか、どこでも伝承として書いてあるところはいっぱいあります。ちゃんと事実があるからどうのこうの。その資料があったとしても、それを誰がいつどこで書いたのか、そこを疑問符を持ったらば、それは事実じゃなくなります。だから、そこに住んでいる人たちが熱い思いを持っていれば、できるんじゃないかと思うんです。そういうことを何回も9月、12月、3月と、また次の9月も言おうと思えますけれども、とにかく何かこう足がかりができるまで欲しいと思います。できないとできません、今の状態では。もうそれはなくてもいいのか。けど、三股文教の町というのをつくり上げたのは三島公と誰もが知っているんです、認めているんです、答弁の中で何回もあります。ということは、あるということなんです。それを足がかりにしていいいんじゃないかなと単純に思うんですけども、なぜできないのか不思議です。

まだ続けていきます。次に。時間がなくなりますので、次行きますが、東飛行場及び梶山城につきまして、現状等を伺います。

○議長（福永 廣文君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 今のご質問にお答えする前に、先ほど副教材のことについてちょっとお話があるようでしたけど、副教材というのは小学校3、4年生向けの副教材ですので、これ一般町民向けではございませんので、そのところをご理解いただきたいというふうに思っております。内容は、だから3、4年生向けだということでございます。それと都城市につきましても、それは副教材ではございません、町民向けの資料でございます。これをご理解いただきたいと思います。

続きまして、東飛行場の調査につきましては、3月議会でもお答えいたしました。聞き取り調査から得られた情報を整理しまして、記録と保存に努めているところです。今後は、これらの情報を精査し、関係資料とすり合わせを行いながら、町史の原稿執筆を進めていく予定であります。

梶山城につきましては、27年度に引き続き、28年度も土地開発公社の予算で用地購入を行う計画です。よろしいでしょうか。現在のところは購入に必要とされる農地転用等のさまざまな手続に時間がかかっており、計画はおくれています。その点につきましては、地権者の方々に情報提供を行い、理解をいただきながら事業を推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 梶山城につきましては、十数年前、それから東飛行場につきましては何年前かちょっとわかりませんが、同じようにならなりました経緯があります。特に梶山城につきましては、地元の人たちが同じことになりやしないかと心配している方もかなりいらっしゃいますので、途中、途中で経過報告を何らかの形でしていただくとありがたいと思っております。

これにつきましても、私は生きているうちに何かこう形を見たいんですけども、非常に遅々として進まずというところですので、ぜひ町長お願いいたします。

三股再発見という関連でこれからもいろいろと行政としての対応について聞いていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

今回、もう一つその関連で伺いますけれども、寺柱関所跡と牛の峠までの通りを一体化したものと、文化財指定はできないかということをお聞きしたいと思っておりますけれども、もっと欲を言うならば、寺柱街道を含めたものであると、あの庄内地理志の世界を疑似体験できる文化財となるのではないかなと思います。そのためには、さまざまな整備等でお金に関係してきますが、観光の振興にもつながるものはないかと思っております。ただ、三股に限らず、文化財関係には予算がつきにくいと聞くことがあります。

しかし、現在は歴史に興味を持つ女性、歴女というんでしょうか、それから登山とか山歩きの興味を持つ女性、山ガールとかいわれますけれども、文化財や山歩きの関心を持つ方々がふえている傾向にあります。このような傾向は、地域活性化にはもちろんのこと、活用次第では産業の振興にも十分に役に立つと思えます。このような意味も含めて町指定の文化財をふやし、活用することについてのお考えを伺います。

○議長（福永 廣文君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 疑似体験できる文化財についてであります。都城島津家の庄内地理志等のような歴史資料をひもときますと、一例として江戸時代に幕府から全国に派遣された巡見使が挙げられます。

巡見使は、飢肥藩から牛の峠を越えて寺柱街道を通過しておりますので、疑似体験のコースの一つとして考えることができます。ただ、寺柱番所から牛の峠までの道は一部が崩れていますので、通行できないのが現状であります。

また、寺柱街道自体は一般的な公道ですので、文化財指定は困難と考えております。教育課としましては、文化財愛護の意識の高揚を図るために、寺柱街道及び梶山街道における標柱設置について検討したいと考えております。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 公道であるのでということですがけれども、意識を植えつけるという意味で、今言われたように標柱を都城市にしかない標柱を三股にも何カ所かというので、この疑似体験しようと思えばできるというような体制だけはつくっていただくことができればなと思います。もちろん登山道の一部崩れたところがありますので、そこいらを迂回でもそう長い距離ではありませんので、迂回をつくるとか、そういう工夫ができないかなと思います。お金が裏づけとしてなければいけませんので、簡単にはできないと思いますが、そういう面的な広がりでの文化財に親しむ町というの、ひとつおもしろいのではないかなと思います。よろしく、今後とも考えておいていただきたいと思います。

次に、やさしさとぬくもりにあふれる健康・福祉のまちづくりについての部分から伺います。資料では4になります。

やさしさとぬくもりにあふれる健康・福祉のまちづくりとありますが、現実を見ますとかなりハードルは高いように思います。総合計画書の88ページからの地域福祉の充実、子育て支援の充実、高齢者福祉の充実について、問題点がいろいろと挙げてあります。例えば、地域における相互扶助機能の低下が問題視されるとか、家庭や地域社会での子育て機能が低下しているとか、地域での相互扶助意識の低下も深刻な問題とか、さまざまな部分で書いてありますけれども、これらの中にある地域とか地域社会という言葉の意味の中に自治公民館の占める割合はどの程度を考慮しておられるかということと、このような問題解決にどの程度まで自治公民館活動に期待しているのかについて伺います。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 第5次三股町総合計画の中の福祉面でございますけれども、その中で自治公民館の期待というところでの回答をさせていただきます。

近年、核家族化や都市化の進行に伴いまして、ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦だけの世帯が年々増加しておりまして、あわせて家族や地域とのつながりを持たず、社会的に孤立するといった高齢者もふえております。

このような中、地域において、サロン活動や災害時の要援護者への支援を初め、地域の活性化対策、防犯・防災対策、環境美化の取り組みなどに自治公民館が大変重要な役割を担っておりまして、町の事務事業を執行する上でも自治公民館の協力は欠かせないものというふうになっております。

最近、自治公民館への加入率が伸び悩んでいる状況ではありますが、地域の高齢者の方が住みなれた家庭や地域で生き生きと安全で安心な生活をおくることができるよう、自治公民館の活動に今後も期待が大であります。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） きのうも答弁の中で、自主防災組織としての機能を自治公民館に期待するということがありましたけど、それは当然のことで一番の核となるとは思いますが、加入率がどうしても落ちている、伸び悩んでいるというようなことですので、もう1回自治公民館のあり方について考えていく必要があるのではないかなと強く思います。

関連がありますので、みんなで創ろう、みまたん地域づくり推進事業補助金、先日までありましたけれども、応募状況はどんなものでしょうか、伺います。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（大脇 哲朗君） みんなで創ろう、みまたん地域づくり推進事業、特色ある地域づくりに取り組む団体の補助金を交付するものであり、自治公民館は対象としていないところがございます。

先ほど、今何件かという質問でございますけれども、もう締め切りまして、7件の申請があったところでございます。

本日、その審査会を開いておるところでございます。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 今、自治公民館は対象としてないということを言われましたけれども、実際、自治公民館は行政の委任事務機能のようなものが中心であると思っております。自治という部分があまり目立たないのが現実なんです。けど、この自治という部分を活性化することが地域の活性化に直結するのではないかなと思います。このように考えると、この補助金の件なんですけれども、みまたん地域づくり推進事業補助金の対象団体に自治公民館を加えてもいいのではないかなと思っております。今はできないと言われましたので、再度お願いします。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（大脇 哲朗君） 以前、地区単位や自治公民館単位で取り組む事業に対しまして、補助金を交付する事業を行ってございましたけれども、地域活性化に一定に効果を果たしてきたものの、次第に運動会や夏祭りなど、自治公民館の恒例事業への充当が多くなり、地域振興への補助効果が薄れ、現在のような地域づくり団体等への補助と変わってきたものでございます。

なお、活動に対する今までの自治公民館単位への補助、こちらは自治公民館組織活動交付金の中で地域割額として交付しているものでございます。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） よくわかります、それは。これまでどおりの活動にプラスして地域活性化のために何かをやろうとした場合なんです、私が言いたいのは。そういう場合に、どうせ、今この事業の中にもありましたけれども、審査会が設けてあって、審査をして決定するとあ

るわけですから、対象団体から外す必要はないんじゃないかなと思うんです。応募させて、審査した上で、運動会とか夏祭りとか、それに充当するような計画であれば外せばいいわけですから、ちょっとやろうとする自治公民館があれば、積極的に入ってもらったほうが地域と見た場合には活性化するんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（大脇 哲朗君） 先ほども言いましたけれども、そのかわりということで、地域割額というのを設けてまして各自治公民館に活動費の中で……。

○議員（2番 楠原 更三君） いつからですか。

○企画政策課長（大脇 哲朗君） 各地域割、集落ですか。例えばの話でよろしいですか。山王原自治公民館を例に挙げますと10万円です。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） その時期がいつからです。

○企画政策課長（大脇 哲朗君） 当初、みまたん夢あるふるさとづくりということで、1地区50万円でスタートしたのがこの事業でございまして、そちらが平成10年度だったんですけれども、それが先ほど言いましたとおり、だんだん活性化に本当に補助効果というのは該当するのかなというところで、17年度だと思っておりますけれども、はめつけ三股地域づくり事業ということで、何回か見直ししてきているんですけれども、そのころからこの自治公民館へ地域割額を設けてまして、そちらのほうで対応してもらっているということです。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） だから、審査会があるわけですから、それはそれとして、この推進事業の中に審査会があるわけですから、自治公民館を入れてどうでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（大脇 哲朗君） まず、補助要綱がございまして、補助要綱の中には既に補助を受けている団体には補助しないという規定がございまして、そこでまずはじかれてしまうということでございます。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 目的は何ですか。活性化ですよ。地域活性化が一番の目的ですよ。そのために活動を行おうとする自治公民館があれば、従来の活動にプラスしてという意味ですよ、であれば、対象団体としておかしくないんじゃないですか。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 今、企画課長がお話しましたように、この地域づくり、ふるさとづくりということで、当初、公民館のほうで独自事業をいろいろやっってください、検討してください

ということで50万円、その後30万円になったみたいなんですけど、そういう形で地域に流しまして、いろんな活動、おねっこをやったり、そしてまた夏祭り、そのほかにもいろんな地域の特性を生かした独自の事業を展開されてきました。そして、新たに、もうこの事業自体が目的を達成したなということで、もうゼロにしようかなと町のほうで、後は自主事業という形で、補助事業はきっかけづくりですから、後はもう自分たちの財源でやっていただくというのが基本的なスタンスということでもあります。

それで切ろうとしたんですが、やはり自治公民館はもうそれを定例化していけば、やはりこれはなかなか補助金がカットできない、これはどちらかというと、自治公民館の通常事業の一環を担っているというようなことで、そちらのほうの地域割という形での補助金をという形で流したところがございます。

それから、みんなでつくろうみまたん造りやそれ以外のやはり自治公民館とは別な、要するに若者とかあるいはまた女性とかいろんな形で取り組む団体に対する予算措置をしよう、そういうふうな人材育成をしようというようなところでつくっておりますので、自治公民館は対象外、要するに自治公民館は自治公民館の中での予算の枠内で独自事業を地域割とやっているわけですから、その中で新たに考えていただきたいというふうに思っております。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） もう時間がなくなっただけですけども、もうちょっとこれに食いつきます。

じゃあ、今30自治公民館がありますけれども、この30自治公民館で自治と夏祭り、敬老会、正月のおねっこ、これを除いて自治らしいものを行っている例があったら教えてください。

○議長（福永 廣文君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 自治活動ですので、それぞれの公民館によって活動はそれぞれ違います。おねっこがないところあります、あるところがあります、これ敬老会もそれぞれ考え方も違えば、時期も違います。だから、自治活動でそれらの地域の実態に応じてそれぞれの活動をやっています。地域おこしのものもあるでしょうし、それとまた別にももちろん全ての自治公民館の活動は地域おこしであったり、絆づくりであったり、人間づくり、豊かなまちづくりやっていますので、それぞれの自治に応じた活動がありますので、それを今ずっと申し上げることは資料ありませんのでできませんが、町内全て30のバラエティーに富んだ活動はしております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 私も何人かの新しくなられた公民館長さんとお話する機会があるんですけども、ないんです、これといったものが。お金を新たに使うような。去年もおとし

もずっとやってる。今度、新しくやろうとした場合に、この地域活性化というのを念頭に置いて、どっかの団体がぽんと来た、何人かの集まりでやって、これもいいとは思いますが、地域として面的な広がりとしての活性化をやろうとした場合には、自治公民館が一番動くと思うんです。一番大きな範囲を占め、大きな人数を持っていると思いますけれども、そういうところは活性化しようとしたときの一つのきっかけになるんじゃないかなと思います。審査会があるからちゃんと要綱をつくろう、内容を絞って。そして、それを出す、はじかれたら、それまた次頑張ろうとなるんじゃないかなと思うんです。そういう機会、プレゼンを行う、自治公民館として活性化のためのプレゼンを行うような場というのがあれば、公民館が活性化するんじゃないかと思いますが、どんなものでしょうか。企画政策課長さん。

○議長（福永 廣文君） 副町長。

○副町長（西村 尚彦君） みんなで創ろうみまたん地域づくりは、私はちょうど企画に地域政策室にいるときにやったんですけど、実はちょっとその話をしたいんですが、楠原議員が言われるように、確かに地域の活性化というのは自治公民館単位というのが非常に中心だろう、対象も広いということなんです、実際、この始めた当時、参加者の声が多かったのはですね、例えば地域の中でいろんなことをやりたい、若者がやりたい、婦人部がやりたい、地域の公民館長に申し出に行ったら、その予算はない、それはもう今度のに入っていない、いや、新しい活性化ですからやりたいという意見もあったというのもいろいろ含めて、要するに自治公民館の活動の中、当然自治公民館の全員の対象なんです、そういう中でもっと小さい単位で自分たちでいろいろやりたい、予算をもらいたい、若者が。いや、それはないよとそういうのも助けてあげようというのも一つあったということで。ですから、決して自治公民館が当然、自治活動、全体の地域の活動をするのが当たり前なんです、その中でも例えば若者とか女性とかいろんな人たちが、例えば自治公民館を越えて、例えばいろんなコンサートをやるとか、駅前でいろんなことをやるとか、あるいは趣味の方もいます。この人たちも当然地域の活性化、自治の活性化をやっていると思います。だから、今それまでは、先ほど町長も言いましたように、50万、30万というあくまでも自治公民館の単位の中のお金しかなかったのが、そういう自治公民館を越えて、メンバーを越えてできるというのがあったというのが一つあったというのも理由にあります。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（大脇 哲朗君） 先ほどもちょっと言いましたけれども、やっぱり要綱にある以上は要綱どおりにいかしていただきたい。こういうご意見もございましたので、もう1回要綱のほうについて庁舎内で検討というか、話す議題とはしていきたいと思っておりますけれども、基本、きょうもそうなんですけれども、活動するメンバーの名前を入れていただくんです。ですから、A

さん、Bさん、Cさん、Dさんということで、この人たちがこういう活動、地域おこしをやっていきます。ですから、それに参加する人たちじゃなくて、仕掛け人のほうの名前なんです。自治公民館というふうになりますと、集落の方全員が対象で起こしていかなきゃいけないという立場になりますので、参加する側ではない、ですから、地域を活性化させるために何人かの人たちがそこで立ち上がって、任意の団体ですから、団体を立ち上げて、自分たちの地域のため、自治公民館に範囲があってもそれは構わないということになりますので、そのために起こされることについては、問題はないわけであって、自治公民館ということ補助団体とするには若干無理があるのかなというふうには思っております。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 要綱を変えてください。それから、さっき副町長言われましたけれども、いろんな人がいろいろアイデアを出す場があってもいいんじゃないかということなんです。その中に自治公民館があってもいいんじゃないかなというぐらいの気持ちで言っているんですけども、最初から削ってしまえば、気持ちを持つてる団体があっても出せないから出さない。何かのきっかけになるんじゃないかなと思いますけれども、今回はこれで下がります。また次回お願いします。

先がありますので、進めます。

もう一つですけど、地域活性化として、きのうもよそ者、若者、何とかというのがありましたけども、地元の間人でもできると思っています。若者でなくてもできると思っています。だから、そのきっかけとして、こういうような何か役場がやるようなもの、参加できるかどうかというところにも問題があるんじゃないかなと思います。面倒くさくはないと思いますよ。「あ、こんげなアイデアが出た、こんげなアイデアが出た、いいね」というような雰囲気があればいいんじゃないでしょうか。単純にそう思うだけです。

次、行きます。

3月議会で、児童館・児童クラブについての質問がありました。児童館は10カ所、小学校3年生まで40人というような条件とか制限が答弁の中にありましたけれども、児童館や児童クラブを利用する場合の条件にどのようなものがあるのかということ、その理由を伺います。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） この質問は、第5次三股町総合計画のやさしさとぬくもりにあふれる健康・福祉のまちづくりの中から、児童館や児童クラブ等の子育て支援事業について、これまでの経緯、そしてさらに現在の状況と踏まえて、ご質問に担当課長から回答をさせていただきます。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（内村 陽一郎君） 児童館を利用年齢制限というようなことがあります。これは児童

福祉法第4条に基づいて、18歳未満児童というのが定義づけされていて、同じ同法の6条の3、2項の中で児童クラブについては、小学就学というような規定がございます。

児童クラブについては、おおむね1つの施設に40人以下と今お話しされたようにありますので、それにのっかって一応3年生というようなことを原則で設けているというようなことでもあります。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） そういう基本的な条件があるのに、地域によって違いがあるんです。その違いは、公平性という面から見ても問題であると思いますけれども、こういう問題、公平性に問題があるということをご認識されていますか。そして、どうされたいと思われませんか。お伺いします。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（内村 陽一郎君） 今ご指摘のことというのは、例えば、長田地区とか児童が少ないところであれば、小学6年生まで、そして多いところであれば40人の制限の枠できるということの不公平性ということによろしかったでしょうか。

○議員（2番 楠原 更三君） はい。

○福祉課長（内村 陽一郎君） これにつきましては、基本的にそういう認識がございましたという経緯を踏まえ、実績として山王原児童館の、後に出てきますが、山王原児童館等の利用状況等についても確認といったものをして、そしてその利用の少ないという状況を勘案しまして、そういう条件づけをしている部分もございます。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 今言われましたけれども、山王原には児童館がありません。そのなくなった理由をお伺いします。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（内村 陽一郎君） これまでの経緯をひもといてみたところでお答えをしたいと思います。山王原、平成20年度に設置した児童館の検討会議の協議で、基本的には1小学校区に1カ所の施設において放課後児童クラブを開設するというようなことを話しております。

放課後子供施設整備実施計画に沿って、平成30年度までに児童館の統合、移転、改築に着手していく、これはもう新しい総合計画の中でもうたっています。

三股小校区内の児童館については、学校からの距離が下校時の安全面も心配される、結構遠い距離にあるというようなことの認識で、また児童の減少とともに利用児童が少なくなっているというようなことがございました。そこで、上米、東原、新馬場はその改修等に県、国の補助金を

受けて間も無かった、そういうことで補助金等の適正化法の適用を受けるためには、まずは適正化法を受けない山王原、ここが一番古いというところでした、そういったところで三股小児童クラブに移転統合をするというような経緯がございます。

その中で、先ほど言いましたように山王原児童館の利用状況、これは1回、地域福祉センターという位置づけの中でそれも含めての利用を見ていったという経緯がございます。日にゼロ人というような状況も確認して、利用者の少なさというものを勘案し、廃止に至ったという経緯でございます。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 私の家、山王原ですけれども、子供が放課後になる時間は今、道路上で遊んでいる風景を頻繁に見ます。あちこちで見ます。地域とすれば、子供の声があちこちからして、活気を感じて懐かしく思うんですけれども、いいんですけれども、私がお願いしたいのは児童クラブではなくて児童館なんです。それがあればなとつくづく思いますし、最近、保護者からそういう声を頻繁に聞くようになりました。近い将来、現在の制度が変わる方向にありますので、将来的にはどうのこうのという答えが返ってくるかもしれませんが、これは今現在の問題なんです。

旧児童館、地域福祉センターとなりましたけど、これがありますが、この資料のほうにも地域福祉センターの設置及び管理に関する条例、町の。それから、地域福祉センター管理運営規則から第2条を載せておりますけれども、この地域福祉センターとは何なのかという、どういう目的で設置されているのかということがよくわかりません。お伺いします。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（内村 陽一郎君） まず、地域福祉センターという位置づけでは、年齢の枠を超えているということが一つ大きなことであると思います。児童から一般、学生においては中学生、高校生を問わないという形での年齢の枠というものが除かれているというところが大きなものであろうと思っております。

ですから、それを含めた利用のされ方、今現在では、サロンとして月数回使われている状況がございます。そういったことで、地域の活用の広範さという意味では地域福祉センターがあるのかなというふうには思っています。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 月に数回ではなくて、月に2回です。そのために金をかけています。月に2回なんです。もったいないです。あとは使われていないんです。そして、この管理運営規則第2条だけを抜き出しましたけども、「児童指導員を置くことができる」とあります。この児童指導員を置くことができるというのはどういう意味なのかを教えてください。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（内村 陽一郎君） ご指摘によることですが、児童がそこに遊びに来たときに対応する指導員という位置づけということで確認をしております。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 資料のほうにも挙げておりますけども、児童指導員とは何なのかということで出しておりました。児童指導員の職場として、福祉介護の仕事情報室、これ高校生が使う資料ですけれども、こっから抜粋してますけれども、児童指導員の職場として、そこにこう書いてあります。こういうのを想定されているんでしょうか、伺います。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（内村 陽一郎君） 当時、児童指導を置くことができる児童指導員は、そこに児童館としての機能が、子供が、児童が遊びに来たときの指導する立場という意味、位置づけだというふうに記録があります。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） ということは、おかしいということはもう認識されてますね。児童指導員以外に児童構成員、これが児童館の方々、それからクラブが放課後児童支援員、または放課後児童クラブ指導員と正式名称になっていまして、ここにある児童指導員というのは、ここにあるような「何らかの事情で親元を離れて暮らす子供たちを預かる施設、知的障害児、身体障害児の世話をする施設が主な職場」というところですので、山王原、この地域福祉センターというのはそれから外れると理解するのか、そういうふうに使う予定で設置されているのか伺います。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（内村 陽一郎君） 今のご質問に対する正確な答えっていうのが難しい部分がございますが、基本的には地域センターあるいは児童館という部分の設定においての今までの経緯を見ますと、あの施設を有効活用しようという気持ちは今までの経緯の中にもあった、ただし児童クラブとして見ていくというような経緯の中で地域センターと位置づけをした、そしてそこに児童も当然来るということでの指導員という流れが今まであります。ですから、それをいくらかも出るものではない。今、議員がおっしゃるような正確な定義づけの中では、少々外れるかもしれませんが、その認識は児童が訪れたときの、あくまでもそれを対象とする位置づけというふうに認識をしております。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 正式な決まりですので、直すところは直していただきたいと思っております。

それから、今言われたように、子供たちを面倒を見るというような意味であれば、もし保護者

のほうから要望があれば、あそこ児童館として新しい制度が始まるまでの間、使えるようにしていただくことは考えられないでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（内村 陽一郎君） その点につきましては、これまでの経緯とか、今のご要望等の勘案をしまして、内部において再度議論をしていきたいというふうには考えます。ただ、その答えについては、現在持ちませんので、その時間はいただきたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） ぜひ、前向きにお願いいたします。山王原には108名、三股小学校の子供が在籍しておりますので、その子供たちのかなりの数が児童クラブ、1年生しか入れませんので、それから児童館がありません、ほかの児童館に遠く離れたところまで行っておるといのが現状ですので、ぜひあそこを使えるように考えていただきたいと思っております。

それから、この放課後の時間というのは、資料によりますと何と1,600時間あるというんです。低学年の子供が学校にいる時間は年間1,200時間、対して放課後の時間は1,600時間ある。この1,600時間というのをどう過ごさせるかというのは物すごく大事なことであると思いますし、質の高い時間とならなければいけない。ただ預かっているだけではいけないと思います。

そのためには、この支援する方々の条件というのが今のままでいいのかということです。普通、給料が高いイコール仕事の質をあらわす、給料が仕事の質をあらわすような感覚があると思います。そういう面からいきますと、この支援員の方々の今の状況、時間にしても給料にしても、このような労働環境についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 先ほどの山王原の福祉センターの取り扱いですけれども、これについては町としてこの児童館に復帰する、児童館に元に戻す、そういう考えは全くありません。ここについては、今までの経緯含めて、これからの児童館のあり方というのを検討しまして、どちらかというところと集約していく、1小学校に1放課後児童クラブをつくる、そしてそれと離れたところについては、要するに小学校を含めたところについては、児童館を残す。要するに児童館を残すということで児童館自体は児童構成員が2人必要ですから、そういう人的な部分を含めて町としての考え方を今整理しているところでございます。そして、この上米とか、ほかにもいろいろありますけれども、それについての館については地元を集落館として受けてもらえてないか、そういう考え方の中で今は検討をいたしております。

今回、言われるようにこの地域福祉センター、ここにはこの指導員というのを置けるという形で、置く形でいける、つまり、そういう放課後児童クラブに行けない子たち、そういう子たちが

結構いらっしゃれば、その子供たちを面倒を見るといいますか、要するに館を解放する、その中で子供たちが卓球したり、いろんなものづくりとかいろいろできますので、そういう意味合いでの方向性というのは検討ができるというふうに考えておりますので、そのようにご理解いただいて、また実態等、今回はそういう指導員を、前回は置いてましたけれども、しかし子供さんたちがそちらに訪れる児童数が非常に少なかった、あるいはまたゼロだったという実態から、指導員を置かなくなったということじゃないかなと思います。ただ言われるように、子供たちの居場所がなくなれば、子供の居場所というのは大事ですから、そのあたりは検討させていただきたいなと思います。

待遇改善については、また担当課長が回答します。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（内村 陽一郎君） 今、ご指摘がございましたように、放課後指導員労働条件の改善ということで、児童構成員、児童支援員ともに賃金をふやしていくというようなことで進めておりますが、今後もし有料化とか、そういったことが現実出てくれば、また労働条件の改善ということも工夫できるかな。それなしにやる財源というものもまだ見つけられておりませんので、そういったことも含めて今後の努力だろうと思います。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 町長の今の答弁ありましたけど、地域福祉センターに児童館的な役割をつけるということですね。それをぜひお願いしたいと思います。それをお願いしたところでありました。それから、待遇改善等々は予算が必ず伴うものではありますけれども、やっぱり質の高い放課後保育、それをするためにはどうしても必要だと思いますので、ぜひお願いします。

最後の質問になりますけれども、長田へき地保育所の現状と今後について伺います。

後期基本計画の中に長田地区の振興が取り上げられています。具体的な取り組みとしては、きのこの質問にもありました地域おこし協力隊を通しての取り組みが行われようとしていますが、なかなか進まないようですが、それと並行して自力本願的な活性化もなければならぬと思います。当然のことながら、若年人口の確保、そして、幼児・児童の教育環境を整備することです。教育環境の中には、先ほど取り上げましたが、労働条件の改善も含まれることは当然です。

この長田へき地保育所、長田児童館整備がなされていないということは、おわかりかと思えます。先日行きましたら、床がささくれ立ってて、足をちょっとけがするような子も見られますと言われますし、町内唯一のドボン形式の便所です。先ほど言いましたけど、公平性の意味からいきましてもどうするのかというようなこと、お金が関係するでしょうけれども、通告していませんが、長田児童館の件につきまして、活性化絡みで検討されているようなことはないでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（内村 陽一郎君） 今の件につきましては、保育所あるいは児童館、安全でより利用しやすいエリアに、この前、五地区の座談会がありましたときに、町長がその旨の部分については小学校あたりが中央地になり、安全な地域ではないではないだろうかというようなことを五地区の座談会でも申し上げておりますので、そのあたりで一体的な整備が可能かどうか。可能であれば、早急な対応ができるかどうか。その辺を今検討をしているところでございます。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 今のはへき地保育所ですか。

○福祉課長（内村 陽一郎君） 両方。

○議員（2番 楠原 更三君） いいです、はい。へき地保育所につきましては、先日、やまびこ会の評議員会、出席させていただきまして、へき地保育所の運営以下について、検討のための説明資料が配付されました。丁寧な説明が行われましたけれども、現在の問題点が列挙されていましたが、私としましては、単純に町営でありながら、無認可という部分に疑問を持ちましたけれども、この点について伺います。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（内村 陽一郎君） ご指摘どおり、無認可であるということにつきましては、こちらのほうも真剣に捉えていかないといけないわけですが、長田地区というところが、やはり、結局預かっていく、今後地域の活性化に基づく地域であった、あそこから保育所をなくそうとか、そういうことではなくて維持していくためにはどうしたらいいかというのが喧々協議をされ続けていた経緯がございます。これを現実問題として、安全な場所に老朽化を防ぐような形でできればということで、前向きに今検討を詰めておりますので、現在の無認可についてもいい方向でお答えできるようにしたい、無認可がいいとは決して思っておりませんので。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 繰り返しますけれども、長田へき地保育所の現状について、県子供政策課から指導が入ったということを聞いておりますけれども、その内容、問題点を含めて伺います。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（内村 陽一郎君） 現状といたしまして、現在、決して安全でない地域にあるというのが第一の指摘でございます。子供を預かるに場所的に適当かどうかということでございます。

これまでの歴史を踏まえまして、今後早急な対応が必要だろうというふうに思いまして、検討をしているところでございます。

この前の座談会の答弁でも、その辺の回答を町長がしておりますので、以上です。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） じゃあ、建てかえるという方向ということですか。どんなものでしょう。お聞きしたいのは、あの長田地区ですので、なかなか場所がありません。建てかえるということをもし考えられた場合に安全な場所の検討はなされているのでしょうか、伺います。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） この前の座談会でもお話したんですけれども、喫緊の課題としまして、今回の熊本地震も踏まえまして、やはり安全な場所、そしてまた集落の中心地であること、そしてまた小学校と保育園が一体的に教育ができる環境となると学校の周辺かなということで、今、学校側との打ち合わせもしながら早急な対応をしたいなというふうに考えておるところでございます。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） いろいろお金のかかることばっかりで大変だと思いますけれども、その中でも施設設備はもちろんのことながら、先ほど言うておりますように待遇改善、これもぜひお願い、考えていただきたいと思っております。

これで終わります。ありがとうございました。

○議長（福永 廣文君） これより、午後1時30分まで本会議を休憩いたします。

午後0時00分休憩

午後1時27分再開

○議長（福永 廣文君） 全員お揃いでございますので、予定した時間より若干早いですけれども、ただいまから午前中に引き続き、本会議を再開いたします。

発言順位、8番、指宿君。

〔8番 指宿 秋廣君 登壇〕

○議員（8番 指宿 秋廣君） それでは、質問いたしておきたいと思えます。

熊本で発生いたしました地震で被災され、お亡くなりになった方にお悔やみを申し上げますと同時に、被害に遭われた方々が一刻も早い復旧、復興をお祈りを申し上げたいと思えます。

さて、この地震は、皆さんもご存じのとおり、地震の発生する確率が全国的には70%、80%が多くあるのに、熊本は地震発生確率7.6%と巨大地震からは考えられない確率の低さでありました。

しかも、この巨大地震が2回も発生をいたしました。4月14日、震度7の地震が発生して、1回避難した住民の方々を16日に震度7の本震が再び発生をして、就寝中、家の中で過ごされていた方々が、家屋の耐震強度が脆弱になっていたことにより、2回目の本震で被害が増大した

といわれています。

本当にこの近くに原子力発電所が建設されていたら、第二の福島になっていたかもしれないと危惧をしてやみません。安心・安全という言葉がいかに信用できないかが今さらながら考えさせられました。

さて、今議会に通告いたしておきました防災・減災の対策について、質問をいたします。

初めに、防災計画の計画書の見直しは検討されておりますか。平成24年3月改定されております三股町地域防災計画は、熊本での震度7が2回も発生して、被害が甚大で、避難の期間が長くなることは想定していなかったと思います。

そこで、改めてお聞きをいたします。

あとは質問席から質問を行います。

○議長（福永 廣文君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 地域防災計画についてのご質問ですけれども、お答えいたします。

地域防災計画については、災害対策基本法42条に基づき、三股町防災会議が策定する計画であり、その内容は国の防災基本計画に基づき、県の地域防災計画に抵触するものであってはならないということになっております。

また、毎年、地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正しなければならないというふうにされております。

先ほどご質問がございました、24年3月に策定しました計画につきましては、昨年8月に改正をしておりますが、県の地域防災計画が平成28年3月に修正されたことから、本町につきましても修正に向けて検討を始めたところでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 検討されているということのようです。

今さらながら、地域防災計画、見てみました。本当に自分のところに起きるかもしれないという目で見ると、「ん、ここは」というところがあります。

例えば、ダムの記載があつてみたり、三股町にダムは、昔建設計画がありました、しかし、建設計画が確か2カ所あったというふうに記憶しているんですが、2つとも計画倒れのままで、今はもう計画から排除されております。やっぱり、上流域にダムがあれば、それは必要でしょうけれども、それよりも自然の風倒木によるダムという感じのものをつけたすとか、いろいろ考え方はあるんだというふうに思いますが、どれほどの今検討をなされているのか、ちょっとお聞きをいたします。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） ダムの記載等ありますけども、今の防災計画につきましては、昨年8月に改正したときに、宮崎県が公表した南海トラフ大地震の想定に地震の想定を変更した上で見直しを行ったところであります。ダムとかため池等について、まだ詳しく検討している段階じゃないのですけども、一応想定的には県でいう震度7を想定した結果の被害状況等を三股町に当てはめまして訂正を加えたところであります。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 震度7は、国も7が最高というふうになっていますのでそうなんですけれども、登壇して申し上げましたように、震度7が2回も発生してしまったということで、最初の震度7の被害はそんなに大きくなかったというふうに言われています。しかし、木造家屋、それから鉄筋ひっくるめて、耐震強度が極端に弱くなったところを2日後に本震が来て、想定以上の被害が出てしまった、こういうことだというふうに思いますので、やはり机上論のままということにするよりも、起きたものを検討しながら検討するべきだろうというふうに思いますので、益城町が、役場が前の登壇された方も言われましたけど、災害対策本部を置けないというようなことも実際の現状としてありました。そういうことで、検討する段階ではお願いしたいというふうに思っております。

2番目の問題に行きます。

この中の細部ということになるわけですけども、支援施設の新設や増設は検討しているかという形で、一番大きかったのは益城町ですけども、ここは幸いっちゅうたら失礼でしょうけども、イベントの大きな施設が、県の施設があったんです。確か、グランメッセ熊本ですか。そういう大きな施設が県がつくってくれた、そこに避難をみんなしたわけです。

宮崎県には、知事さんがいらっしゃるのかどうかわかりませんが、三股町には県の施設はゼロです。やっぱりそういうことをするためには危険分散ということもひっくるめて、南海トラフが三股町や都城市に来るはずがないわけで、津波がという想定だけすると、そうすると危険分散、それから後方支援等々ひっくるめると、県からそういうことも考えられるような施設をつくって動かす。いつもは生きた施設である、しかし、そういうものについてはこういうふうにするという考え方があって、やっぱり県も紙で施設計画をつくるだけではなくて、何か考えてほしいなというふうに思っています。

県がされるからということで逃げるのではなくて、県も、私の感覚でいくと、県庁のところに今度災害対策本部がついたような特別施設をつくるらしいですが、巨大地震が来たら、あそこ一発でつかるとなると私自身は思っています。

そういうことで、本部形式がなくなることも想定せないかんとかもしれないということも1点

あります。

そういう流れの中で、一つだけ、これは聞いておきたいというふうに思ったのが、エコノミークラス症候群といわれるものですが、体を丸めて、もしくは折りたたんで就寝、同じ姿勢をとったことによって血の塊ができ、それによって地震で助かったんだけども関連で亡くなってしまったということがあります。

そうすると、どういうところにいつてるのかといたら、みんな、例えばペットがいる、もしくは小っちゃい子供がいるということで、先ほど言ったグランメッセ熊本に行ったけれども、その駐車場で暮らした、結構多いんですね。そういうところからいうと、仮設住宅をつくるという以前に、とりあえず車で逃げ込むというようなことを想定した水回り、それから下水回りというのは少し考える範疇にあるのかどうかお聞きをいたします。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 施設の新設、増設を検討しているかということであると思います。

確かに、熊本地震においては、車の中で多数の方が被災されまして、その後に先ほど言われましたエコノミークラス症候群等によって亡くなられた方がいたということで報告を受けております。

本町の防災計画では、支援施設として避難所、広域避難所、救護所、物資集積所、炊き出し施設及びがれき処理施設などが挙げられております。

避難所につきましては、28施設、約8,000人収容で指定しているところではありますが、そのうち、福祉避難所は元気の杜と清流園のみでありまして、対象者がふえていることから、民間施設等との協力を検討しておるところであります。

また、避難所が不足する場合は、学校の校舎等も利用するというを考えているところです。

物資集積所は、文化会館となっておりますけれども、文化会館は指定避難所にもなっているところであります。昨年度、西部地区体育館が完成したことから、それぞれの施設について検討しているところです。

熊本においても、がれきの一時保管所の不足が問題となっております。町の一時保管場所はクリーンヒル三股の支援地となっておりますけれども、不足することも想定されますので、町有地及び民有地の借用などを検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） ぜひ想定の中でいうと、やっぱりそういうところに行くことができない、もしくは行ってもそこで寝ることができない。ペットもしくは赤ちゃん等は一日中、24時間機嫌がいいわけではないわけです。子供さんがいらっしゃらない人については、結構耳

につくんだそうです。なれている人はそうでもないでしょうけれども、そうすると、周りから見られることを嫌がって、もしくは舌打ち、ちっとしただけでも、ぴっと響いて、急いでその避難所から出ていくということはあるんだそうです。そういうことからいうと、やっぱり車というのも想定した上でちょっとしてほしい。

ちょっと蛇足ですけども、こういう私は大津に親戚がおりまして、大津は皆さん、ご存じのように熊本市と南阿蘇村との中間に位置します。この大きい益城町のちょうど北側に当たるんです。どういう状況であったかと思ったら、ちょうど本震があったときには、自分はトランポリンに乗ってるかなって感じだった。いつ冷蔵庫にキャスターつけたかなという感じだった。自分が寝ているベッドが90度回転した、単身赴任ですから、家財がなかったからよかったんでしょうけども、それぐらいすごい。余震はどういう感じと言ったら、古いエレベーターを思い出して、あれがとまったときの感覚が一日中続く、だから乗り物酔いをするような感じ、こういう言葉語弊言い方でいろいろあるでしょうけど、そういうのを想像してもらえばいいのかなというふうに思います。

その大津町の話にいきます。大津に、駅前に住んでいるんですけども、大津駅の前に何か今流のベンチではないベンチが4個ある、何でこんなダサいのが置いてあるんだろうか。こんなもん何で壊さないんだ、ずっと思ってた。地震が来て、もう家の中におることができないんで、外に出る、外は公園が駅前、そこに行ったら役場の職員が来て、そのベンチ外したって言います。トイレだった。要するにそれぐらい、トイレです、簡易トイレがそのまま、そのベンチがそのまま固定してある、こういうポンとしてタンクがあって水が出てきた。だからトイレに事欠きませんでした。

要するに、もうそのときに大津町がそういうことを考えていた。先ほど言った7.6ぐらいの地震というのに、そういうことが想定されていたということなんです。

だから、避難所をどうするか、飲み物が大変だ、飲んだ後は何があるかな。生理現象、そういうことを考えると、そういうことの要するに、今度防犯灯をつけると言われますけれど、そこも無線にかわって、もしくは今、最終処理場のところにちょっと近づいたところにそういうものを、もしくは駅にそういうものをつけていうことも考えるに至るんじゃないかと思うんですが、もう1回答弁よろしくをお願いします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 今回の熊本地震は、前にも述べましたけれども、多くの教訓を我々、当事者といたしますか、この安全、安心を担う行政にとって非常に教訓をもたらしたんじゃないかなと思います。

今言われるように、駐車場等がまた避難場所になる、あるいはまた衛生管理、そのあたりも非

常に重要だな、そしてまたペットを飼っていらっしゃる、あるいは赤ちゃん、そういう目配り、気配りといいますか、そういうところのこの避難所のあり方、そういうものを大変教訓になったというふうに考えておりますので、そのあたりを視野に入れながら十分この防災計画の実行性を高めたいというふうに考えております。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） ありがとうございます。そういう感じで、ありがとうございます。東京都知事が言ったことなんです、そうじゃないでしょうけども。

きょうは、指宿が質問に困るやろうって、多分、宮日が思われたのかわかりませんが、特集を組んでいまして、目いっぱいしゃべりたかったようなことをびっしり書いてありました。何ページにもわたって。長期がどうだとか、それから法的な備品がどうだとか、全て載っていました。これを俺が聞いたって、町長はこれ読んでるよなって思いながら、ただ切り抜きだけ、テレビ映るし、向こうからカメラを映ると指宿は新聞を読んじょったととられるといけないんで、きょうは切り抜きしましたが、とりあえず、こういうふうに検証されているということからいうと、今、都城市も三股町も近隣の自治体も全て熊本近辺に派遣していますよね。きょうのこの新聞から言っても罹災証明がまだとれんかい、それから不平、クレームがついて二次審査をしたら、一次審査と二次審査の取り扱いが違う、それがこれにも載ってないというようなところやら、小さいところはいっぱい今から出てくるんだろうというふうに思います。そういう考え方でいって、もう1点だけお聞きをいたします。

私も前は環境の課長でしたから、今の最終処分場がもう胸つき八丁のところに来ています。もちろん、振興スピードはもうとっくに対応が切れてたはずなんですけど、減量化政策で、燃やすという意味ですが、スピードがかんと鈍りました。しかし、二次計画はあるわけです。あそこには、西側は何もなくて、土で壁をしていますから、本来は止水処理施設のところにつくって、あそこが全部処分になるという想定であればできあがっているわけです。

三股町は、特殊な町で、今から先、これから東側に土地を求めても全て水が出てきます。だから、水が出てくるということは、その水の処理もしないと下流に流せないという大変特殊な事情がありますんで、そうするとあそこの延命をしざるを得ないということも、これはもう切実な問題なんですけれども、しかし、とは言え、震災のときの一次にあそこに持って行くということ想定した上でもう少し支援の施設の幅は広がらんかなとか、それからあそこの防水シートがずっときてるわけなんですけど、途中で切れているわけですが、それをもう少し延長して将来に向かえんかなということも考えるんですが、それは町長、その検討の値になるのか、ちょっとお聞きいたします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 言われるように、クリーンヒル三股のあそこの一般廃棄物の集積所も以前の計画ではもう満杯になっていて、次の第二次というところに行かざるを得ない状況でありましたが、ごみの減量化を含めて、そしてまた山田のほうの今度のクリーンセンターができたという関係上、もう少しはあそこの施設を活用できるのかなというふうに考えています。しかし、そう遠くない時期には、やはり二次計画と申しますか、西側のところも検討するを得ない時期にくるのかなと今後の課題だというふうに受けとめています。

今のところ、まだあそこについて今後はどうするかということ具体的には検討いたしておりませんが、やはりこの災害等を含めて、今後も対応策を検討をする時期に差し掛かりつつあるのかなというふうに認識をいたしておるところでございます。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 多分、私の記憶が定かであれば、六、七年前にもう工事にかかっていないと間に合わなかった、要するに、北清に不燃物を持って行くようになってからスピードがかくんと落ちたわけですが、北清で焼却灰まで処分してもらって、高い金を払っているわけですが、だからそういう感じになった。今は、山田に持って行くことでビニール等も全部燃やせるごみですから、もう北清に持って行く量も大分減っただろうと思うんですが、しかし、本来であれば、もうあそこは計画上は進行している、もしくは運用していかん時期だと思います。ゆくゆくするとすれば、早めに検討をされて工事して、新燃岳の例をとるわけでもないんですが、そういうときに土地っていうのはある一定、今のところがあるわけで、相当深いですから、そういう不測の事態には対応できる、ある一定は、全てなるとは言いませんけれども、検討方をそれもよろしくお願ひしたいと思います。

それはもうそれで終わりますが、支援の設備、これは緊急時の6番と少し重複しますのであれですが、昔は三股町役場にもタイヤドーザーがあつて、ちょこっとのものはできたっていうのがあります。今度は食べ物とか、そういうのもそこまで大きくなかったんで、どこも施設も何も設備もせんでよかつたろうと思います。だから、利用するものとして、できればそういう、先ほどもちょっとありましたけども、同じところに同じ施設ではなくて、分散という形も含めて、少し倉庫で食べ物がつぶれたら話にならんわけで、大津町の例をとると大きな店があります、食べ物が、非常食が山ほどあります、だけど、上から天井から落ちてきて店は閉まっていますという形になっていたそうです。そういうことにならないように、ストック要件がいろいろあるでしょうし、食べ物ですからローテもせないかん、お金もかかる、これあるでしょうけれども、少しそこから辺の考え方も、もう1回考え直してほしいと思うんですが、答弁よろしくお願ひします。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 支援設備の見直しということで、重機の方は、また6番でまた出て

くると思いますので、まず支援設備の中で災害備蓄品の整備については平成24年に備蓄目標を立てて、25年から購入を進めているところです。災害備蓄倉庫には、食料及び水以外に避難所用として災害用毛布、床シート、ラジオ、簡易トイレ及び消毒液等の衛生用品を備蓄しているところです。

今回の熊本地震を見ましても、地震発生直後の物資の不足は問題となっていました。現在、目標に向けて備蓄を進めているところでありますけども、まだまだ足りず、目標の見直しが必要になるものと考えています。

国は、支援物資の提供について、これまでの要請によるものから、県の被害想定に基づき、市町村配分を決めたブッシュ型の支援を行うということをしてしておりますので、それを含めて対応していきたいと考えております。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） よろしく申し上げます。

やっぱり、頻度が少ないからということで見逃すと、これを契機にしないと多分ゆとりとむだは紙一重ですから、それは無駄だというふうになりかねませんので、お願いをしておきたいと思えます。

次行きます。長期化、熊本が2カ月過ぎた、まだ当分、この前ですか仮設住宅がどうたらというのででき上がったという話ですけども、そういうところからいうと、町の職員で長期化、社会福祉協議会がしますではなくて、社会福祉協議会もそんなに人がいっぱいいてやってるわけでもないわけで、どうしても役場の正規職員が対応せざるを得ない、そういうことになるに要するに一瞬はきれいに載ってます、どこが何をするとか、だけど長期化した場合、あるいはよそからボランティアが来た場合、ボランティアも本当の献身的なボランティアとそうではないボランティアも結構いるわけですよ。ボランティアを装った空き巣がおったとそれは論外としても、私はこれが専門だからここに行きたいとか、私はこれをやりたいとか結構あるんだそうです。だから、やっぱりそこにもやっぱりベテランの町を熟知した人がこういうことだ、こういうことだというのが必要、ただ割り振るだけではだめということ、それから、専門でびしゃっと話ができないとだめ、いろいろあるようですけども、そういう考え方からいって、やっぱり組織を長期化、例えば1カ月計画にはこうするとか、2カ月はこういう感じになるとかというのをやっぱりこの中に入れてほしいような気がするんですけども、ちょっと答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 地域防災計画においては、基本的に予防対策、応急対策、復旧・復興対策の段階的な対策が示されています。

しかし、災害の種類、規模によって応急対策から復旧・復興対策の段階以降の仕方は大きく変

わってくるものと思います。

特に、今回の熊本地震のような余震が長期間になる場合は、応急対策と復旧・復興対策を同時に行う必要があります、非常に困難な対応が求められてきます。

本町の職員配置は、災害対策本部要員として87名、避難所要員として58名であり、そのほかに消防団に26名が所属しております。災害対策本部体制は長期化した場合においても維持していく必要があります。長期化するような災害が発生した場合は、国、県からの派遣職員、自衛隊からの派遣職員という役割分担を定めるとともに、職員の消防団との調整を図りながら、行政で行うべき分野の一部をボランティア等お願いするなどして対応していきたいと考えています。

なお、ボランティアセンターとしっかりと連携協力していきたいと考えております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 今、答弁の中で消防団というのが出てきました。消防団に加入するということは大変いいことだとは思いますが、これにもやっぱり限度はあるんだろうと思います。役場の非常時にサイレン鳴りました、消防団がどつといたらその課が空ってなったっちゃ、これはもう話にならんわけで、そうすると総務のところでも人事異動するのも大変苦慮するのではないのかなってということからいうと、やっぱりある一定、数っていうのは上限が出てくるのかな、今の段階でいうと、私も消防団に昔入っていたので、どういうものかっていうのは少しは分かっているつもりですけれども、しかし、入ればいいちゅう問題でもないでしょうし、そういうことも考えながら、その人の地位、消防の係は消防団から抜ける、これはもう最低限のあれはあるようですが、ほかにもやっぱり少し考える必要があるのかな、消防団について、やっぱり献身的に協力していただいて、ボランティアでやっていただく、大変うれしいことですが、やっぱりそういう感じでいうと入ることだけがイエスということではないんじゃないのかなというふうに思いますので、先ほどありました消防団26名、やっぱり結構の人数だな、崇高な気持ちには敬意を表しますが、そこら辺も町としても都城のように頭から入れというのは、これは大変いかなものかなという懸念を申し上げておきたいと思います。

長期化になったときに、87名と58名、消防団が26名っていったら役場はほぼ空って話になるんだろうと思います。本来の業務はみんなあるわけで、例えば、戸籍のところであれば転出もあれば転入もあれば印鑑証明もあれば、税務であれば所得証明もあれば、本来の仕事は別にあるわけで、そうするとやっぱり第一段階はこれでいいと思うんですが、次の段階に向けても論議をしてほしいというふうに思いますが、イエスかノーかだけで結構です。お願いします。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） まず、災害対策本部の87名については各部に分かれてそれぞれ対

策を行うほか、先般申し上げました業務継続計画、あの中で災害時でも優先して行う事務と先延ばしする、極端に言えば、事務等を区別していく必要があるかなと考えております。

また、消防団についても、実際、現在は風水害等の場合は、技術職員等については役場の職務のほうについていただいたりということで、調整は行っているところですが、やはり我々もいたしましても長期化というときに何を想定されるのか。やはり、ケース的にいろいろあるんだと思いますけれども、その辺も頭に含めた中で考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） そういうことでよろしく願いをします。

次に行きます。他市町村との連携、前も非常時の備蓄倉庫を三股町にどこかと契約してつくることはできんかとか、空き家を利用してその確保にできんかとか、いろいろ私は質問をしたことを記憶いたしております。

沿岸部と契約をする、もしくは遠く離れたところと姉妹提携でもやる、いろんなことが想定できると思うんですが、そういう流れでほかの市町村と地震、とらまえてもいいんですけど、連携もしくは町内じゃなしで県内の限られたとこと限らず、姉妹都市みたいな感じでやられて連携をするという形は考えられておりませんか。連携強化についてお願いします。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 他市町村との連携についてということで、県内市町村間においては、宮崎縣市町村防災相互応援協定に応援項目、手続、実施等についての定めがあります。県内での全体協議がないところであります。この協定も実効性があるものとして連携を図る目的で南海トラフを想定した宮崎県南部地域大規模災害対策連携推進協議会に参加しまして、後方支援活動の検討、火山災害等においては、内陸部が支援されることも想定できるということで、強固な協力関係を整備するというところで、現在6市4町で協議を進めているところであります。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 県域を越えた、例えば、姉妹都市みたいな感じで何かとどっかところ自治体間で協定を結ぶような考え方は今のところないんでしょうか、町長、お聞きします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貴 辰生君） 現在のところ、そういう災害協定を他の自治体との云々というのは、個別的には持っておりませんが、いろんな文化的、あるいはまた学生といいますか、児童・生徒との交流、そういうものも積み上げておりますので、そういう市町村との連携というのも今後の課題かなというふうに思っています。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 先ほども申しました大津も三股町と似たようなところで、熊本に隣接してしまっていて、町ですから、そういうようなところも一つあると、またこっちからの話もしやすいし、向こうも来るというふうな形もあるのかな。県をまたぐと、例えば学校に対する取り組みだとか、ほかのところの取り組みだとかというのも普通、視察研修で行く以上に濃いものが得られるのではないのかなというふうに思いますので、ぜひとも検討はお願いをしたいと思います。

次行きます。

先ほど言いました、6番目の問題ですが、先ほど言いましたようにタイヤドーザー等が三股町には昔ありました。運転手もいました。ちょこっとしたものについては、建設協会をせんでも2トンダンプに例えば残土なんかを積んでぼっと持って来る、それから最終処分場のところに、指示するところに置くよということをやっていました。今は、小さいものから全て業者に頼まないといけないという、小回りもなかなか効かないということでしょう。そういうことからいって、やはり何か必要な最低限、全てという意味じゃないんですが、必要じゃないのかなというふうに思うんですが、何かこういう緊急時の対応の機材とか品物、何か計画もしくは検討事項があれば教えてください。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 議員のおっしゃるとおり、現在、重機等は町にはないところであります。災害等緊急時には、人命救助のための救助資機材や輸送道路等の早急な復旧のための重機などが必要となります。エアテント、ゴムボート、チェーンソーなどは資機材保管備蓄倉庫に、くい、ブルーシート、土のうなどは水防倉庫に現在保管しているところです。

本町では、道路等の復旧等で使用する重機等については保有していませんけれど、重機のリース等については、毎年契約で締結しているところです。

また、建設業協会や管工事組合と応援協定を結んでおりまして、その中で毎年、協会と重機及び労務費の単価契約を結んでいるところです。

台風等の接近が見込まれる場合などは、事前に連絡を行い、早急な対応ができるように努めています。

国土交通省においては、全国の地方整備局から災害対策車両を調達して、被災した地方公共団体に派遣するというようにしております。

保管場所につきましては、復旧箇所の位置、場所にもよるとは思いますけれども、基本的に指示が対策本部等から出されるということで、基本的に役場で保管ということで考えているところがあります。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 機材等もやっぱりぱっと機動力があって、例えばちょっとしたタイヤドーザー等であれば消防団の人が特殊免許持ちよれば建設業協会であれば操縦できるとか、いろいろなことが想定できるし、役場の職員もそうできるんだろうと思いますので、ぜひとも少しは昔あったのが全てむだではなかったというふうに思いますので、検討方お願いをしておきます。

また、水道についてもこの前の熊本の時には、都城はタンク車を持って行ったんです。タンク車を持って水満載して行って、それだけじゃないんです、向こうでまた入れてまたそこでやったわけですけども、本町においても給水タンクはあるんですけども、やっぱり給水車もしくは給水タンクの円滑な運用、それからもう一つ、配水池の1カ所から分散化、ぜひとも検討してほしい。配水池が今1カ所ですよ。1カ所っていうか1地区っち言ったらいいですか、1つの地域。私は前の質問でもしたんですが、高才原のところにとっか1カ所つくって、川北の方面はもうそこから流すみたいな形をとれば、要するに緊急時には細々ながらできる、ここでも導送水管がもしいければ、アウトですから、要するにもう道路いっぱい入っているんで、管が1本、例えば200の管とか300の管がやられたら、それ導送水管が全てばあになっちゃうという形になりますので、できれば検討事項の中にそういう配水池の分散についても検討願いたいと思うんですが、答えればお願いします。

○議長（福永 廣文君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 配水池の分散についてお答えいたします。

現在、配水池としましては、中央地区の配水池及び長田地区にあります長田の浄配水場の2カ所があります。

議員がおっしゃるように、蓼池のほうには配水池はございません。それについて、都城市と何らかの協定を結んで、都城市からの配水はできないかというところも考えて協議していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） できれば、配水池と配水池を結んで、こっちが10メートル低いんです、10メートル低いから十分水は出てきますので、配水管をぼんと引くだけでも、もう乗ってくるわけですからそういうことからいうと、例えば1日分、もしくは二、三時間分あれば、こっち下の分から持ってってということは可能等もありますので、都城もどっから持って来るのかわかりませんが、相当遠いところから持ってきているはずですから、そんなには余力はないんだらうと思います。

そういうことも検討していただけるとありがたいと思います。

最後に行きます。

今、いろいろ申し上げました。これをいろいろ動かすのもしよせんは人であります。特に災害時には何の機動力も使うことができない。品物を運ぶのも手、土をどかすのも手という話になっていきます。そういうことで、大量のボランティアが来ても、先ほど申しましたようにそれをてきぱきと過ごすのは役場の職員。

今、ここに新聞に載っていますが、罹災証明を出すのも本当に診断する人は、その免許を持った人でしょうけど、本当に窓口に立つのは役場の職員ですよ。そういうことからいって、その今の職員はもういっぱいいっぱい、サーキットで例えると、タンクが空寸前ならよく走るんだそうです、軽いから燃費が伸びるんだそうです。しかし、切れたら止まっちゃうということになります。やっぱりある一定の車のタンクには油の余力がないとどうにもならないということもあります。

いろんな人がもういっぱいいっぱい職員もしていて心の病も頻繁に聞きます。そういうことからいって、やっぱりそういう人たちを、スペシャリストを育てるということから少し計画的な採用増というのを考えてほしいなと思うんですが、町長、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 職員数については、その年の事務事業の遂行状況、退職者の状況、財政状況及び類似団体の職員の状況を踏まえて新たな行政需要の対応や必要な行政サービスを提供し続けるため、効率的かつ効果的な人員配置、政策課題や法改正等に伴う業務の増減等を見定めながら計画的に決定しているところであります。

災害等の緊急時対応に必要とされるのは、機動力であることは間違いなく、特に熊本地震のように長期化する事案にあっては多くの人員を必要とします。

災害対応については、町の正規職員、県の職員、自衛隊及び他団体からの派遣職員のほか、災害ボランティアに協力いただきながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） もちろんそうです。だけど、自治体が最終的に責任を持つことは当たり前なわけで、自衛隊とかしよせんは災害派遣応援であります。

何にしても最終的には、その行政のトップである町長が意のままに動かせる職員というのが最後の切り札というふうに思っております。

先ほど言ったように、その職員を削るだけ削って動くということも、その瞬間はいいのかもしれませんが、こういう問題もあり、いっぱい今事務の業務ふえています。退職をした後の補

充、もしくは60歳を過ぎてからの再雇用、いろいろな問題、これあると思いますが、先ほど言った類団の数っていうことは平均ということでしょうけれども、平均は国から見て悪いほうのけつをたたいたら平均は動くんです。誘導できるというふうにできるというふうに言ったほうがいいんでしょうか。そういうことを踏まえて、我が町にはこれぐらい必要だということをとった上で採用というのを募集してほしいんですが、答弁よろしくをお願いします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 先ほど総務課長が回答しましたけれど、やはりいざというときにはマンパワーが必要でありますけれども、しかし中長期的にやはりこの行政を執行する上では、どれだけのスタッフが必要か、そして今どこに力をいれるべきか。いろんな形で総合的に勘案しまして、専門的な職員あるいはまた一般事務、あるいはまたそれ以外の職員といたしますか、いろんな形で総合的に検討させていただきまして、職員採用に当たっていきいたい、ただ現在考えているのは退職者の補充という部分、ここについては確実にやっていくという考え方でございます。

そしてまた、再雇用、再任用、そのあたりも踏まえながら適正な人員配置、そしてまた各課の需要等も十分踏まえまして職員採用に当たりたいというふうを考えています。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） ぜひとも今言われたような町制にとって、職員の採用についても人口がふえながら仕事もふえながらで、前のときも私も話しましたけれども、昔は福祉は私のしよころは4人でした。今、あれだけの人数が必要だということは、いかに制度が複雑多岐になったかということのあらわれだろうというふうに思っています。

実際、そういうことを考えながらやってほしいと思いますし、今後においてもここにいっぱい新聞に載っていました。いろんな課題が山積で、これを言ったら1時間かかるなというようなこともいっぱいありましたんで、またご検討して見直すということですから、早めの見直しをされて議会にも報告していただけるとありがたいということを申し添えて私の質問を終わります。

.....

○議長（福永 廣文君） 発言順位、9番、山中君。

〔11番 山中 則夫君 登壇〕

○議員（11番 山中 則夫君） 9番バッターですので、簡潔にやりたいと思いますので、前向きな答弁を期待しております。

それでは、通告に従いまして町政運営の諸課題についてお聞きいたします。

その中で質問の要旨1番目の平成28年度当初予算の中で投資的経費、そして議会費の構成比がマイナスになっております。その理由を説明していただきたいと思います。あとは、質問席で質問いたします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 平成28年度予算で投資的経費、議会費の構成比がマイナスになっている理由についてのご質問にお答えいたします。

まず、投資的経費とは、その経費の支出の効果が単年度または短期的に終わらず、固定的な資本の形成に向けられるもので、予算科目では普通建設事業、災害復旧事業、失業対策事業となります。

28年度の投資的経費がマイナスになった理由につきましては、28年3月議会でお配りいたしました一般会計予算説明資料の7ページに記載しておりますとおり、西部地区体育館整備事業と上米公園パークゴルフ整備事業の2つの事業費の合計、約3億6,000万円分が減ったことから大幅な減額となったものであります。

本年度の投資的経費、そして議会費についてより詳細に税務財政課長に回答させます。

○議長（福永 廣文君） 税務財政課長。

○税務財政課長（鍋倉 祐三君） 28年度の投資的事業の原因につきましては町長がお答えしましたとおり、昨年実施しました普通建設事業の西部地区体育館と上米公園パークゴルフ場の事業費の減が大きな要因であります。

本年度につきましては、金額の大きな事業はないものの道路維持補修事業におきましては、当初予算ベースではありますが、前年度より70%増の4,944万4,000円の予算措置をしており、道路、公園整備関連事業だけでも2億7,393万4,000円の予算となっております。

さらに本町におきましては、公共下水道事業を計画的に実施しているところでありまして、安定的な土木関連事業が実施できているものと考えております。

また、建築関連事業につきましては、当初予算ベースで1億3,717万4,000円と昨年度より少なくなっているところでありますが、来年度より榎堀、射場前団地の建てかえ事業も今計画しているところでありまして、今後は現在策定中の公共施設管理計画をもとに町財政の健全化を図りながら計画的な施設の建てかえ、維持補修に努めていきたいと考えているところでございます。

また、議会費がマイナスになった大きな要因ではありますが、町村議会議員の共済会の給付費負担金の率、これが今年度改定になりまして、27年度が100分の63.7から、今年度100分の41.0になったため、昨年度の2,036万1,000円が今年度、1,316万9,000円となり、719万2,000円の大幅な減となったところでございます。

町村議会議員共済会負担金について、ご説明いたします。共済会負担金には給付費負担金と事務費負担金の2つがございます。

まず、給付費負担金は、議員年金制度の廃止に伴う経過措置としまして、共済給付金の給付に要する費用のことでありますが、この財源を共済会が保有する積立金を除き、毎年度、現職議員の標準報酬総額に応じまして、各地方公共団体が公費で負担することとなっております。また、年度ごとの負担金額につきましては、総務省令で定められておりまして、今年度はその負担金額が少なくなったところでございます。

また、事務費負担金は、共済会の事務に要する費用のことで、その財源も各地方公共団体が公費で負担することになっております。共済会負担金以外の議会経費につきましては、町長部局との整合性を見ながら予算措置しておりまして、大きな増減はないところでございます。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 山中君。

○議員（11番 山中 則夫君） ただいま説明を受けましたが、投資的経費もこの説明資料を見ますと、確かに7ページに、昨年度とすると2億3,897万6,000円が減となっておりますが、私はきょう、朝、平成27年度、去年の説明資料を見ましたら、そこでは昨年度の予算では8億9,395万1,000円となっていて、それでことしの投資的経費を引きますと、どうも合わないんです。2億三千幾らというのが。私の計算では、2億9,639万2,000円がことし削減されているという資料ですけど、どうですか。去年とことしが2億三千幾らマイナス、私のこの資料では2億九千幾らです。ということは5,700万の開きがあるんです。去年の資料を見ればすぐわかります。去年がその辺の数字が全然違っているんです。

○議長（福永 廣文君） 税務財政課長。

○税務財政課長（鍋倉 祐三君） 当初予算ベースを比較したときにこうなっていると思います。

○議員（11番 山中 則夫君） だから、当初予算で2億9,000万……。

○議長（福永 廣文君） 山中議員。

○議員（11番 山中 則夫君） 議長、ちょっと資料見せればわかりますか。去年の資料あります。（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（福永 廣文君） では、ちょっと休憩いたします。

午後2時23分休憩

午後2時43分再開

○議長（福永 廣文君） 会議を再開いたします。

税務財政課長。

○税務財政課長（鍋倉 祐三君） 済みません、大変お待たせしました。昨年度の当初予算書、そして今年度の当初予算書、この分析を見て来ましたが、数字はそれぞれ正しいものでした。この

説明資料、この記載した数字がおっしゃったように2億3,897万6,000円じゃなくて、2億9,639万2,000円ということで計算の間違いです。済みません、訂正お願いします。

○議長（福永 廣文君） 山中君。

○議員（11番 山中 則夫君） ということは、昨年度、そうすると当初予算で約3億ぐらい違うわけですね、マイナス。

私は、いろいろ先ほど説明をされまして、大型工事も終わったということで、その意味はわかりますが、しかし、歳出経費別のこういう構成はちょっとどうかと思います。

投資的経費を約6.4%、私もここ10年の、これは決算ですから決算状況見ますと、投資的経費は大体構成比率18%、少ないときでも11%です。ということは、追加予算を組んでも7%になるぐらいだと思います。そういう意味で、1年の間に事業が済んだからといって3億も一遍に削減となると、やることはいっぱいあると思います。地区要望にしても、大きな大型事業はないですが、そういうことをこういう大型工事を終わって大きな工事がないうちにそういう地区要望なんか小さな事業を町民のために望みをかなえてやるというのをそうではないかなと思っております。その辺が全体に占める93億で6.4%、そして金額にしたら6億に満たないということで、財政規模は違いますけど、隣町の都城市を見ますと、当初予算が790億、そして投資的経費が100億です。100億ということは当初予算でも約13%強の投資的経費を、まして今、いろんな災害が起きて、こういうときこそいろんな災害の危険箇所を改修するとか事業するとかっちゃうのをそういうことを取り組んでいくべきじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 今回の予算措置について、ちょっと詳細に見ていただくとわかりますように、今、私、できなかったところの部分の道路と排水関係、そしてまた地区要望等の町単の道路維持補修関係、そちらのほうも全て増額しております。そしてまた、課題であった切寄線、切寄のほうの道路整備関係も今回予算措置をさせていただいております。

今回、落ちた理由というのは、来年度から射場前関係の在宅やります、ですから約10億以上の事業費に、来年からなろうかと思えます。そういう意味合いで、ことしは道路関係に力を入れるという形で予算措置をさせていただいたところでございます。

それと箱物関係につきましては、今、公共施設の管理計画をつくっておりますので、それを踏まえながら、これから年次的にどうやっていくか、そのあたりをきちっと整備したいなと思えます。

それから、先ほどからちょっとお話になっています、老朽化の喫緊の課題であります長田へき地保育所とか、やるべきこともいろいろございますので、そういうものを見通した今回の予算措

置というふうにご理解いただければと思います。

○議長（福永 廣文君） 山中君。

○議員（11番 山中 則夫君） 町長の今の説明は、いろいろ計画を練った上でそういうことで計画していくということですが、この中で私は、物件費が非常に中身の分析はしておりませんが、17.3%ですか、ということは17億ぐらいのお金が物件費に使われる、勘繰った言い方をすると投資的経費がそっちに回ったんじゃないかなという感じをした、この歳出の構成比じゃないかなと思いますが、その物件費との兼ね合いはいかがでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 本町の特徴の物件費が非常に大きいというのは以前から認識いたしております。物件費の中には、町で雇用している人件費の一部、つまり委託料関係、委託者、そちらのほうもこの物件費に入ってます。委託者が大変、本町の場合は多い、といいますのは、この特別支援学級関係のところも手掛けてますし、いろんな児童館もそうですし、いろんなところでこの人の手当なんかにも気配り、目配りをしております。そういう意味合いでここがふえておるという部分と、またいろんな維持補修関係と色々なものも出てきますんで、そういう意味合いではここをいかに軽減するかというのが一つの大きな課題でありまして、予算査定の中でも厳しくここは査定して、できるだけ減らすように努力はいたしておるところでございますが、まだまだ高いというのが実態でございます。

○議長（福永 廣文君） 山中君。

○議員（11番 山中 則夫君） 将来にわたって、投資的経費と公共事業というのは、悪だという人がありますが、とんでもありません。こういう地方においては、雇用対策面からしても、まだまだ社会資本整備が進んでいないということで、やっぱり投資的経費は年度年度でびしゃつとした確保をしてそういうのに使ってもらうのは、これはもう公共事業とかっていうのは全町民が利用できる施設ですので、建物じゃないですけど、道路にしても橋にしても、この集落しか使えんとかちゅうのじゃありませんので、そういう意味では全町民に行き渡るような予算というか、そういうのを社会資本整備は特にこの時代は大事だと思いますので、そういうことを強く要望しております。

というのは、業者の方々は特に近年は事業が少なくなって、もう廃業していく人たちが何人もいます。これはもう当局のほうが一番わかっていると思いますが、もう食っていけない、今までA級、B級、C級ってありますけど、C級でも300万ぐらい、皆さんももちろん業者として努力しないといけないんですが、しかし今まで公共事業で大体飯を食っていたんだ、そういうことで300万じゃどうしようもない、もう廃業して別な仕事をしたほうが手続上はいろんな指名願とか手続上のお金はいっぱい要るのに、仕事はそれだけ半減しているということで、そういう何

か本当に切ない状況を何人も聞きましたので、その中でこの予算編成の歳出の構成比を見て何とか考えてもらいたいと思っております。

まだ今からでも補正を組んでいけば、幾らかの仕事は、事業費は捻出できると思いますので、その辺をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、議会費です。これは款別比較表でまたことしも下がりまして、予算に占める比率が0.8%ということで、我々が議員になったころは1.2%、3%ありました。そして、平成18年だったですか、平成の合併がありましたときに議員の定数を12名にしまして、そのときに約2,700万ぐらい削減したんじゃないかなと思っております。それは議員報酬とか全部含めてですけど、そういう意味で議会議員としましても非常に痛みを負ったわけですので、今、構成比を見るとほかの市町村は1.0から0.8とか0.9とかってありません。高いところで1.3ぐらいの予算構成になっておりますので、そこ辺をどういうふうに、今言われましたが、共済費とか削減というのはわかりますけど、私ははっきり言わせてもらおうと、議員報酬に関して、町長は我々の議員報酬をどういう認識されておりますか、ちょっとお聞きします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 予算に占める議会費の割合が低下しているというお話ですけど、本町の予算規模というのが毎年ふえてきている、要するに分母がふえると分子が一緒でも率は下がってきますよね、そういう意味合いでこの1を切っているというふうにご理解いただきたいなと思ひます。

要するに、議会のほうの要求された予算については、ほぼ満額、一応査定をいたしておりますので、それ以外の今、扶助費が非常に伸びています。そういう中では、全体の予算規模が以前は70億台だったのが、80億台、90億台になりましたので、それで議会の占める比率としましては少なくなってきた、低くなってきた。そしてまた、行革の中で18名が12名になったということで、この歳費といいますか、皆さん方の給料自体が12名の分という形になりましたので、ですから、その分での割合の低下かなと思っております。

議員報酬についてのご意見、町のご質問ですけど、これについてはいろいろと議論があろうかと思ひます。ほかの自治体と比べて安いという部分も比較してみるとあります。それが適正かどうかというのは町民が判断する、あるいはまた議会の中で議論していただきまして、それは議会のほうでも提案権があるわけですから、その中で詰めていただければというふうには思ひます。ですから、高い、低いという、その判断はなかなか難しい面があろうかと思ひます。

○議長（福永 廣文君） 山中君。

○議員（11番 山中 則夫君） 今、町長の答弁ですけど、年間の予算規模がふえたということですが、これは25年度ですけど、25年度を参考にしてもらおうといいんですけど、そのときは

96億ありました。ふえていないんです。だけど、ことしはこのときも0.8%です。ことしは93億で0.8%ということで、決して予算規模がどんどんふえているから、ふえていけば率が下がっていくのは当然だと思いますが、しかし余りにも、この資料を見ますと、本当、もう三股は本当に0.8%、今までやっぱりこの議員報酬というのはなかなか議員としては言えないところに私はきょうはもう今までの、平成6年からその削減削減で1,000万は割ってない、どう考えてもそれは町民に問いかけるのもいいんだけど、私はいつも問いかけています、安いんですよということで。こういう、何か冷遇されているような、議会としての、議員としての報酬が安いから威厳がないというところとちょっと語弊がありますが、そういう意味で捉えて、研修にいろんなところにわたるの、何年前ですか、福岡あたりに行くと、あの辺は報酬が高いですから、三股町の議員の報酬を見ると何か悪こつしゃったっですか、そういうふうな非常にかえって、そういう面では我々の議員としての何か値打ちがないような、非常に胸を張って三股町の町会議員だというような、そういう状況にもありますので、昔は特別職の報酬審議会というのを町長のほうで、諮問機関ですから、諮問機関で何年かに一度してもらって答申を出して、それを町長のほうは議案として議場で我々が賛成、反対をすることで、そういうような状況をつくってもらおうと議員が判断するんですから、賛成、反対は。そういう状況をつかってもらうような報酬審議会を金融機関の会長さんとか、支店長とか商工会の会長とかいましたよね、ああいうのがいつの間になくなったのかわかりませんが、そういう意味ではもっとぜひ考えてもらいたいです。

我々ももちろん議員としても考えますが、当局のほうもそこら辺も考えていただきたいと思いますがいかがですか。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 報酬審議会、これは都城が合併する前は北諸で報酬審議会がありまして、その中で議員の報酬、そしてまた3役の報酬と大体決まってきたわけなんですけど、それ以降はもう単独できていますので必要性に応じてということで設置をする場合がございます。

前回はリーマンショック前、そのころに審議会を開催しまして一応答申が出たんですけども、その答申を提案しようとする直前に、このリーマンショックがありまして、非常に大変な厳しい経済状況、そういうときに提案というのは非常に難しいということで提案ができなかったところでございます。それから、2008年ですから、七、八年経ちます。その時期的には非常に期間が過ぎたわけなんですけど、これをどうするかということなんですけど、まずは議会のほうでいろいろとまんでいただきまして、議会としての考え方を出示していただくと町としても動きやすいというふうに考えます。

今のところ、この3役の給料を含めて見直すということは考えておりませんが、ただ農業委員会の報酬、そちらのほうは来年度、今度制度改正という、ことしのうちに制度改正の議案を

つくりまして、来年度提案しますけれども、その中で農業委員会の委員の報酬、このあたりをどうするかというのも一つのテーマでございますので、時期的にはタイミングといいますか、そういうものはいいか悪いかちょっとわかりませんが、そういう切りかえの時期で一つあることはあるということで、後はどのような形で皆さん方が考えていらっしゃるか、そのあたりを十分意見を聞かせていただかないと、こちらで今そういうふうな検討するというお話は今聞いたばかりでございますので、今後の動向については、まず議会の動きを見ながらというふうに考えます。

○議長（福永 廣文君） 山中君。

○議員（11番 山中 則夫君） やるんだったらスピードあることでやって検討してもらいたいと思います。

私は、先ほども言われました農業委員会にしても、やっぱり報酬が安いと思います。議員だけじゃなくて。そしてまた、町長も安いんじゃないかなと思っております。そういう意味で、非難する人たちはいると思います。しかし、堂々と我々は自分たちの生活権というのがありますので、そういうことを含めて早めな検討をお互いにしていったらいいんじゃないかなと思っておりますので、いつの時代になってもああだこうだ言う人はいますので、それに大衆迎合するとだめだと思ふんです、我々は。堂々と自分たちの意見を言って、それで後は議場で採決するわけですので、そういうことも含めて、ぜひ当局のほうも検討方をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。

これはもう十数年前から何回かいろいろ議会でも取り上げております、新馬場植木線を整備し、道路行政の充実を図るべきではないかと思っておりますけど、所信をお願いいたします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） ご質問の新馬場植木線のこれまでの経緯、整備状況、今後についてご説明を申し上げます。

この路線は、まず昭和32年に県道東環状線の岩下橋南約250メートルを起点としまして、終点が県道都城北郷線までの延長1,400メートル、全幅員12メートルで計画決定がされました。その後、昭和49年に終点を国道222号バイパスまで南へ2,070メートルを延伸する計画に変更された都市計画道路でございます。

整備の状況につきましては、昭和51年までに県道部1,400メートルが整備され、昭和54年、55年で東植木交差点から町道部120メートルが整備済みの路線であります。残りの未整備区間、延長が1,950メートルですが、そのうち年見川地点から南へ200メートルの間において、平成5年度より整備を進めようとしたところ用地買収の交渉不成立が原因で計画を断念した経緯がございます。議員もこの経緯についてはご存じだと思います。

現在、本町におきましては、都市計画決定から30年以上未着手となっている本路線を含む

6路線について、宮崎県都市計画道路見直しガイドラインにのっとり、それぞれ路線ごとに評価し、カルテを作成した結果、本路線は西側にある県道財部庄内安久線及び東側にある町道三股駅小鷲巣線が機能を十分果たしているとの評価を受けております。

また、未整備区間の概算事業費は、橋梁等を含め4億5,000万円の莫大な事業費が見込まれることから、現在、整備の計画、予定はないところであります。

なお、道路整備につきましては、現在、島津紅茶園線、三原3号線、河辺田線などの主要幹線や生活道路の改良などに年次的に取り組んでいるところでございます。

以上、回答といたします。

○議長（福永 廣文君） 山中君。

○議員（11番 山中 則夫君） ただいま計画がないということですけど、私はもう8年ぐらい前ですか、一般質問でも取り上げまして、そして行政のほうもそのとき土地の地権者のほうに用地買収、具体的にどういうふうな交渉をされたかわかりませんが、交渉をしたことはあるんです。この平成5年じゃなくて、この5年のときは私も知っています、いろいろ地権者との折り合いが合わなくて破談になったということで、ただその後、8年ぐらい前だったと思いますが、ありました、そういうことが。ということは、そのときは非常にこの道路は大事な道路ということを行行政側も十分認識されておりまして、このいつ見直しといても、全部廃止になっているんです。見直しというよりも廃止の方向に向かっての見直しじゃないかな。そして、先ほど町長が今言われました、この新馬場植木線、そして岩下橋のほうからきている県道、あそこは東都城環状線とか何とか言いますが、あれが県道、そして都万道路も県道、そしてこっちは農道です。そして今、向こう側に道路があるからこっちは必要ないようなことを言われますけど、この道路をまだ道路になっていないんです、約200メートルぐらい。今言われました、確かに橋をかけないといけない。しかし、この道路を通すと私は三股の北から宮村まで一本道路を、この北と南の道路が初めてつながっていくんです。だから、ちょっと勝岡新坂のとこありますけど、つながります。県道、県道、いやこっちは農道、まして三股の一番中心です。中心部の道路です。確かに、今、島津紅茶園とかいう、私はあそこを整備するのはいいけど、幾ら広げて道路にしても、今、私も二、三日前行ってみましたが、30分くらいあそこ、車が通ってないです。あそこに約5億ばかりかけるんでしょう、お金を。まだ整備されていないってことで。そういうのを見て、あそこをするなどとは言わないけど、するんだったら経済的な効果からしたら、その新馬場植木線を整備するのが三股町の地域間交流のためにとか、経済的な効果とか、生活道路の利便性とかいうとあそこを何とか、そのために都市計画道路の認定をとったりしたわけですから、もう今まで進んでないから、これはそれをばっさりということはいかななものかと思えますけど、どうでしょうか。もう1回答弁を。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 先ほどお話ししましたように、都市計画決定から35年以上の未着手となっている路線について、県の都市計画道路見直しガイドライン、これに基づいたとこの評価をしたということでございます。その結果、県道財部庄内安久線、そしてまた町道の三股小鷺巣線が機能を十分に果たしているという評価でございましたので、その評価を受けて、現在のところ、整備の計画予定はないという報告でございます。

○議長（福永 廣文君） 山中君。

○議員（11番 山中 則夫君） 私、何年か前にもらったこの資料、これの検討はどこがどういうふうにされたんですか。どういう人たちが三股町都市計画道路見直し取り組みについてということ。これは庁舎内でしたんですか。

○議長（福永 廣文君） 都市整備課長。

○都市整備課長（兒玉 秀二君） これは先ほど町長のほうからもありましたように、宮崎県都市計画道路見直しガイドラインにのっとりまして、評価いたしましてカルテを作成したわけですが、その検討の中に県の土木事務所の課長とか庁内の役場の課長を含めたところで検討委員会を行っているところでございます。

まだこれにつきましては、都市計画道路を一応カルテ評価した中で廃止という評価が出ているんですけども、これにつきましては県のほうの承認とあと最終的に都市計画審議会の答申を受けたところ、最終的に廃止となるところでございます。

今の都市計画道路ということになっているんですが、今、未整備の区間におきましては都市計画区域内でありまして、都市計画用途区域外なものですから、この都市計画のガイド事業では事業はできない区域なんです。基本的に事業を行おうとしましたところ、普通の道路事業、今は島津紅茶園線をやっているんですが、乗るとすればあの事業になっていくのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（福永 廣文君） 山中君。

○議員（11番 山中 則夫君） 都市計画ではあれですけど、その町道の整備として、私はあそこは絶対考えていくべきじゃないかなと思っております。沿線に三股ストアとかいろいろスーパー、あの道路がないためにあそこのいつもあの社長が、「この道路だけ、山中、町に言って通すように、もう商売にもこたえる」と全部その安久線に流れていく、櫛田とか全部、向こうの道路に流れてく。非常に金が町内に落ちないんです。そういう意味で、私は絶対どう考えても、島津紅茶園はどのぐらいかかるんですか、あと事業費として。

○議長（福永 廣文君） 都市整備課長。

○都市整備課長（兒玉 秀二君） 先ほど議員が言われましたように、一応5億ぐらい。当初の計

画では平成21年から平成30年まで10年間で整備する計画でございましたが、今、平成27年度末現在で用地につきましては七、八割済んでおります。工事につきましてはまだ3分の1しかまだ終わっていないところです。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 山中君。

○議員（11番 山中 則夫君） それは延期と言ったら悪いですけど、あれはそう幾ら整備しても車の交通量を、その当時は幾らかはわかりませんが、今実態の調査をもう1回したらそれだけの投資効果はあるのかなと思いますけど、いかがですか。

○議長（福永 廣文君） 都市整備課長。

○都市整備課長（兒玉 秀二君） その時点で推定交通量とか今は大悟病院等もありますし、ごみ処理場、そしてまた墓地公園等もあります。そして、蓼池のほうへ都城北郷線から高速道路へのアクセス道路という形も含めて整備を進めているところでございますので、担当課としましては整備されれば、今後交通量はふえていくのかなというふうには思っているところでございます。

○議長（福永 廣文君） 山中君。

○議員（11番 山中 則夫君） 今整備されているということですけど、やはり効果のない事業に対しては中止するなり延期するのがその時代に沿った計画じゃないかなと思っております。

確かに、我々は反対したんですが、何年前ですか、まだ定数が18名のときにあそこの道路が議会でも承認されまして、そして問題なのはかまど神社のほうにおろすんです。岩下橋のほうにおろすんじゃないくて、今そういうふうになっておりますが、あの道路があそこをいくら整備、あの地権者の人が町が私たちの土地を買ってもらおうとありがたいけど、説明会のときに、しかし、あそこにあの道路を広げてどういう効果があるのかということ、地権者の人は言われたことを今思い出しますが、そういう点で見直しかするときはしたほうがいいんじゃないかなと思います。閑散としています。私もちょこちょこ行きますけど、そういう意味でぜひ必要なところに事業費を落としてもらおうように再度検討してもらいたいと思います。絶対に三股では必要な道路ですので、それではそういう要望をしまして、次です。

3番目、工業団地造成事業進捗状況と企業誘致の取り組みについて、所見を聞かせていただきます。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 平成27年度にまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしまして、今年度から実行に入ったところであり、その中で蓼池工業団地造成事業は雇用の創出の中核として取り組んでいるところでございます。

進捗状況について担当課長に回答させます。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（大脇 哲朗君） 進捗状況としては、まずは対象農地所有者87名に対し、昨年9月に土地活用に関するアンケートを実施しました。ことし2月には、土地所有者説明会を開催したところでございます。アンケートにつきましては、所有者87名のうち、回答いただいた方が58人、回答率66.7%の結果でございました。

所有農地を工業用地として売却してよいかの設問に対しまして、売却してよいが53人、売却しないがゼロ人、その他が3人という結果でございました。

また、土地所有者説明会につきましては、三股町と都城市の所有者73名に開催を案内いたしまして、41人の方に出席いただいたところでございます。質疑応答の中では反対意見はなく、推進の意見が多かったところでございます。

今後は、工業団地整備に係る農振法を初め、農地法、都市計画法などの法律に基づいた協議、申請及び畑地かんがい事業などの調整を行いながら事業を進めていくこととなります。

企業誘致の取り組みにつきましては、昨年、固定資産税の優遇制度の拡充などを行いまして、積極的に支援する体制を整備したところであり、この工業団地造成事業が中核地となることを期待しているところでございます。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 山中君。

○議員（11番 山中 則夫君） その面積はどのぐらいですか。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（大脇 哲朗君） 12ヘクタール、正式な面積が12万2,219平米でございます。対象としているのが。

○議長（福永 廣文君） 山中君。

○議員（11番 山中 則夫君） どのぐらいの期間でこの造成事業、最低でも期間を明記してもらえたらと思うんですが。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（大脇 哲朗君） 先ほど言いましたけれども、法律に係るものが農振法、農地法、都市計画法とまず大きなものが3つございます。

そして、畑地かんがい事業、一応、畑かんの受益地になっておりますので、その調整、こちらを進めて行かなければなりません。

うちのほうで青写真というか、スケジュール的なものを試算しても、最低でも2年ぐらいかかるのではないかなということでスケジュール的なものは調整しているところであります。

○議長（福永 廣文君） 山中君。

○議員（11番 山中 則夫君） もう時間もないですので、大体取り組むのは遅いといってもせっかくやろうとしているのに向かって遅いっちゃうのはちょっと失礼なところがありますけど、とにかくスピードのある、いろんなハードルはあると思いますけど、早めに早めに打っていかないと、せっかくああいういい高速を控えたようなところがあるわけですので、条件はいろいろ違いますけど、そういう面ではスピードある事業に着手して完成させてもらいたいと思います。

その中で、現在、企業誘致ということで実際三股に話が来ているとか、今ちょっとこういう企業に取り組んでいるとかっていうのがありましたら説明してもらいたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（白尾 知之君） 山中議員のご質問に対してなんですけども、商工関係に関する窓口、企業立地も含めてなんですけども、今も産業振興課のほうで相談を受けている企業立地に係る相談内容ということで来ているのが、今6件来ております。名前を言っているのかどうかわからないんですけど、職種としては豆腐製造業、あと運送業、あとは製材業、あと建築業、それと建材業、それとアルミ建材、この6件がきております。

最も大規模な農地につきましては、うち4件については町内での場所は指定しないということなんですけども、面積としましては70アールから多いところでは5ヘクタールほしいということに来ています。あと、ほか2件につきましては、これはもう指定で大字でいきますと宮村地区のほうに欲しい、面積にしましては30アール程度というところで情報はきております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 山中君。

○議員（11番 山中 則夫君） 三股町は県内でも一番人口の増加の比率が高かったということで、本当に非常にうれしいことです。ただ、働く場所、雇用対策から考えても働く場所に本当に取り組んでいたのかということ非常にここ10年の間、企業も退散、数も来てないということで、本当に真剣に今からでも遅くないですので、企業誘致に積極的に取り組んで、そして、雇用対策、町民の所得向上になるように取り組んでいってもらいたいと思います。

せっかく人口がふえているのに、働くところがないということで、自分のところの地元で働くところあれば働きたいという人いっぱいいると思います。そういう面では、大事な事業ですので、積極的に取り組んでいってもらいたいと思います。

そのためには、工業団地ばかりじゃなくて、町内には今IT産業とかいろいろ、そんなに面積をとるような、駐車場を何十台も何百台もというような、そういうのじゃなくて、空いてる何か町有地とか町の建物とかあれば、そういう企業が来ると思います。三股町は非常に幸いにも環境的にもいいし、災害も少ない、平坦地が多いということで、PRの仕方次第では、やり方によっては集まって来ると思います。そういう意味では、既存の福祉センターあたりもあります。あ

のままになっていますよね。耐震性の問題もあると思いますが、ああいうことを活用するなり、何かそういう知恵を出せばいいんじゃないかなと思いますが、その辺は工業団地に限らず、そういう面の意識を持ってもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（大脇 哲朗君） 今回の総合戦略の中でも、やはり空き店舗等も活用しながら企業を、今言われましたとおりIT関係も特に力を入れていこうかなということで、そういうメニューもこの中にうたっておりますので、これも同時進行のような形で進めていくところでございます。

○議長（福永 廣文君） 山中君。

○議員（11番 山中 則夫君） そして、大胆な企業誘致作戦というかPR、そして今、企業立地促進条例というものもありますけど、もっともっと大胆な優遇策をしてもらって、企業がそれだけ来れば必ずお金は落ちますので、先行投資という意味では大胆な政策を打ってもらいたいと思います。

長田あたりの今度はまた、きょうも出ましたが、保育所建てかえとかそういうのが出ております。それはいいことです。いいことですけど、やはり地元で働く場所があればもっといいことですよね。もっと人口もふえていくし、子供たちもふえてくると思います。長田地区の水を活用したら別に大きな企業を持って来る必要もないと思います。本当にその家族が、奥さんか誰かが地元のちょっとした会社ででも働ける、地元から給食時間は通えるようなところだったら長田は離れないと思います。そういう意味で総合的に企業対策とか、いろんな子供のそういう保育対策とか総合的に事業を進めていって、いろんな課がお互いに協力し合いながらやっていけば、すばらしいところです。企業として「しゃくなげ」もあるし、あのあたりは孤立で頑張っております。それだけやっぱり存続できるっちゅうのはやっぱりいいとこだから存続できるし、まだまだ人を呼べるような、企業を呼べるような素地はあると思いますので、取り組み方ひとつだと思いますから、ぜひ三股町は自立してやっていくということですので取り組んでいってもらいたいと思います。その決意をもう1回お願いいたします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） この三股町まち・ひと・しごと創生の総合戦略の中の政策分野の第一が仕事を元気にし、若者が安心して働ける三股をつくるということで、この先ほどありましたIT関係のできるコワーキングスペース、ネットでお仕事ができる環境づくり、また雇用の場という形での団地造成等、言われるようにスピード感を持ちながら雇用の場の創出に積極的に取り組んでいきたいというふうに考えています。

○議長（福永 廣文君） 山中君。

○議員（11番 山中 則夫君） 最後に、数値目標を出して、日南のこの前、市長とも話をしましたが、あそこは数値を出しています。ことしから3年間の間に500人雇用すると、それは大変ですねって私は言いましたが、大変なことは大変だけど、やっぱり数値を示さないと自分自身でもその数字を言うことによってやっぱりやる気になるんだということを言われ、ああそうだなと思ひまして、ぜひ1年で1件でも何十人でもいいですから、雇用対策は1年でこれを目標に頑張るんだという数値目標を立てて取り組んでもらいたいと思います。

それでは、最後になりますけど、ふるさと祭り、ことしで26回で本当に盛大に行われておりますが、その本来の趣旨と目的をひとつ。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） ふるさと祭りですけども、これは平成3年にスタートしておりまして、昨年で25回目を迎えることができました。これもひとえに町民各位のご支援の賜物と感謝いたしておるところであります。

この祭りのきっかけですけれども、本町の祭りやイベントは春に集中しておりまして、秋の文化祭と合わせ実りの秋の収穫祭として町民挙げてお祝いができないかという発想でございました。

会場は当初、役場、中央公民館周辺から現在の場所に移転するとともに内容も充実発展してまいったところでございます。現在では、本町の将来像を定めた自立と協働でつくる元気な町、三股を目標とし、農林商工業の振興の場、文教の町三股町にふさわしいかおり高い教育文化の発表の場、そして多世代が交流する町民総参加の祭り、イベントとすることを目的としております。祭りの企画、運営は町民の代表からなる三股町ふるさと祭り実行委員会が担っており、毎年、趣向を凝らした町民総参加の内容となっております。

昨年の祭りを振り返って、ご質問に担当課長から回答させていただきます。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（白尾 知之君） それでは、昨年、第25回ふるさと祭りの実施内容を参考に回答させていただきたいと思います。

昨年は11月14日、15日の2日間開催しております。まず、メインステージでは33の出演項目に対しまして26の項目が町民または町にゆかりのある方、そして団体が参加されております。また、新設しましたサブステージでは6つの出演項目に対し、5項目が町内の民主団体でありました。

一方、会場内の出店及びイベント状況であります。メイン会場におきましては55の出店、イベントに対しまして農商工関係が43団体、民主団体が12団体でありました。

サブ会場におきましては、行政、民主団体、フリーマーケット等の6つのブース使用状況となっております。また、夜なべ談義やランニングバイク、クイズラリー等の子供から大人まで楽し

めるイベントの開催や町武道体育館では、みまたん絵コンクール、町文化祭等の教育文化事業のイベントを催しております。

以上のように、町民が主体となって参加できる祭り内容となっており、ふるさと祭り実行委員会、行政、農商工、民主団体等の連携、協働による元気なまちづくりの趣旨、目的に則しており、活力のある三股ふるさとの祭りであると考えております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 山中君。

○議員（11番 山中 則夫君） 何で私がこの一般質問でふるさと祭りのことを趣旨とか目的を聞きたいと思ったかというのは、少し今ふるさと祭りは長く続いていて非常に盛大にやられていることはいいんですけど、本来のふるさと祭りというのに対して少し原点がずれているんじゃないかな。というのは、手前みそでちょっとこういう場所で言うべきじゃないかもわかりませんが、ふるさと祭りの提案をしたのは私です。私は、平成2年に議員になりまして、その前に昭和57年、8年、9年あたりに三股町の商工会の青年部、私は役員をやっておりましたので、三股小学校の後ろの道路、北側、あの道路を細々と歩行者天国ということで2日かけて祭りをやっておりました。それが3年でつぶれたんです。ちょっとやらなくなったのは忘れましたが、とにかく5年は続かないといけないなと思って、5年続きゃ続くなと思ったら3年で終わらして、そして議員になりまして、そしてもう1回祭りを復活したいというのを、私ばかりじゃなくて、その当時の広瀬という会長さんに、もう亡くなりましたけど、あの人といろいろ話をしておりまして、もう一つ理由があるんです。もう一つは、ちょうど平成元年に三股西小学校が開校しまして、私も議員でいろんな行事に呼ばれておりました、いろんな卒業式や何たら。あの中で、その当時は父兄の方々が保護者の方は子供の前でとんでもないことを言うんです。私はもう三股町出身でもありませんし、三股はふるさとじゃありませんと言うんです。そして、子供はそれを聞いているわけですから、そういう感覚で、仕事は都城、ただここに住んでいるだけですよというような新興地ですので、非常にそういう感覚の人が多かったんです。それで、私はその父兄の方々に「お母さん、子供さんは三股町で生まれたんでしょう。三股がふるさとですがね。子供は聞いてないけど聞いてますよ。そういうことを言えば大人になったときに私はあんたはどこが出身かといわれたときにふるさとは三股町ですよと言えませんか」というような風潮だった。風潮があったもんですから、ちょうどそれに祭りとの重なりをしまして、そして商工会長が一番話を、ちょうど福永町長のときです。町長に話を持って行って、すぐ福永町長がとにかく取り組んでもらしまして平成3年に第1回目のふるさと、それは一つには町民がその当時、三股町の人口は2万4,000ばっかいたったですかね、8,000人ぐらいは全然三股町に関係ない人が移り住んで来てるんです。そういう方々でも三股町が自分たちのふるさとだというような意識を持ってもら

うために町民の一体となるような、そういう祭りがしたらどうかということで発足したのが今の祭りが非常に続いて、非常に祭りとしては本当うれしく、毎回参加しておりますけど、そういう原点がありますので、その辺を少し、ただその当時は壇上で商工会長も挨拶するときこの祭りはこうですからということで、今は何か産業祭りのことに、それはそれでいいんですけど、ふるさと祭りですので、三股町の産業祭りはいろんなところがありますけど、ふるさと祭りというのは町外の人をいっぱい呼ぶのが目的じゃなくて、町民の人たちがその町で町に住んでよかったな、三股町民として誇りを持てるようなそういう祭りにしたいなというのが原点ですので、その辺を含めて。

今、事業費はどのくらい使っているわけですか。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（白尾 知之君） 800万程度だと認識しております。

○議長（福永 廣文君） 山中君。

○議員（11番 山中 則夫君） そういうことを含めて、きょう、こういう場で取り上げていったのはそういう三股町の町民の意識のためにとということです、その辺はぜひ祭りに生かしていってほしいと思いますので、要望しておきます。

それでは、とにかくこの4点に対しまして意見を述べましたが、前向きに取り組んでもらえるように要望いたします。せっかく行政マンは現状に対して対処するのが行政マンだと私は思っております。そして、我々政治家、町長含め副町長もですけど、政治家っちゅうのは町民の信頼に対して責任を持って政策転用していくのが政治家だと思いますので、そこ辺を含めて、町長も思い切った政策で町民に夢とロマンを与えてもらえるような町政をしてほしいと思います。

それでは、質問を終わります。

○議長（福永 廣文君） 以上をもちまして、一般質問は終了いたします。

○議長（福永 廣文君） 以上で、本日の全日程を終了いたしましたので、これをもって本日の会議を散会いたします。

午後3時40分散会

議事日程(第4号)

平成28年6月15日 午前10時00分開議

- 日程第1 総括質疑
日程第2 委員会付託
日程第3 議案第48号の質疑・討論・採決
日程第4 議案第49号の質疑・討論・採決
日程第5 議案第50号の質疑・討論・採決
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 総括質疑
日程第2 委員会付託
日程第3 議案第48号の質疑・討論・採決
日程第4 議案第49号の質疑・討論・採決
日程第5 議案第50号の質疑・討論・採決
-

出席議員(11名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 森 正太郎君 | 2番 楠原 更三君 |
| 3番 福田 新一君 | 4番 池邊 美紀君 |
| 5番 堀内 義郎君 | 6番 内村 立吉君 |
| 7番 福永 廣文君 | 8番 指宿 秋廣君 |
| 9番 重久 邦仁君 | 10番 池田 克子君 |
| 11番 山中 則夫君 | |
-

欠席議員(1名)

- 12番 桑畑 浩三君
-

欠 員(なし)

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

局長代理 谷口 光君 書記 矢部 明美君
書記 久寿米木 和明君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育長	宮内 浩二郎君	総務課長兼町民室長	黒木 孝幸君
企画政策課長	大脇 哲朗君	税務財政課長	鍋倉 祐三君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	内村 陽一郎君
産業振興課長	白尾 知之君	都市整備課長	兒玉 秀二君
環境水道課長	西畑 博文君	教育課長	渡具知 実君
会計課長	山元 宏一君		

午前10時00分開議

○議長（福永 廣文君） ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1. 総括質疑

○議長（福永 廣文君） 日程第1、総括質疑を行います。

総括質疑は、今定例会の初日に提案された議案等のうち、議案第48号、49号、50号を除く全ての案件についての質疑であります。

議案の内容を整理した上で、議案番号順に2つに分けて行います。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑を行ってください。

また、くれぐれも議題以外にわたったり、自己の意見を述べるなど、一般質問のようにならないようご注意ください。

なお、質疑は会議規則により、1議題につき、1人3回以内となっております。

また、自己の所属する委員会が所管する議案及び全体審議に係る議案に対しては、常任委員会の場、あるいは全体審議の場で行ってください。

それでは、まず議案第38号から42号までの専決処分した事件の報告及び承認についてを質疑を行います。質疑ございませんか。森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 議案38号の専決処分した事件の報告及び承認について、三股町税条例等の一部を改正する条例のこの対照表の10ページなんですけれど、この第80条の軽自

自動車税の定義が、旧の条例だと軽自動車等の規定があるんですけど、これ新しいほうにはこの軽自動車等の規定がないんですけど、これは削除されているということでもいいんですかね。

これは新たに定義しなくていいのかなっていうのがちょっと気になったので、質疑いたします。

○議長（福永 廣文君） 税務財政課長。

○税務財政課長（鍋倉 祐三君） これにつきましては、内部でも意見が出たんですが、国から示された準則を、それによってこのように都城市にも確認しましたが、同じような形で準則どおりに訂正したところでございます。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 中身は、じゃあ以前のままで捉えていいんですかね。実質はそれでいいってことですかね。

○議長（福永 廣文君） 税務財政課長。

○税務財政課長（鍋倉 祐三君） 内容につきましては、同じでいいと考えています。

○議長（福永 廣文君） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） それでは、質疑もないので、議案第38号から第42号までの専決処分した事件の報告及び承認について、総括質疑を終結いたします。

次に、議案第43号から46号までの補正予算に対する質疑及び議案第47号「財産の取得について」の質疑を行います。

質疑はございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） ないようですので、議案第43号から第46号までの補正予算に対する総括質疑及び議案第47号「財産の取得について」の総括質疑を終結いたします。

日程第2. 委員会付託

○議長（福永 廣文君） 日程第2、常任委員会付託を行います。

お諮りします。各議案は常任委員会付託表の案のとおり、それぞれの常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。

よって、各議案は付託表のとおりそれぞれの常任委員会に付託することに決しました。

各常任委員会におかれましては、審査方をよろしくお願いいたします。

なお、各常任委員会におかれまして、委員会の審査日程を協議の上、本日中に事務局に提出し

てくださるようお願いいたします。

日程第3. 議案第48号の質疑・討論・採決

○議長（福永 廣文君） 日程第3、議案第48号「教育委員会教育長の任命について」を議題として、質疑・討論・採決を行います。

教育長は退席をお願いいたします。

質疑の回数は1つの議題で5回までといたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 質疑もないので、これにて質疑を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第48号は、原案に同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、議案第48号は、原案に同意することに決しました。

教育長の入場を許します。

日程第4. 議案第49号の質疑・討論・採決

○議長（福永 廣文君） 日程第4、議案第49号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題として、質疑・討論・採決を行います。

質疑の回数は1つの議題で5回までといたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 質疑もないので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 次に賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第49号は、原案に同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、議案第49号は、原案に同意することに決しました。

日程第5. 議案第50号の質疑・討論・採決

○議長（福永 廣文君） 日程第5、議案第50号「固定資産評価員の選任について」を議題として、質疑・討論・採決を行います。

ここで、鍋倉税務財政課長は退席を求めます。

質疑の回数は1つの議題で5回までといたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 質疑もないので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 次に賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第50号は、原案に同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号は、原案に同意することに決しました。

鍋倉税務財政課長の入場を許可します。

○議長（福永 廣文君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会いたします。

午前10時08分散会

議事日程(第5号)

平成28年6月22日 午前9時57分開議

- 日程第1 常任委員長報告
日程第2 質疑(議案第38号から第47号までの10議案)
日程第3 討論・採決(議案第38号から第47号までの10議案)
日程第4 意見書案第4号、第5号、発議第2号一括上程
日程第5 意見書案第4号、第5号、発議第2号の質疑・討論・採決
日程第6 議員派遣について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 常任委員長報告
日程第2 質疑(議案第38号から第47号までの10議案)
日程第3 討論・採決(議案第38号から第47号までの10議案)
日程第4 意見書案第4号、第5号、発議第2号一括上程
日程第5 意見書案第4号、第5号、発議第2号の質疑・討論・採決
日程第6 議員派遣について
-

出席議員(11名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 森 正太郎君 | 2番 楠原 更三君 |
| 3番 福田 新一君 | 4番 池邊 美紀君 |
| 5番 堀内 義郎君 | 6番 内村 立吉君 |
| 7番 福永 廣文君 | 8番 指宿 秋廣君 |
| 9番 重久 邦仁君 | 10番 池田 克子君 |
| 11番 山中 則夫君 | |
-

欠席議員(1名)

- 12番 桑畑 浩三君
-

私は、25年の4月に教育長として就任をさせていただいたところです。

その中で、モットーといいますか、考えておりましたのが、この文教三股のさらなる振興と、地域と一体となった教育の推進というのを掲げてまいりたいというふうに話しておりました。

翌年の26年7月に、三股町教育の日を制定をいたしました。そして、その教育の日制定イベントとして、10月の第3土曜日を文教三股フェスティバルというのを開催しまして、町民とが一体になった教育を推進する、あるいはそういう機会を図るということで、文教三股フェスティバルを設けたところであります。

また、同年には、学校支援地域本部事業をスタートしまして地域の方たちの力による、そしてまたさらなる維持されていきたいということから、そういう事業もスタートさせていただきました。

27年度は、土曜学習ですけれども、ネーミングとしてはきらめき土曜塾を開催いたしまして、毎週第4土曜日に希望する子供たちを学校でできない体験活動等を進めてまいったところです。

また冬には、アレンジしたのですがみまたん霧島パノラマまらそんを実施することができました。

28年度、本年度は、新規事業として子供の明るい未来創造事業というものを立ち上げることができまして、その中では、特に、放課後子供教室を宮村小学校でモデルとしてやっておるところでございます。

3年2カ月させていただきましたけど、まだまだ継続しておるものとして、町史編さん事業、それから梶山城の用地取得等の事業がまだ継続して大きな課題として残っております。その課題もありますけれども、今後も議会議員の皆様方のご支援、ご指導をいただきながら教育行政を一步一步進めていきたいというふうに思っております。

どうぞ、よろしく願いいたします。

○議長（福永 廣文君） 本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 常任委員長報告

○議長（福永 廣文君） 日程第1、常任委員会委員長報告を行います。

まず、総務産業常任委員長より報告をお願いいたします。総務産業常任委員長、池邊君。

〔総務産業常任委員長 池邊 美紀君 登壇〕

○総務産業常任委員長（池邊 美紀君） おはようございます。

総務産業常任委員会に付託された審査の結果についてご報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、議案第38号、42号、46号、47号の計4件であります。

以下、案件ごとにご説明申し上げます。

まず、議案第38号「三股町税条例等の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する等の、法律が、平成28年3月1日に公布されたことに伴い、改正を行ったもので、改正の内容といたしましては、3輪以上の軽自動車の取得者に新たに軽自動車税環境性能割を創設し、現行の軽自動車税を軽自動車税種別割とすると。

それから、自主服薬推進のための医療費控除の特例の創設に関すること、また旧3級品の紙巻きたばこに係る地方たばこ税の特例税率の廃止に伴い、段階的に税率が引き上げられる上での手持ち品課税に関するものが主なものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第42号「平成27年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、年度末における事業の実績、あるいは決定に基づき歳入歳出予算の補正を行ったものであります。

歳入歳出予算の総額4億5,719万6,000円から、歳入歳出それぞれ691万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億5,027万7,000円としたものであります。

歳入については、受益者負担金及び使用料の増額と、一般会計繰入金及び事業債の減額が主なものであります。

歳出については、委託料工事請負費及び水道管移設負担金の減額と積立金の増額が主なものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

審査により、委員会から意見が1件ございました。

審査台帳の整備をすべきとの意見であります。

続きまして、議案第46号「平成28年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額4,728万1,000円から、歳入歳出それぞれ209万7,000円を減額し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ4,518万4,000円とするものであります。

歳入については、一般会計繰入金を減額し、歳出については4月の人事異動に伴う人件費の増減を行うものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第47号「財産の取得について」ご説明申し上げます。

現在、最終処分場で使用しております油圧ショベルが、平成11年度に購入したもので、購入

後16年以上が経過し、老朽化が進んでいるため、買いかえを行うものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、総務産業常任委員会の報告を終わります。

○議長（福永 廣文君） 次に、文教厚生常任委員長より報告をお願いいたします。楠原君。

〔文教厚生常任委員長 楠原 更三君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（楠原 更三君） おはようございます。

文教厚生常任委員会の審査の結果を議会開議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第39号、41号、44号、45号の計4件です。

以下、案件ごとに説明いたします。

議案第39号「専決処分した事件（三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」の報告及び承認について。

本案は、国民健康保険法施行令の改正に準じ、国民健康保険税の賦課限度額を引き上げ5割軽減及び2割軽減世帯の軽減判定所得の基準額を引き上げるものです。

慎重に審査した結果、全会一致で承認すべきものと決しました。

議案第41号「専決処分した事件（平成27年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」の報告及び承認について。

本案は、年度末における事務事業の実績、あるいは決定に基づき、歳入歳出予算の補正を行ったものです。

すなわち、歳入歳出予算の総額36億880万7,000円から、歳入歳出それぞれ1億220万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億660万6,000円としたものです。

歳入については、国民健康保険税及び国庫支出金の増額と、療養給付費等交付金、県支出金及び繰入金の減額が主なものです。

歳出については、保険給付費の一般被保険者療養給付費保険事業費の特定健康診査等事業費及び予備費の減額が主なものです。

慎重に審査した結果、全会一致で承認すべきものと決しました。

議案第44号「平成28年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」。

本案は歳入歳出予算の総額34億9,877万2,000円から、歳入歳出それぞれ150万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億9,726万3,000円とするものです。

歳入の主なものは、繰入金を減額し、歳出については4月の人事異動に伴う人件費の減額を行うものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第45号「平成28年度三股町介護保険特別会計補正予算（第1号）」。

本案は歳入歳出予算の総額21億5,799万2,000円から、歳入歳出それぞれ342万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億5,457万2,000円とするものです。

歳入の主なものは、一般会計繰入金の減額で、歳出の主なものは4月の人事異動に伴う人件費の減額及び高額医療合算介護サービス費の増額を行うものです。

本案の審査におきまして、次のような要望が出されました。

介護保険制度の改正に伴い、見直しがさまざまな面で行われている。そのため、当該職員の研修機会が十分に保障されるような予算となることを要望する。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（福永 廣文君） 次に、一般会計予算・決算常任委員長より報告をお願いいたします。堀内君。

〔一般会計予算・決算常任委員長 堀内 義郎君 登壇〕

○一般会計予算・決算常任委員長（堀内 義郎君） おはようございます。

一般会計予算・決算常任委員会の審査結果について、会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第40号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成27年度三股町一般会計補正予算（第5号）」と、議案第43号「平成28年度三股町一般会計補正予算（第1号）」の計2件でございます。

以下、ご説明いたします。

まず最初に、議案第40号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成27年度三股町一般会計補正予算（第5号）」についてですが、本案は年度末における各種事務事業の実績、あるいは決定に基づき、歳入歳出予算の補正を行ったものであります。

すなわち、歳入歳出予算の総額99億4,900万円から、歳入歳出それぞれ3,712万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億1,187万3,000円としたものであります。

まず、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

町税は、町民税、固定資産税、町たばこ税など収入実績見込みにより増額補正し、地方贈与税配当割交付金株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車所得税交付金、地方交付税等は交付決定によりそれぞれ増額補正したものであります。

国庫支出金及び県支出金は、交付決定及び交付決定見込みにより増額補正したものであります。寄附金は、2億円を目標にふるさと納税事業に取り組んできましたが、若干届かなかつたため減額補正したものであります。

基金繰入金については、財政調整基金繰り入れなど、今回の歳入歳出予算で見込まれる収支額の余剰分について、それぞれ基金の取り崩し委託を減額し、基金の留保を図ったものであります。

なお、西部地区体育館整備基金については、基金廃止により残額を繰り入れたものであります。町債においては主に、農林水産行政の畑地帯総合整備事業宮ノ原第2地区など、それぞれ事業の実績により減額補正したものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

各款及び各項において、それぞれ各種事務事業の実績に基づき、執行残主要額を減額補正したものであります。

総務費においては、総務管理費の一般管理費賦課確保の執行残であります。

民生費においては、社会福祉総務費の扶助費、老人福祉の委託料、児童福祉の施設型給付費の減額が主なものであります。

衛生費においては、予防費の予防接種委託料や、母子衛生費の妊婦健診委託料などの執行残ほか減額の主なものであります。

農林水産業においては、農林振興費や、畜産業費の各種補助事業の実績により、執行残を減額しているものが主なものであります。

土木費においては、都市下水路費の公共下水道事業繰出金や、住宅管理費の住宅管理調査委託料の減額が主なものであります。

消防費においては、防災対策費の備品購入費の減額が主なものであります。

教育費においては、事務局費の特別支援教育業務委託料や、幼稚園就園奨励費補助金の実績による減額、小学校費、中学校費の養護及び準要保護児童生徒援助費の実績による減額、文化振興費の需用費や委託料の執行残による減額、また体育館施設費において西部地区体育館工事管理業務委託料の執行残を減額したものが主なものであります。

諸支出金においては、見込まれ出資額の余剰金を財政調整基金、公共施設等整備基金、減債基金に積み立てるため、増額補正したものであります。

次に、第2表、地方債補正についてご説明申し上げます。

補正予算書の7ページになりますが、公共事業等債については、60万円減額し、限度額を3,380万円とし、地域活性化事業債は510万円減額し、限度価格を2億4,880万円に変更したものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で承認すべきものと決しました。

次に、議案第43号「平成28年度三股町一般会計補正予算（第1号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、人事異動に伴う給与費や、緊急な対応を要する事業等について、所要の補正措置を行うものであります。

すなわち、歳入歳出予算総額93億円に、歳入歳出それぞれ9,858万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億9,858万7,000円とするものであります。

まず、歳入について主なものをご説明申し上げます。

国庫支出金は昨年度に引き続き実施される消費税増税に伴う低所得者への負担緩和のための補助金及び町営住宅耐震診断調査事業に対する土木費国庫補助金を増額補正するものであります。

県支出金は、市町村間連帯支援交付金及び畜産酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金を増額補正するものであります。

繰越金は、収支不足額を増額補正し、諸収入はコミュニティー助成事業補助金を増額補正するものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

歳出の各費目にわたる給与費等については、本年4月の人事異動に伴う、款項目間及び会計間の組みかえによる人件費の増減等を補正するものであります。

総務費は、熊本地震被災地への職員派遣要請に応えるため、一般管理費の普通旅費を増額補正するものであります。

また、総務管理費の企画費においては、若者U I Jターンを目的に、若者が活躍する円域へ、移住定住パートナーシップ事業負担金を増額補正するものであります。

民生費は、総合福祉センターの温泉施設の装置を、早急に取りかえる必要が出てきたため、社会福祉施設費の修繕料を増額補正するとともに、臨時福祉給付金等の事務費及び事業費を増額補正するものであります。

農林水産業においては、県補助金として受けた畜産酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金を町を経由して補助するため、同額を畜産業費の補助金として増額補正するものであります。

土木費は、総合戦略などの町の事業を進める上で、都市計画マスタープランの策定が必要となったため、委託料を増額補正するものであります。

教育費は、コミュニティー助成事業、助成金の決定に伴い増額補正するものであります。

次に、第2表、債務負担行為についてですが、予算書の4ページになりますが、都市計画マスタープラン策定事業、来年度までの2カ年事業として実施するため、債務負担を設定するものであります。

以上、慎重に審査した結果、全会一致で可決するべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

日程第2. 質疑（議案第38号から第47号までの10議案）

○議長（福永 廣文君） 日程第2、質疑を行います。

質疑につきましては、ただいまの常任委員長報告に対する委員長への質疑であります。質疑の際は議案番号を明示の上、質疑をお願いいたします。

なお、質疑は1議題につき1人3回以内となっております。

それでは、常任委員長報告に対する委員長への質疑はありませんか。森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 議案第38号、専決処分の税条例の改正条例ですけれども、軽自動車の燃料、性能割について住民負担の増大という観点からの審議は行われましたか。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○総務産業常任委員長（池邊 美紀君） この件につきましては、国のほうからの通達というふうになったことで、そのままの形で承認をいたしております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） ないようですので、常任委員長報告に対する委員長への質疑を終結いたします。

日程第3. 討論・採決（議案第38号から第47号までの10議案）

○議長（福永 廣文君） 日程第3、討論・採決を行います。

議案第38号「専決処分した事件の報告及び承認について（三股町税条例等の一部を改正する条例）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 議案第38号、三股町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認について、反対の立場から討論させていただきます。

軽自動車税の環境性能割の追加、事実上の増税と言われており、業界団体からも反対の声が上がっているものであります。

2年連続個人消費が減少しているという今の経済状況の中で、住民に新たな税の負担を強いるということは、反対という立場から反対討論とさせていただきます。

○議長（福永 廣文君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。ご異議があるようですので、起立により採決いたします。

議案第38号は総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福永 廣文君） 起立多数であります。よって、議案第38号は原案のとおり承認されました。

議案第39号「専決処分した事件の報告及び承認について（三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を議題として、討論・採決を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第39号は文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、議案第39号は原案のとおり承認されました。

議案第40号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成27年度三股町一般会計補正予算（第5号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第40号は一般会計予算・決算常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案のとおり承認されました。

議案第41号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成27年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」を議題として、討論・採決を行います。

本案に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第41号は文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、議案第41号は原案のとおり承認されました。

議案第42号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成27年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号））」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第42号は総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、議案第42号は原案のとおり承認されました。

議案第43号「平成28年度三股町一般会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論ないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第43号は一般会計・予算決算常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

議案第44号「平成28年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第44号は文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

議案第45号「平成28年度三股町介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第45号は文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

議案第46号「平成28年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第46号は総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

議案第47号「財産の取得について」を議題として、討論・採決を行います。

本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第47号は総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第4. 意見書案第4号、第5号、発議第2号一括上程

○議長（福永 廣文君） 日程第4、意見書案第4号、第5号の2件及び発議第2号を一括して議題といたします。

初めに、意見書案第4号について、提出者の趣旨説明を求めます。指宿君。

〔8番 指宿 秋廣君 登壇〕

○議員（8番 指宿 秋廣君） それでは、意見書案第4号「地方財政の充実・強化を求める意見書（案）」について、ご説明を申し上げます。

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定・実行など、新たな政策課題に直面しています。

本来必要な公共サービスを提供するため、財政面でサポートするのが財政の役割です。しかし、財政再建目標を達成するためだけに、不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。

このため、2017年度政府予算、地域財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立を目指すことが必要です。このため、政府に以下の7つの項目の実現を求めるのであります。

1、社会保障、被災地復興、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。

2、子ども・子育て支援新制度、地域医療構想の策定、地域包括ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材確保をするための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。

3、地方交付税におけるトップランナー方式の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の発展度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、これ以上、拡大しないこと。

4、復興交付金、震災復興特別交付税などの復興にかかる財源措置においては、復興集中期間終了後の2016年度以降も継続すること。また、2015年度の国勢調査を踏まえた人口急減、急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。

5、地域間の財源偏在性の是正のため、地方偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分に検証した上で、代替財源の確保を初め、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。

6、地方財政計画に計上されている、歳出特別枠、重点課題対応分及びまち・ひと・しごと創生事業費については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換を図るため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振りかえること。

7、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、別紙の内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、内閣府特命担当大臣、経済産業大臣、地方創生担当大臣へと意見書を提出しようとするものであります。

よろしくご審議のうえ、ご採択願いますようお願い申し上げます。提案の理由を終わります。

○議長（福永 廣文君） 次に、意見書案第5号について、提出者の趣旨説明を求めます。池田さん。

〔10番 池田 克子君 登壇〕

○議員（10番 池田 克子君） それではご説明申し上げます。

次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書（案）についてご説明いたします。

平成27年6月30日に閣議決定された、骨太の方針の中で、次期介護保険制度改正に向けて、軽度者に対する福祉用具貸与等の給付の見直しを検討することが盛り込まれました。現行の介護保険制度による福祉用具、住宅改修のサービスは、高齢者自身の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図るという極めて重要な役割を果たしております。

例えば、手すりや歩行器などの軽度者向け福祉用具は、転倒、骨折予防や自立した生活の継続を実現し、重度化を防ぎおくらせることに役立っています。また、安全な外出機会を保障することによって特に、ひとり暮らしの高齢者のとじこもりを防ぎ、社会生活の維持につながっています。

仮に軽度者に対する福祉用具、住宅改修の利用が原則自己負担になれば、特に低所得世帯等弱者の切り捨てになりかねず、また、福祉用具、住宅改修の利用が抑制され重度化が進展し、結果として介護保険給付の適正化という目的に反して、高齢者の自律的な生活を阻害し給付費が、増

大する恐れがあります。

そこで、下記の事項について政府に対し検討を強く求めるものであります。

1、次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しにおいては、高齢者の自立を支援し、介護の重度化を防ぐといった介護保険の理念に沿って、介護が必要な方の生活を支える観点から検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

慎重にご審議の上、ご採択いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（福永 廣文君） 次に、発議第2号について、提出者の趣旨説明を求めます。指宿君。

〔議会運営委員長 指宿 秋廣君 登壇〕

○議会運営委員長（指宿 秋廣君） それでは、発議第2号「三股町議会委員会条例の一部を改正する条例について」提案の理由を申し上げます。

議会委員会条例の見直しは議長から諮問がありました、議会活動を支える体制の整備等についてを議会運営委員会で審査しておりますが、三股町議会委員会条例に疑義が生じたために所要の改正をしようとするものであります。

改正内容は、委員長及び副委員長がともにいないときの互選にある、条例第9条第2項中の年長の委員長の職務に次の1項、第1項の互選を行う場合には、前項の職務を行っている者も互選の投票をすることができるを加えて、職務の権限を明確にして改めようとするものです。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますよう、お願いいたします。

日程第5. 意見書案第4号、第5号、発議第2号の質疑・討論・採決

○議長（福永 廣文君） それでは、会議規則により全体審議では同一議題につき、1人5回以内となっております。ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、意見書案第4号「地方財政の充実・強化を求める意見書（案）」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。意見書案第4号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第4号は原案のとおり可決され

ました。

次に、意見書案第5号「次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書（案）」を議題として質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。意見書案第5号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

本日可決されました意見書は速やかに関係機関に送付し、その善処策を求めることといたします。

次に、発議第2号「三股町議会委員会条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。発議第2号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第6. 議員派遣について

○議長（福永 廣文君） 日程第6、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付してあるとおり、7月21日から7月22日にかけて、滋賀県大津市で開催される研修に議員2名を、7月22日に宮崎市で開催される研修会に議員2名を、さらに8月2日に宮崎市で開催される協議会、並びに研修会に議員2名を派遣することといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、7月21日から22日にかけて滋賀県大津市で開催される研修会に議員2名、7月22日に宮崎市で開催される研修会に議員2名、さらに8月2日に宮崎市で開催される協議会、並びに研修会に議員2名を派遣することに決しました。

お諮りします。今期定例会において、議決案件の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則44条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

以上で、全ての案件を議了しましたが、3月定例議会後の議長の公務報告はお手元に配付してあるとおりであります。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時45分休憩

〔全員協議会〕

午前10時47分再開

○議長（福永 廣文君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

○議長（福永 廣文君） 以上で、今会期の全日程を終了いたしましたので、これをもって平成28年第2回三股町議会定例会を閉会いたします。

午前10時47分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 福永 廣文

署名議員 内村 立吉

署名議員 池田 克子